

令和 8 年度予算概算要求の概要 (事業別の資料集)

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもまんなか社会の基盤構築

事業の目的

- こども政策の目標である「こどもまんなか社会」の実現には、行政が責任をもって取り組むことに加えて、民間企業において、その従業員や顧客等に対して、こどもや子育て中の方々を応援する取組が広く展開され、社会全体がこどもや子育て家庭に優しい環境にすることが必要不可欠。
- 民間企業にとっても、こどもや子育てに貢献する取組は人材確保や事業性の向上に寄与することが指摘されている。また、今後、国際的な動きも含めて、人的資本に係る情報提供のあり方について一定の検討が進む可能性もある。他方、民間企業の子育て支援等は、企業自身でも社会的意義がある程度認識されているものの、その効果が企業自身やステークホルダーに不明確で、企業内で優先順位を上げづらい環境にある。
- こうした状況を踏まえ、民間企業における取組を官民が連携して支援しつつ、取組事例の収集、人材確保や事業性の面からの効果分析、「こどもまんなか社会」に向けて取り組む企業が評価される環境整備に向けた知見や枠組みの蓄積・検討を行う。

事業の概要

- 民間企業の自発的な取組を推進するため、次に掲げる事業を実施する。
 - ① 「こどもまんなか社会」に向けた取組を評価するために必要な環境整備に向けた調査業務等
 - ・ 企業が社員に対して行うこども・若者・子育て世帯への支援や、こどもが健やかに育まれる社会づくりに向けたサービス・環境整備が創出する社会的価値を見える化し、社会全体（個人、企業、投資家等）で共有する仕組みや、「こどもまんなか社会」に向けた取組が企業価値の向上につながる環境及び、その体制整備について調査する。
 - ・ 民間企業における「こどもまんなか社会」に資する取組を促進する枠組みや施策について、有識者等からなる場を設けて検討を行う
 - ② 「こどもまんなか社会」に向けた民間企業の取組を推進するための支援業務
 - ・ 社員・顧客問わず、こども・若者・子育て世帯への支援（こども・子育て世帯優先のサービス、ライフデザイン支援、仕事と育児を両立しやすい職場づくり等）に取り組む民間企業に対して、支援を行う。
 - ③ 企業等による若い世代のライフデザイン支援拡大を図るための広報業務
 - ・ これまでの成果も活用し、若い世代の社会人等へのライフデザイン支援に取り組もうとする企業等に必要な情報提供を行い、実際の取組事例を拡大し、今後さらに自発的な取組が広がるよう、経済団体や企業との連携による全国各地での普及活動やウェブ発信等を行う。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ一部委託）

事業の目的

令和8年度概算要求額 3億円

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々などを応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある。（『こども未来戦略』（令和5年12月22日閣議決定））
- 気運醸成には、多様なアプローチによる複層的な働きかけが有効なことから、「加速化プラン」に基づく3年間の集中的な取組として「こどもまんなかアクション」を展開する。
- 「こどもまんなか」の認知率の向上等により「こども・子育てにやさしい社会の実現」に向かっていると考えている人の割合70%の実現を図る。

事業の概要

1. こどもまんなかアクションの推進

地方自治体、企業、個人などによる「こどもまんなか応援サポーター」の自主的な取組をメディア、SNS、イベント・シンポジウムを通じた情報発信により見える化することで、新たな取組や団体同士のつながりを引き出し、こどもまんなかな行動（アクション）の広がりを生み、気運醸成を図る。

国や地方自治体のみならず、地域社会、企業、NPOなど様々な関係者がセクターを超えた連携・取組の推進を図るため、春と秋の「こどもまんなか月間」及び夏休み期間など時機を捉えたキャンペーンの実施等を行う。

（参考）こどもまんなか応援サポーター（自治体、企業、団体、個人）によるアクション事例



団体による
里山体験やこども食堂



県立児童館による
こどものアイデアでつくる遊び場



企業による中学生を
対象とした出張授業

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

事業の目的

令和8年度概算要求額 2億円

- こども基本法（令和4年法律第77号）において、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、こども施策の策定等に当たって、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務付ける規定が設けられた。こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- また、こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）においても「こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぷらす』）を推進し、各府省庁が設定したテーマに加え、こども・若者が選んだテーマについても、こども・若者の意見の政策への反映を進める。」とされ、こどもまんなか実行計画2025（令和7年6月6日こども政策推進会議決定）においても「『こども若者★いけんぷらす』において、対面、オンラインやチャットでの意見交換、アンケート、施設等に出向く意見聴取など多様な手法を組み合わせながら、こども家庭庁や関係府省庁の施策に関するテーマに対し、多様なこども・若者の意見を聴取し、最善の利益を実現する観点から政策に反映することができるよう着実に実施する。」とされているところである。
- このため、こども政策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を推進するよう、各府省庁やこども家庭庁が施策を進めるに当たってこども・若者から意見を聴くための仕組みを設け、多様な手法を組み合わせながら、こども・若者からの意見聴取を実施する。

事業の概要

- 政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、こども・若者の運営への参画を得つつ、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見したいテーマ等に関し、対面、オンライン会議、チャット、Webアンケート及び施設等に出向いて意見を聴く方法などの多様な手法を組み合わせながら、こども・若者（通称：ぷらすメンバー）から意見聴取を行う。聴いた意見は、こどもの最善の利益を実現する観点から政策に反映し、フィードバックに繋げるとともに、その結果を示すことで、更なるこども・若者の参画につなげる。さらに、意見聴取に当たっては、こども・若者の意見表明をサポートするファシリテーターが参画し、アイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こども・若者が意見を言いやすい環境の下で実施する。

実施主体等

【実施主体】国（一部委託）

事業の目的

令和8年度概算要求額 0.2億円

- こども基本法（令和4年法律第77号）の趣旨等を踏まえ、こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）においては、「こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等のための取組を行う。」こととされている。
- こどもまんなか実行計画2025（令和7年6月6日こども政策推進会議決定）においては、「こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が地方公共団体において着実に行われるよう、地方公共団体の支援を行うとともに、好事例を有する地方公共団体との連携等を行いながら、更なる取組の促進に向けて検討する。」「こども・若者意見反映サポート事業」において、地方公共団体におけるこども・若者の意見反映の継続的な取組を推進するため、希望する地方公共団体に対し、意見聴取の場づくりを始めとする一連の意見反映プロセスについての相談対応及び意見を聴く場へのファシリテーター等の派遣を行うほか、こどもや若者の意見表明を支えるファシリテーションについての必要な知識や実践的経験を有した人材を増やし、こどもや若者にとって安全・安心な意見表明の機会を確保及び拡大するため、地域人材を対象とした「こども意見ファシリテーター養成講座」を行う。」「更なるこども・若者の審議会、懇談会等への参画を促進するため、各府省庁や地方公共団体の審議会、懇談会等における、こども・若者委員の登用実績に関する情報等の蓄積・共有に向けて取り組む」こととされている。また、こども・若者の政策決定過程への参画に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）においても、「各種審議会等の委員登用を含む、こども・若者の意見反映・社会参画を推進する」としている。
- これらを踏まえ、地方自治体にファシリテーターを派遣するとともに、地方自治体において活躍するファシリテーターの養成を通して、全国各地でこども・若者の意見聴取を行う上で必要な環境整備に取り組み、また、各種審議会等のこども・若者委員の参画促進に向けた取組を通して、意見反映・社会参画を推進する。

事業の概要

（1）地方自治体へのファシリテーター等派遣【見直し】

- こども・若者の意見反映に取り組む地方自治体を支援するため、ファシリテーター等を派遣する。必要に応じて地方自治体職員向けの研修を実施する等理解増進に取り組むとともに、地方自治体におけるこども・若者の意見聴取に参加し、助言を行う。

（2）国・地方自治体におけるファシリテーター養成の支援【継続】

- 令和5年度調査研究で作成した「ファシリテーター養成プログラム」を活用し、こども・若者からの意見聴取にあたって活躍が期待されるファシリテーターの養成のための研修を全国の複数箇所で行う。

（3）こども・若者委員の活躍促進に向けた取組（仮称）【新規】

- 審議会等におけるこども・若者の登用を促進するため、地方自治体等の審議会等に所属しているこども・若者委員を対象とした、参画状況やノウハウ、課題感等を情報交換する場を提供する。

実施主体等

【実施主体】国（一部委託）

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和8年度概算要求額 2億円

事業の目的

- 希望する誰もがこどもを持ち安心して子育てでき、全世代が生涯にわたって活躍できる社会を実現し、人口減少社会の流れを変えていくためには、職場慣行を含めた働き方の見直しや社会全体の構造・意識の改革に向けて、企業や地域社会、高齢者や独身者など現在子育ての当事者でない方も含めすべての人が取り組もうとする「社会の気運醸成」が重要である。
- 人口減少時代の生き方、暮らし方、働き方の見つめ直しや社会全体の構造・意識の改革は、各層・各界の交流により、気づきが共有、広がることによって達成されると期待できることから、経済界・労働界、地方自治体、関係団体、有識者、特に若者世代といった幅広い人々が参画した推進組織による民間主導の取組を支援する。

事業の概要

- 企業や地域社会などの構成員や若い世代の意識が高まり、それぞれの行動変容に結びつくよう、推進組織が以下の観点から行うシンポジウム・セミナーの開催、広報内容や手法の検討、広報・意識醸成コンテンツの作成、対面・メディア・SNS等の各種媒体を活用した情報発信やメディア・若者・女性との対話交流、調査研究等の取組を支援する。
- (1) 特にリーダー層や中高年層について
①少子化に対する危機感を醸成することや、②若者や子育て世代の働き方など、企業や地域社会が少子化に深くかかわっている実態を伝えること、③企業や地域の好事例の発掘と発信を通じ、働き方の見直しなど「やればできる」と理解してもらうことなど、理性と感情の双方に同時に働きかける。
 - (2) 「若い世代」について
若者世代を取り巻く環境・制度の見直しと併せて、家庭やこどもを持つことなどについて若者世代の意見を十分に聴取し、若者世代の価値観を踏まえた広報や情報提供を行う。
 - (3) 高齢者、独身者など現在子育ての当事者でない方について
各人のやり方で、お互いの立場をわかり合い、助け合いながら、こども・子育ての応援が可能であることを伝えるとともに、こども・子育てに関わりうる場を社会の様々な場所でデザインすることにより、自発的な関わりが自然発生的に生じることを目指す。

実施主体等

【実施主体】 国（民間事業者等へ委託）

令和8年度概算要求額 0.2億円

事業の目的

- こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）において、全てのこどもや若者の健やかな成長を社会全体で後押しするため、こどもや若者、子育て家庭に対し地域で支援を行っているNPOをはじめとする様々な民間団体や、地域で活動する民生・児童委員等とのネットワークを強化し、市民社会との積極的な対話・連携・協働を図っていくこととしている。
- 令和6年度に設立した、NPOをはじめとする様々な民間団体を構成員とする「こどもまんなか社会実現プラットフォーム」の活動を通し、こども家庭庁と民間団体、また民間団体同士の対話・連携・協働を図るとともに、若者団体も含め、各団体が抱える諸課題の解決や活動支援に資するネットワーク構築支援や知見の共有等を行うことを目的とする。

事業の概要

①各種会議等の実施

プラットフォームにおける活動方針等の検討を行う幹事会や、意思決定を行う総会等を開催し、プラットフォームの着実な運営を行う。

②各種個別活動の実施

官民・民間団体同士の対話・連携・協働を図るための個別活動を企画・実施する。また、若者団体をはじめとする会員団体の資金面や人材面の課題解決や活動支援に資する講演会やセミナー等の開催、ネットワーク強化に関する活動等を実施する。

③会員拡大に向けた広報・周知

こどもまんなか社会の実現に関する理解を深め、プラットフォームの役割や意義等について広く発信するとともに、プラットフォームの会員拡大に向けて周知を図る。

④会員団体の活動に資する情報の提供

プラットフォームの活動や会員団体の活動促進に資する情報発信を行う。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ一部委託）

令和8年度概算要求額 0.3億円

事業の目的

- こども基本法（令和4年法律第77号）第15条において、国は、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとされており、こども基本法の趣旨・内容について、広く社会に周知することを目的とする。また、同法第9条において、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（こども大綱）を定めなければならないとされており、同様に広報活動等を通じて国民に周知を図る。

事業の概要

- 出張講座の開催【見直し】**
こどもがこども基本法及び児童の権利に関する条約について知ることができるよう、学校、放課後児童クラブ、児童館、こども食堂等において、こども家庭庁職員等による出張講座を開催する。
- こどもの権利に関する普及啓発コンテンツの制作【見直し】**
こども基本法及び児童の権利に関する条約に関するコンテンツを制作する。
- こどもの権利をテーマとしたイベント等への参加**
保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなを対象したシンポジウム等において、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について普及・啓発する。
- 児童の権利に関する条約の認知度調査等【拡充】**
児童の権利に関する条約の認知度調査（3年に1度の大規模調査）を実施し、条約の効果的な普及啓発を行う。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ一部委託）

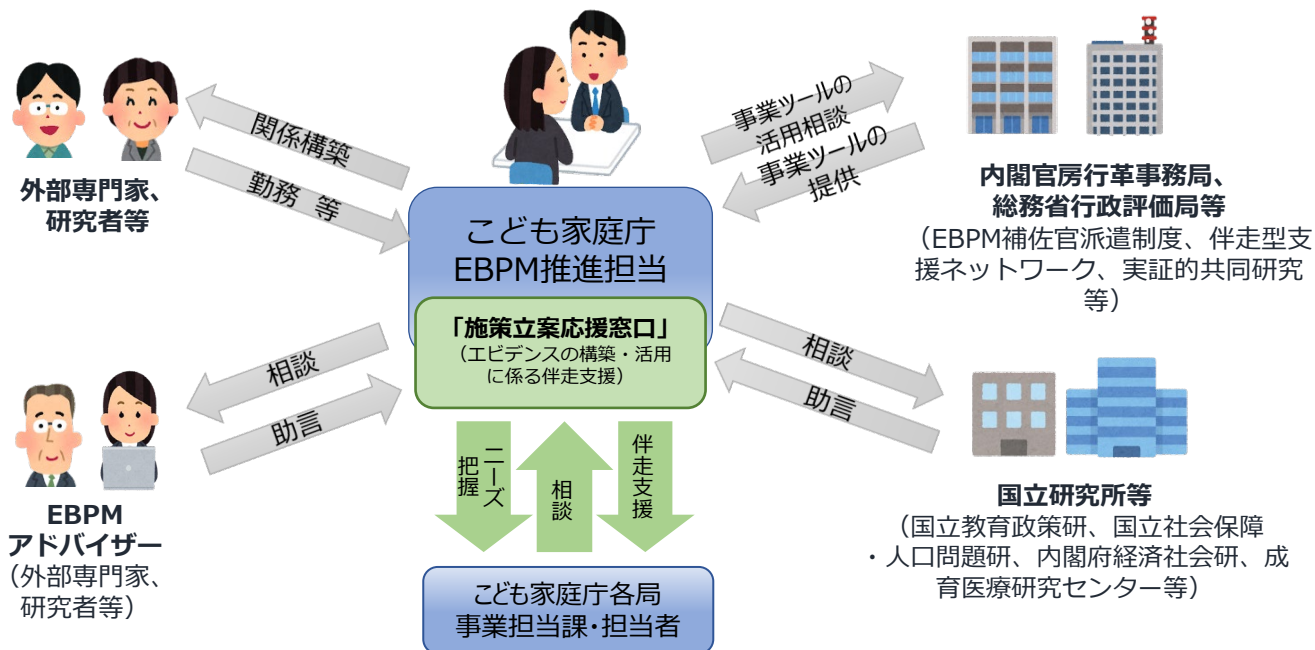
令和8年度概算要求額 0.1億円

事業の目的

- 「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、「課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していく」こととしており、こども施策を実施していく上で、EBPMの取組が求められている。
- そのような中、「こどもまんなか実行計画2025」（令和7年6月6日こども政策推進会議決定）で、「客観的で定量的なデータを活用して、こども施策の重点的な領域における検証可能な目標・指標を設定する。また、主要施策については、外部の専門的知見を取り込みながら、リサーチデザインの設計を行った上で、調査分析を行う」こととしており、それらの実現に向けた体制強化を図る。

事業の概要

- 現在、こども施策の企画立案・実施を担う職員が専門人材へ率直な相談が可能となるよう「施策立案応援窓口」を設置し、施策担当部局からの相談を受け、エビデンスの構築・活用に係る伴走支援を実施している。
- さらに、「施策立案応援窓口」におけるエビデンスの構築機能の強化及びこども家庭庁内のEBPMの浸透を高めるため、こども家庭庁内の環境整備を進める。



事業の目的

◎「こどもまんなか実行計画2025」において、こどもの道德、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、こどもの健全な育成に関する知識を広めることなどに積極的な効果を持つ児童福祉文化財（※1）を推進していくことが掲げられており、これに基づき具体的な施策に取り組んでいくことが求められている。

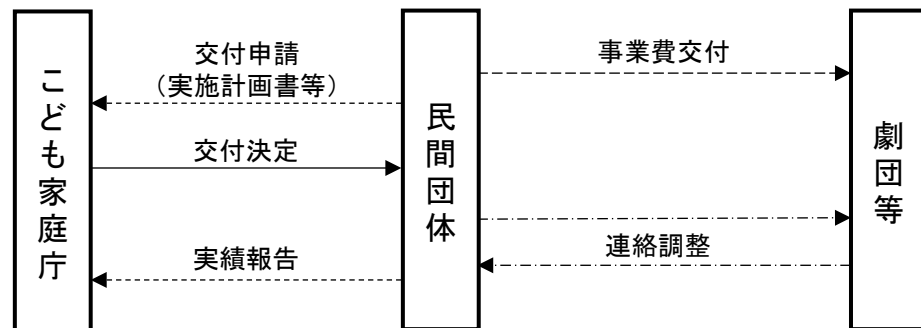
◎それを実現する手段の一つとして、こども家庭審議会で推薦された児童福祉文化財のうち、特別推薦作品（※2）となった「舞台芸術」部門の作品（児童劇）をはじめとする文化財に触れる機会が少ない地方のこどもやその家族を対象として公演することにより、こどもの情操等を向上せしめその生活内容を豊かにする取組みをモデル事業として実施する。

※1 こども家庭審議会において、児童の福祉の向上を図るため、絵本や児童図書等の「出版物」、演劇やミュージカル等の「舞台芸術」、映画等の「映像・メディア等」の優れた作品を「児童福祉文化財」として推薦している。

※2 児童福祉文化財のうち特に優れた作品。

事業の概要

実施主体が、特別推薦作品となった「舞台芸術」部門の作品（児童劇等）の公演を行う劇団等と調整を行い、こどもやその家族を対象とした公演を年16回（8ブロック×2回）実施する。（アンケート等による効果検証も併せて実施。）



※ こども家庭庁から民間団体に対して交付した事業費を基に、民間団体から劇団等へ交付を行う。

※ 観劇後、ワークショップを開催し、こどもたちが考えたことや感じたことを意見交換し、こどもたちの声として結果をまとめる。

※ とりまとめた結果（こどもたちの声）について、全国に発信し、こどもの道德や情操等を向上させる取組みの横展開を図っていく。

実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定予定）
 【補助率】 定額
 【補助基準額】 78,326千円



**若者世代が安心して希望する
将来設計を追求できる社会の構築**

若者世代を巡る状況と課題の総合的把握

令和8年度概算要求額 0.5億円

事業の目的

- 若者は、こどもが成長の過程を経て大人となるまでの移行期の中にあり、その実態は、近年の社会状況の変容により、従来から大きく変化及び多様化していると考えられる。そのような中、就労、教育など各省庁の所管分野ごとの縦割りに陥ることなく、こども家庭庁として若年世代に対する施策についての総合調整を担い、関係施策を推進していくことが求められる。
- そのため、まずは、困っている若年世代、迷っている若年世代、より知りたい、より良い選択をしたいと思う若年世代、社会参画を求める若年世代などの、多様な境遇にある若年世代が現在又は将来にわたり、社会で生きていくためにどのような意識を持っているのかを総合的に把握するための調査を実施し、若年世代に対する施策の企画・立案の基礎資料を得ることを目的とする。

事業の概要

1. 先行して実施されている若年世代に関する調査研究の把握・とりまとめ
各府省や民間機関などにおいて過去に実施された若年世代に関する調査研究について把握・分析・整理を行う。
2. 若年世代に対するアンケート調査の実施
15歳から39歳までの男女約10万人を対象に、以下の事項について調査を行う。
【調査事項（案）】
 - ・ 困っていること（家族関係・人間関係、仕事・キャリア、お金、生活・住まい）
 - ・ 支援の認知、ニーズ
 - ・ 迷っていること、より知りたいこと、より良い選択を取りたいと考えていること
 - ・ チャレンジしたいこと、求める社会参画の在り方
 - ・ 緊急時に頼れるところの認知
 - ・ 若者支援施策・取組の認知度
 - ・ 自己認識（自己肯定感、幸福感） 等

実施主体等

【実施主体】 国（委託）

国連人口基金(UNFPA)拠出金 (少子化に関する国際調査分担金)

新規

長官官房 少子化対策室

令和8年度概算要求額 0.1億円

事業の目的

我が国の少子化は、急速に進んでおり、深刻な状況であるが、諸外国の状況を見ると、フランスやスウェーデンといった過去に出生率が反転した国でも、近年は低下傾向にある。一般的に、希望するこどもの数と実際にもつこどもの数についての乖離は、経済や雇用の不確実性や、子育てのコスト、仕事と子育ての両立の難しさ等が挙げられるが、子育てにかかる経済支援等が高い水準でなされている地域においても、出生率の低水準化が見られている。

こうした中、国連人口基金(UNFPA)において、若者の出産意識の変化の可能性が指摘され、国を超えた研究が必要であるとして、調査を行うところ、我が国においても、近年若者の価値観の多様化は少子化の背景にあると考えており、少子化対策の立案に極めて有用であると考えられることから、拠出金を負担するものである。

事業の概要

○若者(15~40歳)の出産に関する願望と選択に関する調査

- ・調査対象国：最大80か国を想定。
- ・調査方法：オンライン形式。UNFPAから調査会社への委託により実施。
- ・調査設計、実施、分析、公表：UNFPAの専門家諮問委員会が監督。
- ・調査項目：「出産に対する願望や意向」、「出産の選択に対する障壁と実現要因」、「願望と選択への決定要因」。
- ・結果の公表：イベントや出版物、ソーシャルメディア。
- ・スケジュール：令和7年11月~令和8年6月。(パイロット調査は、すでに実施済み)

実施主体等

【実施主体】国連人口基金(UNFPA)へ拠出金を負担

**若者世代とのつながり・
支援ニーズ把握と支援の強化**

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

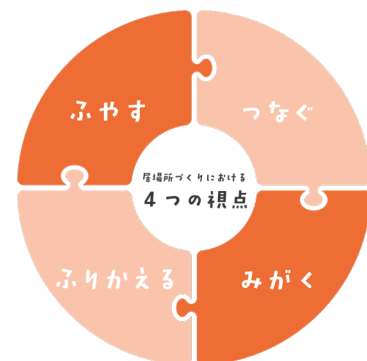
- こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- 居場所マップの作製・配布
- 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- 人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり
- ・居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】	1 都道府県あたり	7,489千円	1 指定都市あたり 5,842千円
	1 特別区・中核市あたり	3,683千円	1 市町村あたり 2,080千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】	1 都道府県あたり	4,502千円	1 指定都市あたり 4,090千円
	1 特別区・中核市あたり	3,849千円	1 市町村あたり 2,107千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】	都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
【補助率】	国 10/10
【補助基準額】	1 団体あたり 5,000千円（上限）

※同一団体の同一事業は採択しない。



＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和 8 年度概算要求額 7 億円（9 億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1 実施主体あたり）

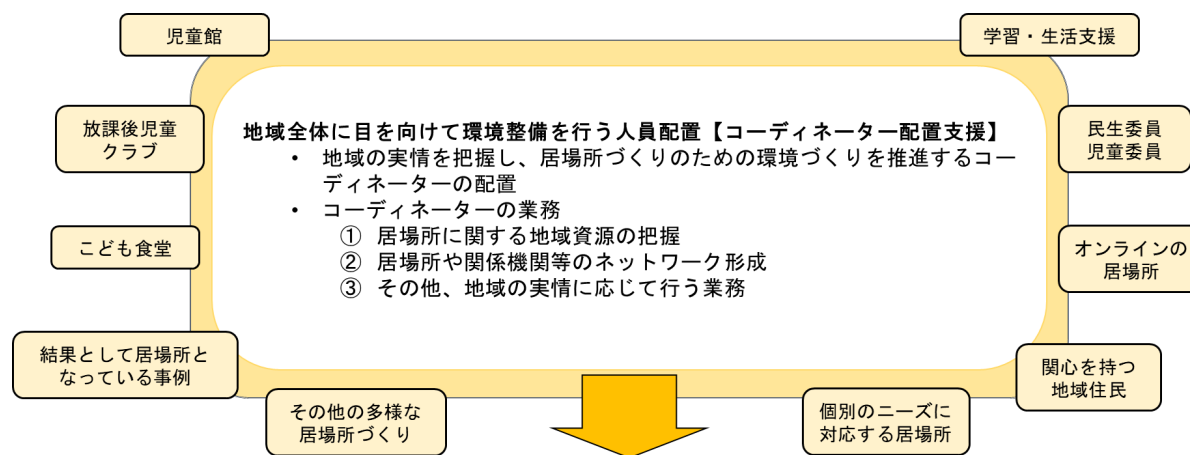
17,580千円（3 名以上配置の場合）

11,846千円（2 名配置の場合）

6,111千円（1 名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1 か所あたり）

50千円



〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度概算要求額 236億円の内数

事業の目的

- 置かれた環境等から若者が様々な生活上の困難に直面しているところ、おおむね義務教育終了後から30代までの困難を有する若者への支援は、児童への支援と比較して自治体における対応状況に課題があることが明らかになっており、困難を有する若者への支援を全国に広げることとは急務である。
 - 困難を有する若者は複合的な課題を有するほか、過去の経験等から行政や支援者への不信感を持つ者や、対人関係・援助希求を苦手とする若者も多いことから、自身のことを安心して話せるような関わりや、一度支援が終わった後にも戻って来られるような関係性や場を整える必要があることが明らかとなっている。
 - また、15歳・18歳の切れ目など、所属や支援機関が変わるタイミングで支援が途切れることで若者が頼れる先が無くなりやすいことが指摘されており、継続的に支援を必要とする若者と、所属が無くなる前から関係性を構築し、伴走型の支援を行う必要がある。
- ※ 当事業のほか、国においては、令和7年度中に、困難を有する若者支援の在り方等に関するガイドラインの検討、困難を有する若者支援の啓発・促進のための会合や研修等を実施予定。

事業の概要

(1) 困難を有する若者への相談支援機能強化

官民が連携し、困難を有する若者とのコンタクトポイントを確保して効果的に相談につなげるための信頼関係を構築するとともに、必要な支援を提供するためのコーディネート、子ども・若者総合相談センター等の地域の機関・団体等において行う場合、補助を行う。

● 市区町村における相談支援

- ① 若者をつながり・安心して困り事等を話せる関係を作るための取組
(若者向けスペースの運営、若者向けイベント実施、校内カフェの実施等)
- ② 伴走的サポートのための取組(支援計画の作成、同行支援、フォローアップ等)
- ③ 地域資源の開拓・連携、広報啓発等
(地域資源マップの作成、若者支援サポーターの養成、地域住民への広報啓発活動等)

● 都道府県における相談支援

- ① 管内若者支援の充実に向けた取組(未対応地域における若者支援機能の確保
(市区町村における①～③の役割を含む)、管内市区町村への助言等)
- ② 管内地域資源の開拓・連携、広報啓発等
(市区町村と協力した支援ニーズや地域資源の調査・把握、仮想空間上の実施を含めた若者向けイベントの実施、地域住民への広報啓発活動等)



(2) 支援からこぼれ落ちやすい若者支援モデル事業

地域において、制度のはざままで支援からこぼれ落ちてしまいやすい若者(少年院出院者、要対協での終結ケース等)と支援制度が途切れる前からつながり、次の支援につなぐための取組を実施し、効果的な実施方法に係る検証を行うモデル事業を実施する場合に補助を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村(指定都市・中核市含む)

【補助率】(1) 国: 2/3、都道府県・市区町村: 1/3 ・(2) 国10/10

【補助基準額】(1) 都道府県: ①～②のうち2メニュー実施: 23,278千円、1メニュー実施: 16,842千円

市区町村: ①～③のうち3メニュー実施: 15,842千円、2メニュー実施: 9,407千円

(2) 都道府県・市区町村: 15,747千円

※都道府県は、若者支援未対応の管内市区町村を含め、広域の支援機能強化を想定した基準額

若者世代の将来設計の可能性の最大化

令和8年度概算要求額 30億円

事業の目的

- こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援」が掲げられている。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充する。

事業の概要

① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組）を支援する。

（1）ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー（補助率：2/3）
結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティア等の育成・組織化 等
- ・重点メニュー（補助率：3/4）
自治体間連携を伴う取組、若い世代の描くライフデザイン支援、結婚支援事業者との官民連携型結婚支援 等

（2）結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

（3）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2）
結婚、妊娠・出産、子育ての温かい社会づくり・気運醸成に向けた、当事者及びその他の社会のあらゆる構成員の意識や行動の改革をもたらそうとする取組
- ・重点メニュー（補助率：2/3）
自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成、育児休業取得と家事・育児分担の促進 等

②結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム

ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケア講座等を受講した新婚世帯を対象に、地方公共団体が家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。

- ・一般コース（補助率：1/2）
- ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）
【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円 夫婦共に39歳以下（左記世帯を除く）：30万円
【交付要件】ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケア講座等の受講

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村等

事業の目的

- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、若い世代の結婚や子育てに対する不安の解消を含め、若い世代が将来展望を描けるよう取り組むとともに、共働き・共育ての推進、男性の家事・育児参画の促進も併せ、こども・若者、子育て世帯に温かい社会づくりを進めていく必要がある。
- 本事業は、「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」の議論も踏まえ、若い世代が自分らしく人生の選択ができるよう後押ししていくため、ライフデザインを考える機会の創出を一層進めていくとともに、若い世代が安心して自らのライフデザインに役立つ様々な情報を得ることができる場の充実や、若い世代自身によるライフデザインに関する様々な情報発信、また、当事者の共感を得やすい刺さる広報を継続推進していくものである。

事業の概要

- ライフデザインを描く機会創出の促進
 - ・ 地域と学校の連携、大学等の創意工夫により積極的に若い世代がライフデザインを描く機会を創出している優良事例を把握しつつ、若い世代にコンタクトポイントを持つ様々な主体と連携し、若者向けイベント等における講座、支援ツールの提供など、プレコンセプションケアの情報提供を含むライフデザイン支援の取組を実施し、若者に直接働きかける場面やライフデザインを考える機会を具体的に創出していく。
- ライフデザインに係る広報啓発、情報発信
 - ・ 若い世代が主体的に結婚や子育てに対する不安や課題感に対してテーマを設定し、自らが調査し、様々な手法を用いて若い世代に効果的な発信を行う。これにより若い世代のライフイベントに対する解像度を上げ、結婚やこどもを産み育てることを含む、希望する人生の選択肢をポジティブに捉えられるようになるなど、それぞれの価値観に基づき主体的に人生を選択できるようになることを目指す。
 - ・ 若い世代の持つ意識や課題感がライフステージによって異なることを踏まえ、それぞれのステージにおけるニーズを的確に捉えた、結婚、子育て、住まい、キャリア等のライフデザインに係る情報や支援制度等に関するコンテンツ開発・運営を行う。正確な情報を知ることによる将来に対する漠然とした不安を軽減し、若い世代のライフデザインの可能性の最大化を目指す。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ委託）

仕事と子育ての両立等への支援

国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置について

※子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）で措置したもの

1. 改正の概要（国民年金法の一部改正）

自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置を創設する。

※当該期間に係る被保険者期間の各月を保険料納付済期間に算入する。

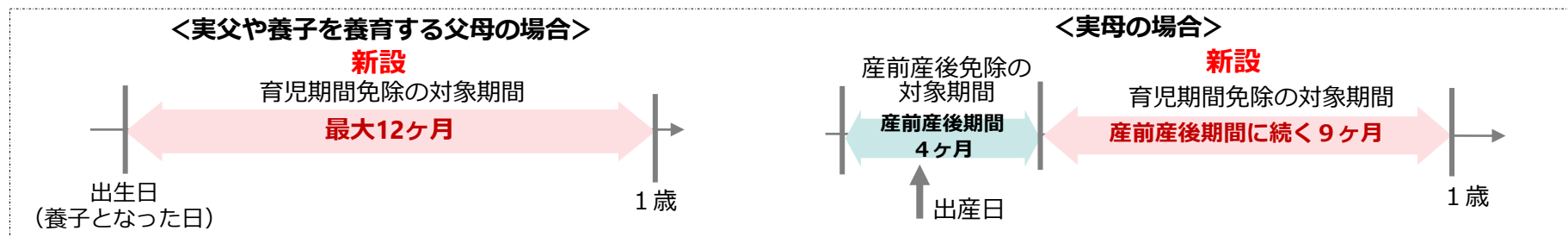
2. 免除に係る要件等について

①対象期間や要件等

- 子を養育する国民年金第1号被保険者を父母ともに措置の対象とする。
- 育児休業を取得することができる被用者とは異なり、自営業・フリーランス・無業者等の国民年金第1号被保険者については、育児期間における就業の有無や所得の状況はさまざまであることから、その多様な実態を踏まえ、第1号被保険者全体に対する育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置とすることとし、一般的に保険料免除を行う際に勘案する所得要件や休業要件は設けない。

②対象となる免除期間の考え方

- 原則として子を養育することになった日から子が1歳になるまでを育児期間免除の対象期間とし、産前産後免除が適用される実母の場合は産後免除期間に引き続く9ヶ月を育児期間免除の対象期間とする。
- 育児期間免除の対象期間における基礎年金額については満額を保障する。



3. 財源について

今般新設する免除措置は、必ずしも所得の減少が生じない者も含めて育児期の被保険者を広く対象とし、社会全体で子育て世代を支える育児支援措置の一環として実施するため、「子ども・子育て支援金」を充てる。

4. 施行時期

- 2026年（令和8年）10月1日施行

事業の目的

- こども政策の目標である「こどもまんなか社会」の実現には、行政が責任をもって取り組むことに加えて、民間企業において、その従業員や顧客等に対して、こどもや子育て中の方々を応援する取組が広く展開され、社会全体がこどもや子育て家庭に優しい環境にすることが必要不可欠。
- 民間企業にとっても、こどもや子育てに貢献する取組は人材確保や事業性の向上に寄与することが指摘されている。また、今後、国際的な動きも含めて、人的資本に係る情報提供のあり方について一定の検討が進む可能性もある。他方、民間企業の子育て支援等は、企業自身でも社会的意義がある程度認識されているものの、その効果が企業自身やステークホルダーに不明確で、企業内で優先順位を上げづらい環境にある。
- こうした状況を踏まえ、民間企業における取組を官民が連携して支援しつつ、取組事例の収集、人材確保や事業性の面からの効果分析、「こどもまんなか社会」に向けて取り組む企業が評価される環境整備に向けた知見や枠組みの蓄積・検討を行う。

事業の概要

- 民間企業の自発的な取組を推進するため、次に掲げる事業を実施する。
 - ① 「こどもまんなか社会」に向けた取組を評価するために必要な環境整備に向けた調査業務等
 - ・ 企業が社員に対して行うこども・若者・子育て世帯への支援や、こどもが健やかに育まれる社会づくりに向けたサービス・環境整備が創出する社会的価値を見える化し、社会全体（個人、企業、投資家等）で共有する仕組みや、「こどもまんなか社会」に向けた取組が企業価値の向上につながる環境及び、その体制整備について調査する。
 - ・ 民間企業における「こどもまんなか社会」に資する取組を促進する枠組みや施策について、有識者等からなる場を設けて検討を行う
 - ② 「こどもまんなか社会」に向けた民間企業の取組を推進するための支援業務
 - ・ 社員・顧客問わず、こども・若者・子育て世帯への支援（こども・子育て世帯優先のサービス、ライフデザイン支援、仕事と育児を両立しやすい職場づくり等）に取り組む民間企業に対して、支援を行う。
 - ③ 企業等による若い世代のライフデザイン支援拡大を図るための広報業務
 - ・ これまでの成果も活用し、若い世代の社会人等へのライフデザイン支援に取り組もうとする企業等に必要な情報提供を行い、実際の取組事例を拡大し、今後さらに自発的な取組が広がるよう、経済団体や企業との連携による全国各地での普及活動やウェブ発信等を行う。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ一部委託）

令和8年度概算要求額 2億円（2億円）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主に助成金を支給することで、企業における子ども・子育て支援環境の整備を促進し、仕事と子育ての両立に資することを目的とする。

事業の概要

- 企業からの申請により、助成金（定額）を支給。令和3年10月1日から、令和9年3月31日までの措置として実施。
- ※ 保育所等の運営費（0歳から2歳児）の事業主拠出金の追加拠出期間（令和7年度まで）に子育て支援環境を整備した企業等に支援を行うため、令和8年度末まで助成事業を実施する。

【対象企業】

雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、

- ・ プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定（1つの認定につき各年度助成（要申請））
- ・ くるみん認定、くるみんプラス認定〔1回の認定につき1回限り助成（認定の当年度又は翌年度に助成）〕

を取得している中小企業*（従業員300人以下規模の企業）

* 企業における子育て支援環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。

実施主体等

【実施主体、補助率】

民間団体（公募により決定）、定額

【助成額】

上限50万円/企業

（参考）

	くるみん [R5.4~R6.3]	くるみん累計
認定企業数	350企業	4,481企業

※認定企業数は大企業及び中小企業の合計数

令和8年度概算要求額 2,330億円（2,330億円）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの提供を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

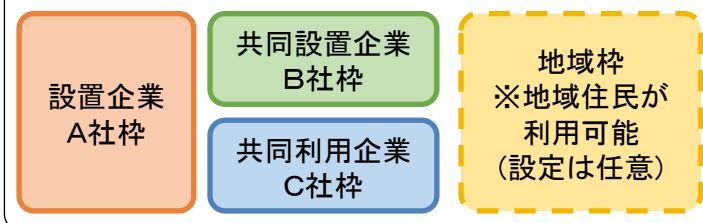
事業の概要

- 企業等が、平成28年4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- 平成28年度に制度を創設し、定員11万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところ。
- 令和3年度募集結果を受け、定員11万人を概ね確保。（令和4年度以降は新規募集及び増員なし）

【事業の特色・メリット】

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能
- 地域の子どもの受け入れも可能
- 子育てに優しい企業であるとの企業イメージが向上し、優秀な人材の採用・確保にも有効

＜施設定員の設定例＞



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

【令和5年度助成決定（令和6年3月31日時点）】
4,423施設 104,888人分

【予算額の推移】

〔単位：億円〕

年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
予算額	1,309	1,697	2,016	2,269
年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
予算額	1,929	1,838	2,044	2,307

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

事業の概要

● ベビーシッター派遣事業

多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。

（補助額：2,200円/枚 利用可能枚数：児童1人につき1回2枚、1家庭当たり月24枚、年間280枚まで） ※デジタル化対応済
（利用企業が負担する割引券利用手数料：大企業8%、中小企業3%）

● ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

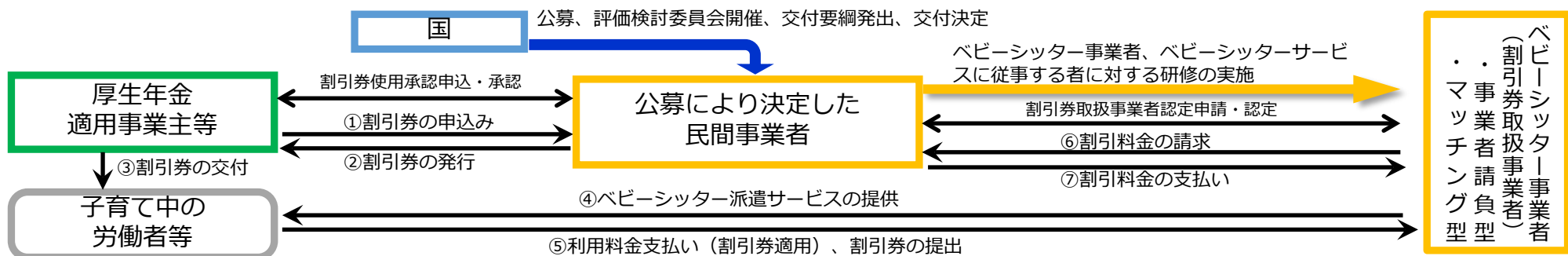
実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定） 【補助率】定額

【補助額】

- ・ ベビーシッター派遣事業 事業費：1,555百万円 事務費：48百万円
- ・ ベビーシッター研修事業 事業費： 27百万円 事務費：21百万円

【事業の仕組み】



令和8年度概算要求額 **2,769億円**の内数+事項要求(2,618億円の内数)

※<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度概算要求額 **2,061億円**の内数+事項要求(2,013億円の内数)

※<子ども・子育て支援施設整備交付金> 令和8年度概算要求額 **91億円**の内数 (91億円の内数)

<こども政策推進事業費補助金> 令和8年度概算要求額 **57億円**の内数 (48億円の内数)

<こども政策推進事業費委託費> 令和8年度概算要求額 **5億円**の内数 (2億円の内数)

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和8年度概算要求額 **555億円**の内数 (464億円の内数)

※費用の一部について、事業主拠出金を充当

事業の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

（1）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費（基本分）の負担の考え方

保護者 1/2	国1/6 ※	1/3	※国(1/6)は事業主拠出金財源
	都道府県1/6		
	市町村1/6		

（2）放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

（3）放課後児童クラブ支援事業

①障害児受入推進事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助

②運営支援事業

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

③送迎支援事業

放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

（4）放課後児童支援員の処遇改善

①放課後児童支援員等処遇改善等事業

18時30分を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

③放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

（5）障害児受入強化推進事業

（3）の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

（6）小規模放課後児童クラブ支援事業

一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要な経費に対する補助

（7）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

（8）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

（9）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要な経費に対する補助

（10）放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

（11）性被害防止対策に係る設備等支援事業【拡充】

性被害防止対策を図るため、パーティション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業

2. 施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

公立の場合：（嵩上げ前）国1／3、都道府県1／3、市町村1／3
→（嵩上げ後）国2／3、都道府県1／6、市町村1／6

民立の場合：（嵩上げ前）国2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3
→（嵩上げ後）国1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4

※国庫補助率の嵩上げについては、待機児童が発生している市町村等が対象。

3. 研修・DX・職員確保関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

（1）放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（2）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

（3）放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業（新規）

放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村・事業所等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。

（4）放課後児童クラブ待機児童対策支援実証等事業（新規）

待機児童が生じている都道府県・市町村が、待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力発信を向上させ新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業等について、国において採択を行い、当該事業の実施等に係る経費を補助する。

4. 研修関係（こども政策推進委託費により実施）

放課後児童支援員の確保に係る認定資格研修推進事業（新規）

放課後児童支援員認定資格研修の開催負担の軽減を図り、放課後児童支援員の人材確保を図るための方策を検討する。

5. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

こどもの居場所の確保

（1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

（2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

育成支援の内容の質の向上 ※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（2）放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相等の支援を行う。

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和8年度概算要求額 2,061億円の内数＋事項要求（2,013億円の内数）

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,146億円）

事業の目的

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

事業の内容

（1）病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

（2）体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

（3）非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

【主な令和7年度補助基準額（病児対応型1か所当たり年額）】

基本分単価：8,808,000円（うち改善分2,538,000円） **【拡充】**

加算分単価：1,130,000円 ～ 40,800,000円

当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円

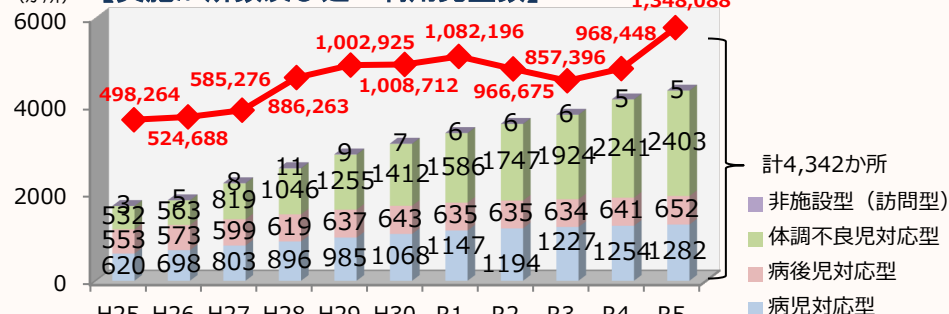
感染症対応加算：1,300,000円

【拡充】基本分単価（改善分）の要件拡充



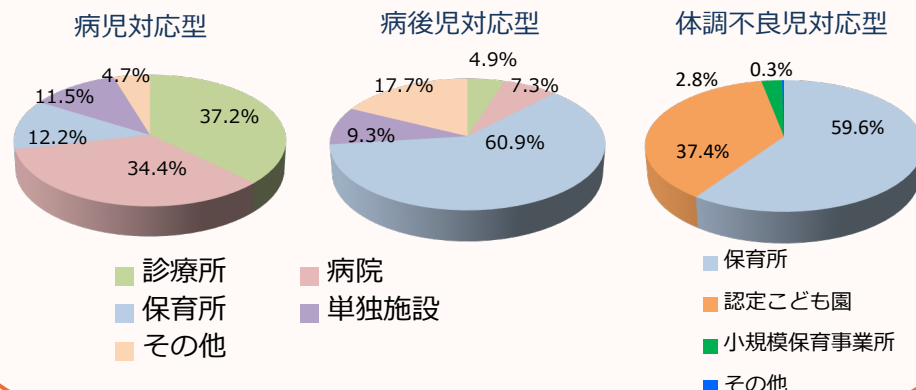
市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、利用者が予約等できるICTを導入している施設について、基本分単価（改善分）の適用要件の対象に追加。

【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。
 （前年同月の延べ利用児童数を上限）

【実施場所】



＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

事業の概要

- （1）保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- （2）こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、（1）の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。
- （3）病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- （4）医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- （5）認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- （6）都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- （7）都道府県において、保育士資格の登録申請の届出等、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- （8）児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【拡充】(3)について、都道府県主導による広域連携推進のため、新たに都道府県を実施主体に追加

【補助基準額】(1)(ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
- 2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
- 3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
- 4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※ 1施設 1回限り対象。ただし、新たに「キャッシュレス決済」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。

※ 保育業務施設管理プラットフォームを導入している施設において、新たに「登降園管理等の業務」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。

(イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：15万円

(2) こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器等の導入 1施設当たり20万円

(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(ア) 1 市区町村当たり：5,000千円 (イ) 1 施設当たり：1,000千円 (ウ) 1 都道府県当たり：10,000千円

※ (ウ)について、都道府県内の広域連携（市町村をまたいだ利用の仕組み）に参加している市町村の病児保育において、他市町村の利用者が予約等できるICTの導入体制を整備する都道府県が対象

(4) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 1施設当たり 20万円

(5) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：20万円

(6) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(7) 保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定

(8) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 50万円※ 1施設 1回限り対象

【補助率】(1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4（*）国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4

(2) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4（*）国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4

(3) (ア)国：1/2、市区町村：1/2

(イ)国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

(ウ)国：1/2、都道府県：1/2

※ (ア)について、管内の病児保育施設の70%以上に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3

※ (ウ)について、都道府県内の病児保育施設の70%以上に、他市町村の利用者が予約等できるICTシステムを整備した都道府県 国：2/3、都道府県：1/3

(4) 国：1/2、市区町村：1/2

(5) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 * 国：2/3、都道府県・市区町村：1/12、事業者：1/4

(6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (7) 国：1/2、都道府県：1/2 (8) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

※(1)～(3)、(5)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2（*）国：2/3、自治体：1/3
（(1)～(2)、(5)は、特別区及び財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。ただし、(1)、(5)は、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみ、特別区及び財政力指数1.0以上の地方自治体も対象とする。）

* 自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

令和8年度概算要求額 **786**億円 (792億円) ※ () 内は前年度当初予算額

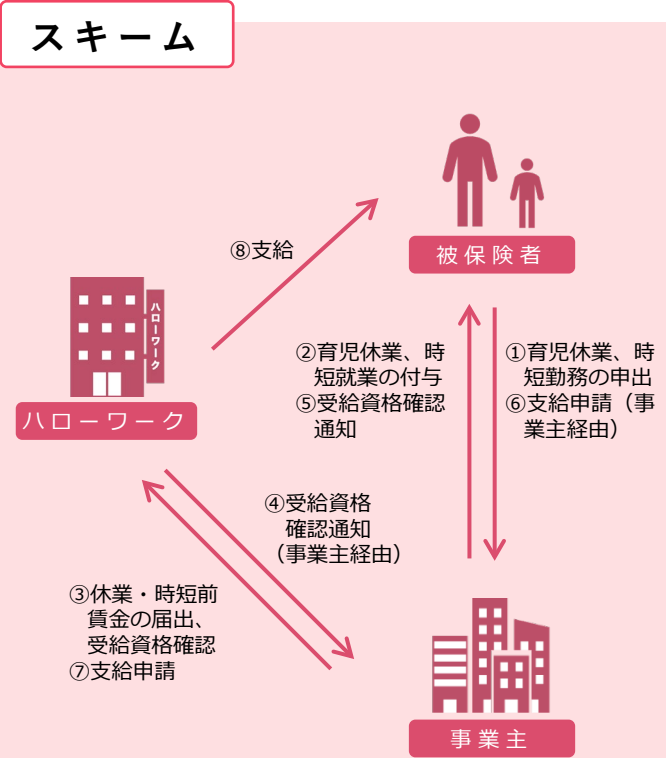
労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
			○	

1 事業の目的

- 若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていくため、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・子育て」を推進する必要がある。
- 特に男性の育児休業取得の更なる促進の観点から、子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに育児休業をした場合に、育児休業給付に加え、雇用保険制度において出生後休業支援給付金を支給する。
 - 育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくなるよう、時短勤務中に賃金が低下した場合に雇用保険制度において育児時短就業給付金を支給する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

	出生後休業支援給付金	育児時短就業給付金
支給要件	- 育児休業開始前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること - 被保険者が子の出生後8週間(注)以内に14日以上の子の育児休業をしたこと - 配偶者が子の出生後8週間以内に14日以上の子の育児休業をしたこと(例外あり) (注)産後休業をした場合は16週間	- 時短就業開始前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること又は育児休業給付に係る育児休業から引き続き時短就業を開始したこと 2歳未満の子を養育するため、週所定労働時間を短縮して就業したこと
支給額	育児休業をした日数(最大28日)×休業前賃金額の13%相当額 ※ 育児休業給付(休業前賃金額の67%相当額を支給)と合わせて80%(手取り10割)相当額となる	時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額 ※ 時短就業中の各月に支払われた賃金額が時短前の賃金額の90%超～100%未満の場合は、給付率を逡減させる



プレコンセプションケアの 普及等に向けた取組の強化

事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- これを踏まえ、「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～」において、プレコンセプションケアに係る課題と対応について整理を行い、「プレコンセプションケア推進5か年計画」の策定を行ったところであり、本事業ではプレコンセプションケア概念の幅広い普及を行うことを目的とする。

事業の概要

● プレコンサポーターの養成研修事業【拡充】

プレコンセプションケアを推進することを目的とし、自治体・企業・教育機関等において、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す「プレコンサポーター」を養成するための研修を行う。

● 自治体支援事業【拡充】

自治体が「地方版推進計画」を策定し、計画的に取組を進められるよう、希望する自治体を集めた「プレコン推進地方自治体会議（仮称）」の運営等を行い、好事例の共有や情報提供・交換を行う。

● プレコンセプションケアに関する情報発信等事業

プレコンセプションケアに関するSNS等を活用した広報啓発、リーフレットや動画等の普及啓発資材の開発、若年世代を対象にした情報発信等を実施する。これにより、「プレコンセプションケア」概念の幅広い普及とともに、男女を問わず、性や妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、適切な健康管理を行うことを目的とする。

● プレコンセプションケアの提供のあり方に関する推進協議会の運営等

「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、当事者のニーズに沿った取組や支援が実施できるよう、当事者、有識者等を集めた「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する推進協議会（仮称）」の運営等を行う。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

令和8年度概算要求額 10億円

事業の目的

- 女性の社会進出などを背景に晩婚化や晩産化が進む中で、女性が妊娠・出産しようとする時期が従来より数年後ろ倒しとなることにより、希望どおりに子どもをもつことが難しくなる可能性がある。また、誰しも、早発卵巣不全などの疾病等による妊孕性の低下に直面する可能性がある。その際の選択肢の1つとして、卵子凍結による妊孕性温存の方法があり、現在、一部の地方自治体において先行して卵子凍結に係る費用助成等の取組が進められているところである。
- 一方で、将来、早期に妊孕性が低下する状態に至る可能性が高い状態、いわゆる広義の医学的適応（※1）の対象範囲については明らかになっておらず、その検討には健康な女性も含めた卵子凍結の実態に関するデータを収集する必要がある。また、このような卵子凍結を行うことによる他の医療への影響も懸念されている。さらに、女性が**卵子凍結に関する正しい知識を持った上で選択を行えるようにしていく必要がある**。
- そこで、上記のような課題や留意点を踏まえて、**広義の医学的適応の卵子凍結に関する検討を行うこども家庭科学研究の研究班と連携し、希望する都道府県において卵子凍結に対する助成**を行うことで、卵子凍結に関する様々な課題等の検証を行うことを目的としたモデル事業を実施することとする。

（※1）がん等の治療以外の卵巣手術や、病気そのものにより卵巣機能が低下する場合

事業の概要

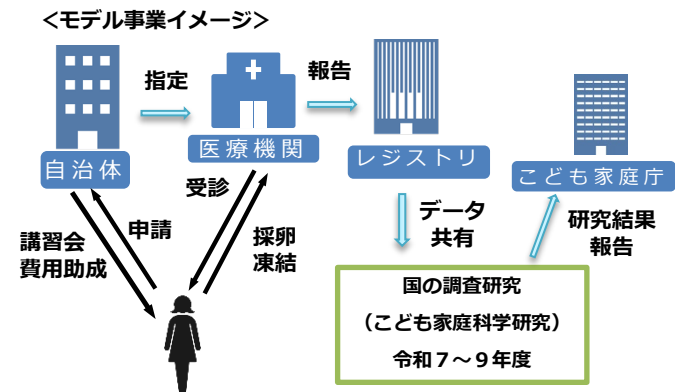
（1）卵子凍結に関する正しい知識の普及啓発

卵子凍結を考える方に対する情報提供（講習会等）を実施、または委託する費用を助成する。

（2）卵子凍結による妊孕性温存等に係る課題検証のためのモデル事業

自治体が指定した医療機関で実施する「卵子凍結」および「凍結卵子を用いた生殖補助医療」にかかる費用の一部を助成（※2）することで、将来、早期に妊孕性が低下する状態に至る可能性が高い女性を含めた幅広い女性の卵子凍結に関するデータを収集し、こども家庭科学研究の研究班（※3）と連携して、卵子凍結に関する様々な課題等の検証を行う。

（※）（1）の実施は（2）の必須要件とする。



（※2）卵子凍結（上限20万円×1回）、症状や疾患がある場合は血清AMH検査費用も助成する。

生殖補助医療（上限25万円、40歳未満は6回まで、43歳未満は3回まで）

（※3）POIリスク分類と有用性・安全性に基づく卵子凍結保存による妊孕性温存指針の作成（R7-9、研究代表者：岩瀬明）

実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県（10自治体程度） ◆ 補助基準額 （1） 2,173千円
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2 （2） 200,000千円

令和8年度概算要求額 11億円（9億円）

事業の目的

- 保健、医療、療育、福祉、教育分野等のこども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること並びに第3期健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画を踏まえた世界最高水準の医療提供に資する医療分野の研究開発を推進すること等を目的とする。

事業の概要・スキーム等

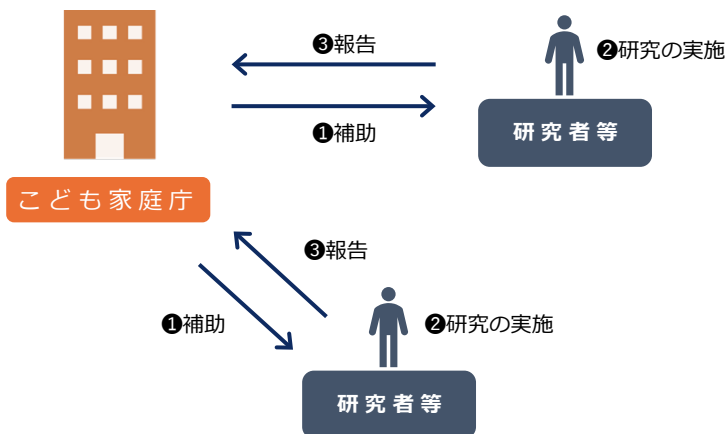
こども家庭科学研究費 R8概算要求：4.3億円

事業概要

- こども家庭科学研究の振興を促し、国民の保健、医療、療育、福祉、教育分野等に関して、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図るための補助金を交付する。

スキーム

- 科学技術部会において決定した研究課題について公募等を行い、研究者等を決定。
- 研究者等に対して、研究に必要な経費の補助を行う。



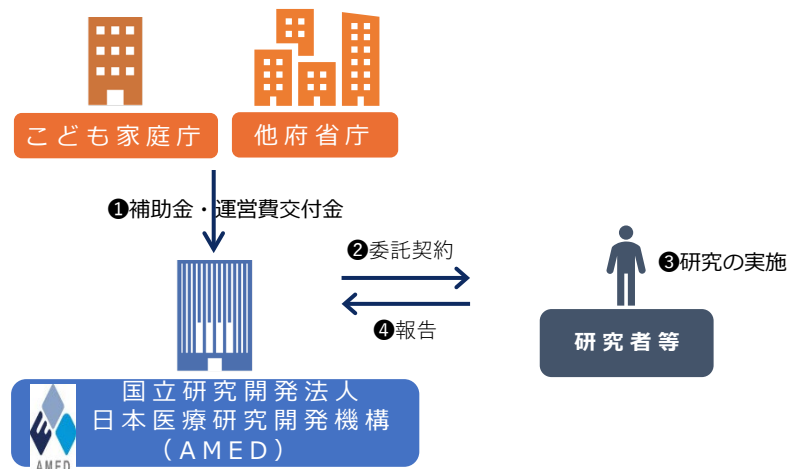
AMED研究費 R8概算要求：6.9億円

事業概要

- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学等の研究機関の能力を活かして行う医療分野の研究開発の助成等に要する費用に係る補助金を交付する。

スキーム

- AMEDに補助金を交付。
- AMEDが研究者等と委託契約を締結し、研究を実施。



令和8年度概算要求額 6億円（6億円）【令和4年度創設】

目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者、企業等の労務担当職員等（避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む）

◆ 内 容（※都道府県・指定都市・中核市事業においては、（1）～（5）の基本事業は原則全て実施すること。）

【都道府県・指定都市・中核市事業】

- （1）不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談指導（※）
- （2）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応（※）
- （3）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会・出前講座（教育機関・企業等への講師派遣）の開催（※）
- （4）相談指導を行う相談員の研修養成（企業等向けのプレコンセプションケアに関するものも含む）（※）
- （5）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発（※）
- （6）学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等の研修会実施等の支援
- （7）特定妊婦等に対する産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）
- （8）若年妊婦等に対するアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- （9）出生前遺伝学的検査（NIPT）に関する専門的な相談支援
- （10）HTLV-1等母子感染対策協議会の設置等
- （11）不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備
- （12）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援（R6～）
- （13）医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援（R6補正）
- （14）性と健康の相談支援センターや委託先となっている医療機関等のオンライン相談の初期設備整備（R6補正） ※補助単価：1か所13万円
- （15）SNSを活用したオンライン相談対応（夜間対応含む）

【市町村事業】

- （16）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会・出前講座（教育機関・企業等への講師派遣）の開催
- （17）医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援

◆ 実施自治体数 96自治体（47都道府県、49市） ※ 令和6年度変更交付決定ベース

実施主体等

【実施主体】（1）～（15）：都道府県・指定都市・中核市、（16）及び（17）：市町村 ※それぞれの事業を単独で実施可能

【補助率】 国 2／3、都道府県・指定都市・中核市・市町村 1／3

※「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、本事業の取組を行う自治体を100%とするため、令和11年度まで、補助率の嵩上げを実施。

令和8年度概算要求額 4億円（3億円）【令和6年度創設】

目的

地方の周産期医療体制の不足を補完し、居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設等までの移動にかかる交通費等の助成を行うことにより、妊産婦等の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

内容

◆ 対象者

自宅（又は里帰り先）から最寄りの分娩取扱施設等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊産婦等

◆ 内容（各市町村のニーズに応じて（1）～（6）から適宜選択して実施）

- （1）妊婦健診
- （2）出産
- （3）産婦健診
- （4）産後ケア
- （5）乳幼児健診
- （6）不妊治療

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2
（都道府県1/4、市町村1/4）
※都道府県からの間接補助による交付

補助単価

（1）交通費（往復）

：移動に要した費用（公共交通機関・自家用車の利用について、旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の8割を助成（2割は自己負担）

※（1）妊婦健診、（2）出産（3）産婦健診（4）産後ケア（5）乳幼児健診（6）不妊治療について。
（1）妊婦健診及び（2）出産の場合のみ、タクシー移動も対象とする。

（2）宿泊費（上限14泊）

：宿泊に要した費用（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から2,000円／泊を控除した額を助成
（※1泊当たり2,000円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）

※出産の場合のみ対象

令和8年度概算要求額 0.2億円（0.2億円）

事業の目的

- 不妊症・不育症患者に対する精神的サポートとして、医師、助産師、看護師、心理職など専門職による支援に加え、過去に同様の治療を経験した者による傾聴的な寄り添い型ピア・サポートが重要である。
- 不妊治療や流産の経験者の中には、自らの経験を踏まえた社会貢献活動として、現在治療中の不妊症・不育症患者に寄り添った支援（ピア・サポート）を行うことに関心を持つ者が少なからず存在する。
- このため、様々な悩みや不安を抱え、複雑な精神心理状況にある不妊症・不育症患者が気軽に相談できるピア・サポーターを育成するため、相談・支援にあたって必要となる基礎知識やスキルを習得するための研修を開催する。
- 併せて、看護師などの医療従事者に対しても、生殖心理カウンセリングなど、より医学的・専門的な知識による支援を実施できるよう、研修を実施する。

事業の概要

1. ピアサポーター育成研修

- 受講対象者：体外受精や顕微授精の治療経験者、死産・流産の経験者を幅広く募集。修了者には証書を発行。修了者には、地域でピア・サポートに従事いただく。
 - 研修内容：①不妊症・不育症に関する治療について ②不妊症・不育症に悩む方との接し方
③仕事と治療の両立 ④養子縁組や里親制度 など
- ※オンラインによる配信も併せて実施



2. 医療従事者向け研修

- 受講対象者：看護師等の医療従事者
 - 研修内容：①不妊相談に必要な生殖医学の基礎 ②生殖心理カウンセリング ③仕事と治療の両立 ④社会的養育や里親制度 など
- ※ オンラインによる配信も併せて実施

実施主体等

- ◆ 実施主体：国（民間事業者等へ委託）

令和 8 年度概算要求額 0.6億円（0.6億円）

事業の目的

- 不妊症・不育症の治療を続けている患者の中には、治療等に関する医学面での不安・悩みに加え、周囲の人との関係に苦しみ、気持ち誰にも話せない・分かってもらえないといった悩みをかかえている者が少なくない。
- このため、国において生殖補助医療法（令和 3 年 3 月施行）に基づき広報・普及啓発を実施し、不妊症・不育症に関する国民の理解を深めるとともに、治療を受けやすい環境整備に係る機運の醸成を図る。

事業の概要

1. 不妊症・不育症等にかかる全国フォーラムの実施

全国フォーラムを開催し、不妊症・不育症に関する知識の普及啓発を図る。

2. 不妊症・不育症等の理解を深めるためのウェブサイト等の作成

不妊症・不育症等に関して、ウェブサイト等で正しい知識の普及啓発を行い、広く国民の理解を深める。

3. 不妊治療等続け、こどもを持ちたいと願う家庭の選択肢としての里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発



実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：国（民間事業者等へ委託）

令和8年度概算要求額 1億円（2億円）
【令和3年度創設】

事業の目的

- 現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的負担の軽減を図る。

事業の概要

◆ 対象者

既往流死産回数が2回以上の者

◆ 対象となる検査

通知により助成対象と定める検査

（流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査）

◆ 実施医療機関

当該先進医療の実施医療機関として承認されている保険医療機関のうち、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関

◆ 補助基準額

検査費用助成：検査費用の7割に相当する額※ただし、6万円を上限とする。

広報啓発費用：1自治体あたり3,041千円（年額）

（参考）先進医療とは

- 未だ保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等を設定し、保険診療と保険外診療との併用を認め、将来的な保険導入に向けた評価を行う制度。
- 入院基本料など一般の診療と共通する部分（基礎的部分）については保険が適用され、先進医療部分は患者の自己負担となる。
- 個別の医療技術が先進医療として認められるためには、先進医療会議で安全性、有効性等の審査を受ける必要があり、実施する医療機関は厚生労働大臣への届出又は承認が必要となる。

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県等1/2

事業実績

- ◆ 実施自治体数：112自治体
※令和6年度変更交付決定ベース

令和8年度概算要求額 5百万円

事業の目的

- 妊婦健診に関しては、平成27年に国が「望ましい基準」を告示し、この基準に定められる検査等については、地方交付税措置を講じているが、現状、各自治体による公費負担の実施状況には、改善傾向にあるものの、ばらつきがみられる。また、実際には、同一自治体内でも、医療機関によって自己負担額が異なる状況がある。
- 都道府県によっては、市区町村や医師会等との集合契約が導入されているところも多く、「妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について」（令和5年3月27日付事務連絡）でも、「多くの自治体で集合契約が導入されているところであるが、未実施の自治体におかれては、妊婦の利便性を確保するため、集合契約の導入を検討すること。」として、自治体に集合契約の導入を促しているところ。
- 一方で、集合契約をしても、基準内の自己負担が許容されていたり、基準外の検査を併せて行うことで自己負担が生じている状況であり、医療機関に対しても、「望ましい基準」に定められる検査項目については自己負担を取らないようにすることや、「望ましい基準」以外の検査等を必須とする場合には、その内容及び費用について妊婦に説明すること等の働きかけが必要である。
- そこで、妊婦健診の公費負担額の自治体間格差および実際にかかる費用の施設間格差是正のための調整事業を行い、より有効な集合契約が導入されるよう、財政支援を行う。

事業の概要

妊婦健診の公費負担の集合契約に係る調整費用の補助

妊婦健診の公費負担額の自治体間格差および実際にかかる費用の施設間格差是正のための調整事業として、都道府県が医療機関への働きかけや、市区町村や医師会等と集合契約を結ぶ際に必要となる調整に係る費用を助成する。

実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助基準額：1自治体あたり 200千円
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

**こども未来戦略により拡充された
児童手当の確実な支給**

令和8年度概算要求額 2兆1,156億円（2兆1,666億円）

事業の目的

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

事業の概要

- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、児童手当の抜本的拡充（①～④）を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童手当法を改正した。
 - ①所得制限の撤廃 ②高校生年代までの支給期間の延長 ③多子加算について第3子以降3万円とする（※）
 - ④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする
- ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

実施主体等

支給対象	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)	所得制限	所得制限なし			
手当月額	【3歳未満】 (出生日の属する月の翌月から3歳の誕生日の属する月まで) 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 【3歳～高校生年代】 (3歳の誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の年度末まで) 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円	受給資格者	・ 監護生計要件を満たす父母等 ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等			
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施			
		支払期月	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)			
費用負担	被用者		非被用者			公務員
	3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15 地方 2/15	所属庁 10/10
	3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9 地方 2/9	所属庁 10/10

**未来を担うこどもたちのための
保育の質の向上等**

保育の質の向上等

令和8年度概算要求額 1兆8,380億円＋事項要求（1兆8,002億円）

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

事業の概要

- 教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

【主な事項要求】

◇社会保障の充実

令和8年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する（消費税引上げ以外の財源も含む）。

◇新しい経済政策パッケージの実施

「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程において検討する。 等

併せて「こども未来戦略」に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。

実施主体等

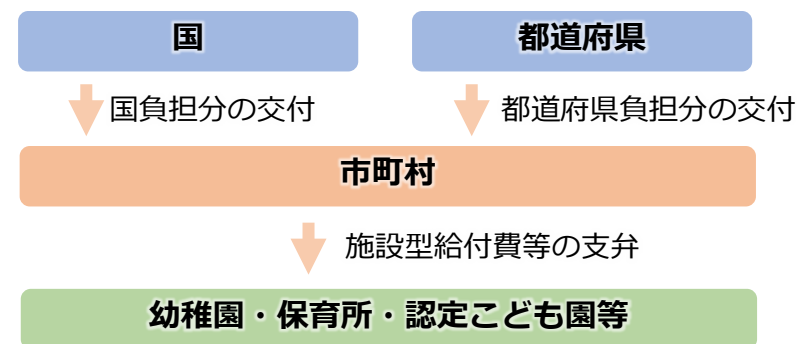
【実施主体】 市町村
【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付（私立）	1 / 2	1 / 4	1 / 4
地域型保育給付（公私共通）	1 / 2	1 / 4	1 / 4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置

※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



令和8年度概算要求額 事項要求

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する乳児等のための支援給付の支給に要する費用を負担することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

事業の概要

【対象児童】 保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に在籍していない生後6か月から満3歳未満のこども

【実施事業所】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター 等において設備運営基準を満たした事業所

【実施方法】 一般型又は余裕活用型

【単 価】 内閣府令で定める予定の月の利用可能時間を上限とした上で、こども一人1時間当たりの単価を設定。
（予算編成過程において検討）
加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算の他、必要な加算についても検討する。

実施主体等

【実施主体】
市町村

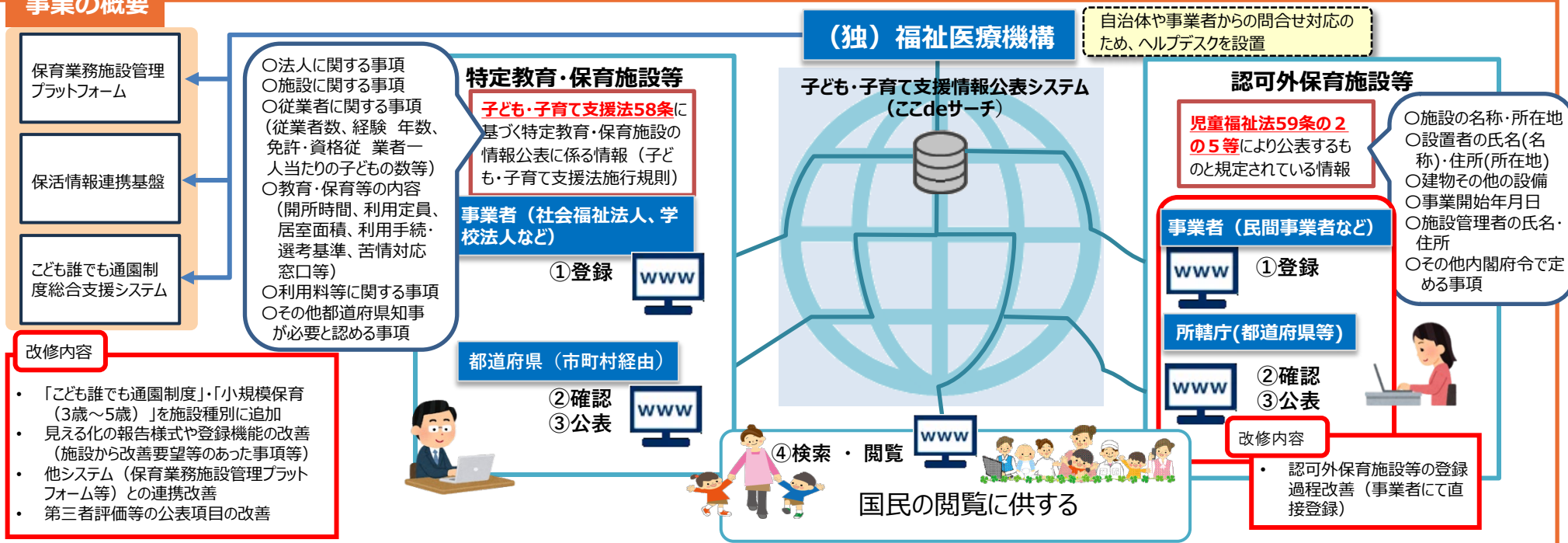
【負担割合】
支援納付金：1/2 国：1/4 都道府県：1/8 市町村：1/8

令和8年度概算要求額 10億円（2億円）

事業の目的

- 子ども・子育て支援法第58条の規定に基づく特定教育・保育施設等の情報公表及び幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、全国の施設・事業情報をインターネット上で直接検索・閲覧できる環境を構築し、安定した運用を行うことを目的とする。
- 令和8年度においては、「こども誰でも通園制度」・「小規模保育（3歳～5歳）」を施設種別に追加、見える化の報告様式や登録機能の改善（施設から改善要望等のあった事項等）、他システム（保育業務施設管理プラットフォーム等）との連携改善、認可外保育施設等の登録過程改善及び第三者評価等の公表項目の改善のための改修を行う。

事業の概要



実施主体等

【実施主体】独立行政法人福祉医療機構

令和8年度概算要求額 1億円

事業の目的

各園における保育の質向上を図っていくためには、園内研修や公開保育等の取組など、保育所・認定こども園等の保育者が保育実践を互いに見合い学び合う取組を推進することが重要である。また、地域に開かれた保育を進め、互いの保育実践を見合い意見交換等を進めたり、有識者等からの助言等を受けたりする中で、自園や保育者自身の保育の良さや課題を見直し改善していく機運の醸成を図っていくことが求められる。このため、自園や他園の園内研修・公開保育などの企画・実施を行うことができるミドルリーダーの育成、園・保育士同士の学び合いを中心とした協働的な取組を推進し、各園ひいては地域全体の保育の質向上を図る。

事業の概要

自治体において、地域で中核となって保育所や認定こども園等における保育の質向上に取り組むことが期待されるミドルリーダーを募り、参加するミドルリーダー同士の学び合いによる資質向上や、当該ミドルリーダーが勤務する園はもとより、自園以外の保育所や認定こども園等における保育の質向上に向けた取組の支援、それらの勤務園でのフィードバック等の取組に要する費用の一部を支援する。

(支援経費の例)

- ミドルリーダーに対する研修の実施経費
- ミドルリーダーが保育現場を不在にすることに伴う雇上げ費用
- ミドルリーダーによる他園への園内研修や公開保育等の支援に関する費用
- 外部有識者の協力を得た園内研修・公開保育等の実施費用

等



実施主体等

【実施主体】 都道府県又は市町村

【補助基準額】 1自治体当たり500万円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・市町村：1／2

<子ども・子育て支援推進調査研究・普及促進事業> 令和8年度概算要求額 0.6億円（0.5億円）

事業の目的

地域の実情を踏まえつつ、自治体が中核となり、地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備のモデル開発を行い、地域ぐるみで質の高い保育を保育所等が行うことができる体制の構築を推進する。

事業の概要

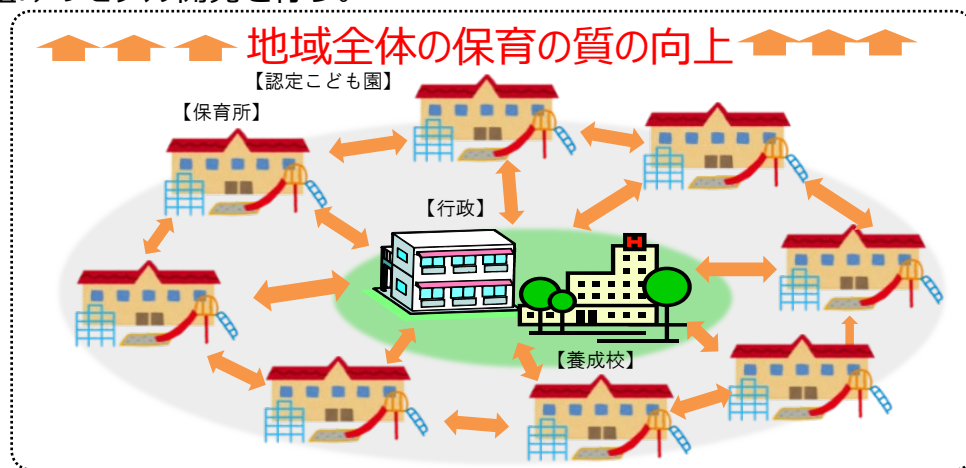
都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、地域単位で、保育内容に関する課題の把握、地域における保育実践・改善に関する指導助言、研修等の企画立案等を担う中核的機能を構築し、域内の保育所等の保育の質の確保・向上のための取組を進めつつ、持続的に地域全体で保育の質を確保・向上させるための仕組みのモデル開発を行う。

（中核的機能の例）

- 保育指導職の配置
- 幼児教育センターや大学等との連携等による保育の質の確保・向上のための地域のネットワークの形成

（想定される取組の例）

- 地域の課題を踏まえた独自の研修の実施
- 公開保育による交流の機会の創出
- 公立園の拠点化
- 法人をまたぐ施設間の職員の交流等



実施主体等

【実施主体】

①都道府県、指定都市・中核市、10万人程度以上の市町村（計6箇所程度 ※令和7年度に指定を受けているものを優先する）

②上記以外の市町村（計4箇所程度）【拡充】

【委託基準額】

①都道府県等1か所当たり800万円程度、②市町村1か所当たり400万円程度

令和8年度概算要求額 0.2億円

事業の目的

- 保育所や認定こども園等においては、保育の質の向上を図っていく上で、自己評価の取組に加え、より多様な視点を取り入れる観点から、第三者評価を活用することが重要。第三者評価の結果を保護者や地域と共有することは、協働体制の構築にも資する。
- 一方、第三者評価については、必ずしも保育そのものの改善に十分に踏み込めていないといった指摘もある。
- こうしたことを踏まえ、第三者評価の改善を図り、それを活用した各保育所や認定こども園等の保育の質の向上の取組を推進する。

事業の概要

都道府県等から3年程度モデル地域を継続的に指定し、国内の質評価スケール等（※）を活用した第三者評価の実施、当該評価を活用した保育実践の見直し・改善、保育士等や評価者の育成等について、モデル開発を行う。

※国立教育政策研究所幼児教育研究センターが開発した「幼児教育における保育実践の質評価スケール案」等

【主な調査研究の観点（例）】

- ・ 実施体制、評価機関の認証
- ・ 実施園へのフィードバック、保育の改善
- ・ 自己評価との関連付け
- ・ 評価の公表
- ・ 監査との役割分担
- ・ 評価者の育成

【対象施設】

保育所、認定こども園、地域型保育事業 等

フェーズ3 フェーズ2までの取組の継続と、調査研究全体の検証



フェーズ2 フェーズ1の取組の検証とそれを踏まえた見直し、
フェーズ1での実施園のフォロー



フェーズ1 評価者の育成や、質評価スケールによる
第三者評価の試行的実施

実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村 【委託基準額】都道府県等1か所当たり 500万円程度

事業の目的

令和8年度概算要求額 2.0億円（令和7年度当初予算：0.4億円＋令和6年度補正予算額：1.4億円）

- 令和5年12月、**全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」（妊娠期から小1まで）から生涯にわたるウェルビーイング**（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上に向けて、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」が閣議決定された。
- 本ビジョンを社会全体の全ての人に共有し、本ビジョンを踏まえた取組を推進するため、「**1.『はじめの100か月の育ちビジョン』の普及啓発**」「**2.『はじめの100か月の育ちビジョン』地域コーディネーターの養成**」「**3.『はじめの100か月』の育ちの科学的知見に関する調査研究**」を3年間で集中的に実施。
- これらの実施と3つの施策の相互の有機的な連携により、「はじめの100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合を増加させることを目指し、**全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援**することで、本ビジョンの実現を図る。

事業の概要

1. 「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発

① 「はじめの100か月の育ちビジョン」の効果的な広報

本ビジョンの社会的な認知度の向上とビジョンを踏まえた行動の促進を図るため、「はじめの100か月」をテーマとしたイベントの開催や外部メディアとのタイアップなど、様々な効果的な広報を実施。

② 「はじめの100か月の育ちビジョン」の効果的な普及啓発のための効果検証・マーケティング調査

社会全体の全ての人と本ビジョンを共有するため、これまでの普及啓発の効果検証を行うとともに、「はじめの100か月」のこどもと関わる機会が少ないターゲット層に乳幼児の育ちや子育てに関心を持ってもらうための効果的な情報発信についてマーケティング調査を実施し、今後の広報戦略を策定する。



2. 「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成

本ビジョンを踏まえて、「はじめの100か月」の育ちを支える環境や社会の厚みを増すことを目指し、乳幼児やその保護者・養育者と地域の人々をつなぐ活動を行う地域コーディネーターを全国的に養成するため、各地域におけるモデル事例を創出。

- ✓ 多様なモデル事例を創出するため、**実施主体を12団体（前年度10団体）に拡充**
- ✓ **地方キャラバン（対面・オンライン）の開催**によるモデル事例の全国展開、子育て関係団体のネットワーク強化
- ✓ これまでに蓄積した知見を「活動の手引き」にまとめ、**全国どこでも「はじめの100か月」のコーディネーター活動を実施できるようノウハウを提供**

3. 「はじめの100か月」の育ちの科学的知見に関する調査研究

諸外国の「はじめの100か月」のこどもの育ちに関する政府方針や、裏付けとなった科学的知見・同方針に基づく施策等を調査するとともに、大学等と連携したシンポジウムを開催することで、「はじめの100か月」のこどもの育ちに関する最新の科学的知見の収集・分析を行う。

これにより、我が国で「はじめの100か月」のこどもの育ちを支えるために拡充すべき取組の検証や、これまでの施策の効果検証に繋げる。

実施主体等

【実施主体】民間企業・民間団体等

【委託先】 1. 民間企業等 2. 統括事業者＋自治体・民間団体等12か所程度（465万円／1件） 3. 大学・民間企業等

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいることを踏まえ、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）において、新たに保育所等における虐待に係る通報義務等の仕組みを創設した。
- 本事業は、改正法を踏まえ、保育所等における虐待を未然に防止するとともに、虐待対応に係る自治体の体制を強化することを目的とする。

事業の概要

（1）専門人材の活用

都道府県や市町村における虐待対応において、専門的知見に基づき自治体の判断をサポートする専門人材や、こどもの心のケアを行う専門人材、保育所等における虐待防止に係る指導等を行う専門人材、関係機関へのつなぎ支援等を行うための専門人材の派遣を支援する。

（2）虐待対応実務者会議の設置

都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議（虐待対応実務者会議）を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析、虐待等の判断や指導等の対応方針の検討、連絡・対応体制の構築等の連携強化の取組を支援する。

（3）自治体職員等の対応力強化研修

都道府県職員や市町村職員等を対象とした、効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修の実施を支援する。

（4）保育士等への研修等

保育士等に対する虐待の未然防止に関する研修や、施設長など保育所等内において指導的立場にある者等を対象とした、職員のストレス及びハラスメント対策やこどもの人権擁護の視点に立った保育の実践方法の修得等に関する研修の実施を支援する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 各地域における保育人材確保の実効性を高めるため、各保育士・保育所支援センター（以下、「センター」という。）において、地域の実情に応じた支援目標や確実な根拠に基づくKPI（重要業績評価指標）を設定し、取組の事業効果を評価し、見直し・改善・支援内容の充実を図り、センターを基軸として地域の保育人材の確保のために総合的に取り組む費用の一部を補助する。

事業の概要

- センターにおいて、次の業務を行う拠点としての機能を担う体制を整備し、関係機関と連携しながら、総合的に取り組む。
 - 保育に関する業務への関心を高めるための広報
 - 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援
 - 保育所の設置者に対する、保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助
 - 上記のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

【補助基準額】

基本分：上記業務で必須とする取組に対し補助基準額を設定

※ 実際の配置職員の人数に応じた基準額の上限を設定

加算分：基本分の業務に加え、取組をさらに実施し強化する場合は、取組に必要な人員を配置した場合に加算

（取組例） ・中高生を対象とした保育体験 ・学生、潜在保育士を対象とした職場体験
 ・保育所等に対する（新卒）採用セミナー ・求職セミナー ・復職前研修
 ・保育士・保育所等に対する巡回支援（*） ・保育士交流会 ・保育士を目指す者と現役保育士との座談会
 （*）社会保険労務士等の専門職が対応する場合の加算を検討。

※ 実績による上乗せ：令和8年度の事業を開始する際、KPIを設定し、令和8年度末のKPIの達成に応じて、補助基準額の引き上げを検討

KPIとして想定される例

- ・アウトプットKPI（就職説明会・研修の開催回数、相談対応件数等）
- ・アウトカムKPI（センターへの新規登録者数、就職マッチング件数等）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設の指導監督基準を満たしていない施設に対して、指導監督基準又は保育所等の設備に関する基準を満たすための改修及び移転等に要する経費を補助することにより、こどもを安心して育てることができる体制整備を行う。

事業の概要

- 認可外保育施設に対して、指導監督基準又は認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。
 - 対象事業者は、以下の要件を満たすものとする。
- ① **指導監督基準を満たすための改修等（令和6年度末までの時限措置を令和11年度末まで延長）** 拡充
都道府県と市区町村との連名により、以下（１）、（２）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。
 - （１）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
 - （２）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について

※地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている認可外保育施設について、指導監督基準の全部に適合しない場合についても、一定の安全性や保育の質が確保されると認められる場合に補助の対象として、更なる質の向上を図る取り組みをモデル的に実施する。
 - ② **保育所等の設備に関する基準を満たすための改修等**
 - （１）職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置１／３以上）。
 - （２）設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
 - （３）「認可化移行計画」を策定し、①指導監督基準適合化を図ること、②当該事業による補助を受けた後、認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から５年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指すこと。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村 【補助率】国：１／２、都道府県・市町村：１／４、事業者：１／４

【補助単価】①指導監督基準を満たすための改修等 改修費等：１か所当たり19,776千円 移転費：１か所当たり1,484千円

②保育所等の基準を満たすための改修等 改修費等：１か所当たり39,553千円 移転費：１か所当たり6,181千円

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

事業の概要

1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)	○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け 卒業後、5年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※令和8年度募集より、実務従事期間について5年間から8年間に変更【見直し】 ※貸付決定者数 4,439人（令和6年度実績） ○ 保育士養成施設に通う貸付けを受けていない学生を対象に、最終学年時における就職活動に係る費用の一部を貸付け 卒業後、5年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※上記の貸付けを含め、令和8年度募集より貸付対象者の家庭の経済状況に係る要件を具体化【見直し】	○ 貸付額（上限） - ア 学 費 5万円（月額） - イ 入学準備金 20万円（初回に限る） - ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る） - エ 生活費加算 4～5万円程度（月額） ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長2年間 ○ 就職準備金 20万円
2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※ 幼保連携型認定こども園も対象	○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用を貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者の追加配置に必要な費用を貸付け ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 138人（令和6年度実績）	○ 保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間 ○ 保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間
3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)	○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※貸付決定者数 1,418人（令和6年度実績）	○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：1年間
4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)	○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※貸付決定者数 1,372人（令和6年度実績）	○ 貸付額(上限) 就職準備金 40万円
5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)	○ 保育所等に勤務する未就学児を有する保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※貸付決定者数 7人（令和6年度実績）	○ 貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育人材を確保するため、新規資格取得者の確保や就業継続支援、離職者の再就職支援、さらに、保育士の技能の向上に向けた取組など、保育士・保育所支援センター等の関係機関と連携の上、市町村等が主体となって実施する取組に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができる環境を整備する。

事業の概要

1 保育人材等就職支援事業

- (1) 指定保育士養成施設の学生等に対するインターンシップ等の機会の提供
指定保育士養成施設の学生等に対する保育所等におけるインターンシップや職場見学、職場体験等の機会の提供に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1市町村当たり484千円
- (2) 高校生及び中学生に対する保育の職場体験や普及啓発活動
高校生や中学生に対する保育所等における職場体験や保育士の仕事の魅力を伝えるためのセミナー等の実施に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1市町村当たり229千円
- (3) 職場定着を支援するための研修等の実施
新規に採用される保育士への研修や潜在保育士の職場復帰のための研修等の開催に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1市町村当たり594千円 等
- (4) 保育士が相談しやすい体制整備のための相談窓口の設置
保育士が抱える保育現場の悩み等について、保育所長経験者等の外部人材に相談しやすい環境の整備に必要な経費への補助。
※ 保育士・保育の現場の魅力発信事業より移管
【補助基準額】 1市町村当たり4,036千円
- (5) 就職相談会の開催等による求人情報の提供
潜在保育士や新卒保育士（以下「潜在保育士等」という。）に対する就職相談会の開催やメディア媒体を活用した求人情報の提供に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1市町村当たり651千円

- (6) 潜在保育士等に対するマッチング支援
潜在保育士等からの相談に応じた就職あっせんや求人情報の提供等、求人を行っている事業者とのマッチングの支援に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1市町村当たり5,120千円
 - (7) 就職支援コーディネーターの配置
マッチング支援を円滑に行うための就職支援コーディネーターの配置に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1市町村当たり4,700千円
 - (8) 保育人材の確保に関する協議会の開催
保育人材の確保に関する検討等を行う協議会の開催に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1市町村当たり4,000千円
 - (9) 保育士・地域限定保育士を目指す者への知識・技術向上支援【拡充】
保育士・地域限定保育士を目指す者を対象に、保育士等として必要となる知識・技術の取得に係る講習や研修、試験の広報等に必要な経費への補助。
【補助基準額】 1自治体当たり5,263千円
- ※ 保育士・保育所支援センターとの連携加算【拡充】
上記（1）から（9）の事業の実施に当たり、保育士・保育所支援センターと連携した場合の加算を検討する。

2 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業

- (1) 保育士の実地派遣及び人材交流等
保育所等に勤務する保育士及び保育従事者が、他の保育所等への実地派遣研修や施設間の人材交流の実施に必要な経費への補助。
【補助基準額】 代替保育士等雇上費：1人1日当たり8,440円 調整費：1人当たり4,000円
- (2) 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ
保育所等において指定保育士養成施設の学生に対する保育実習の受け入れに必要な経費への補助。
【補助基準額】 実習受入費：1人当たり10,000円 調整費：1人当たり4,000円

実施主体等

【実施主体】 1 保育人材等就職支援事業：市町村、（9）のみ都道府県も含む

【補助割合】 1 保育人材等就職支援事業：国：1／2、都道府県・市町村：1／2

2 保育士キャリアアップ人材交流等支援事業：市町村

2 保育士キャリアアップ人材交流等支援事業：国：3／4、市町村：1／4

**こどもの可能性を引き出す
安全・安心な居場所の確保**

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

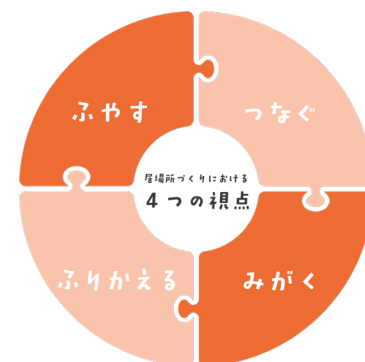
- こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- 居場所マップの作製・配布
- 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- 人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり
- ・居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	7,489千円
1 指定都市あたり	5,842千円
1 特別区・中核市あたり	3,683千円
1 市町村あたり	2,080千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	4,502千円
1 指定都市あたり	4,090千円
1 特別区・中核市あたり	3,849千円
1 市町村あたり	2,107千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
【補助率】国 10/10
【補助基準額】1 団体あたり 5,000千円（上限）

※同一団体の同一事業は採択しない。



＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 7億円（9億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

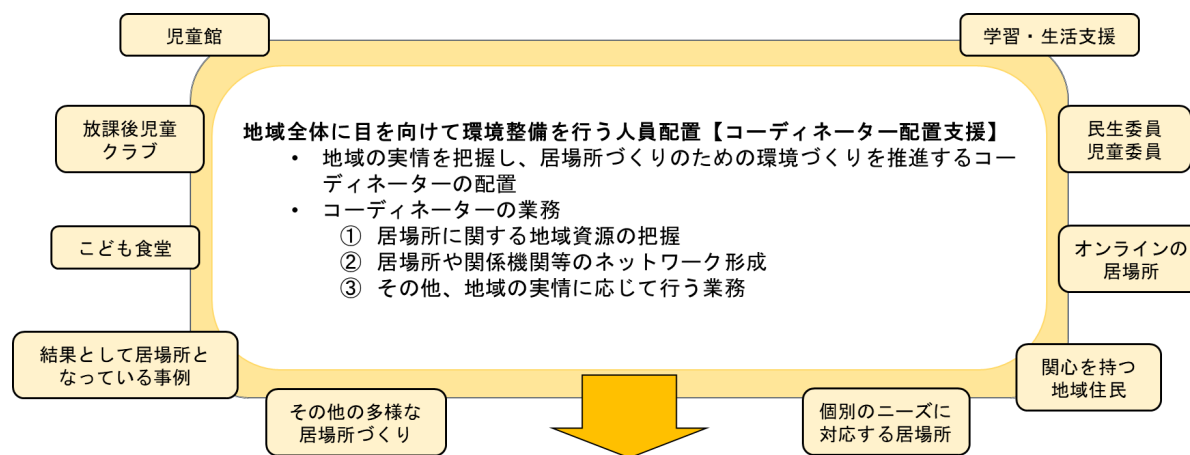
17,580千円（3名以上配置の場合）

11,846千円（2名配置の場合）

6,111千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度概算要求額 2,061億円の内数+事項要求 (2,013億円の内数)

事業の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。



【対象者】次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合



実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む) 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【主な令和8年度補助基準額案】以下参照

※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

1 運営費

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 10,700円(4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,540円(2,100円)
- 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,500円(600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×2,000円

(3) 専従人員配置支援 1事業所当たり 7,281千円

2 開設準備経費(改修費等) 4,000千円

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

ア 夜間養護事業

(ア) 基本分 年間延べ日数 × 1,360円(400円)

(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 1,360円(400円)

イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,510円(1,000円)

ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×2,000円

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度概算要求額 2,061億円の内数+事項要求（2,013億円の内数）

事業の目的

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

事業の概要

○主な実施要件

- ・ 会員数は20人以上
- ・ 相互援助活動中のこどもの事故に備え、補償保険への加入
- ・ こどもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・ 事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・ 提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・ 保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- ・ 保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際のこどもの預かり

○実施市町村 （令和6年度）1,009市町村、（令和5年度）996市町村

実施主体等

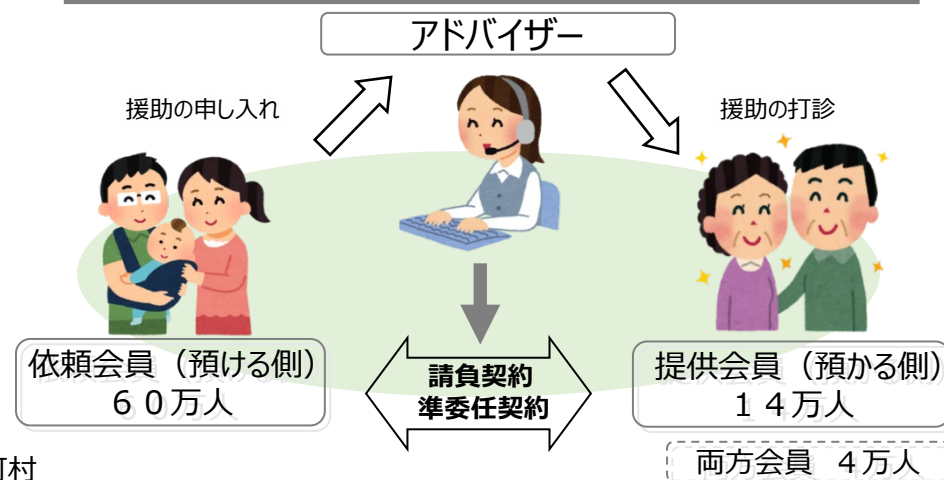
【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

【主な令和8年度補助基準額案】

- 基本事業 2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 病児・緊急対応強化事業 1,800千円（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）
- 預かり手増加のための取組加算 ①1,200千円（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）
② 500千円（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数等に応じて段階的に設定）
- 提供会員の定着促進加算 500千円（提供会員になって間もない会員等を対象に、フォローアップ面談や相談体制の構築を行う場合に加算）
- ひとり親家庭等の利用支援 500千円
- 地域子育て支援拠点等との連携 1,500千円
- 性被害防止対策加算 580千円（性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施した場合に加算）
- 開設準備経費 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

ファミリー・サポート・センター〔相互援助組織〕



<こども政策推進事業費補助金> 令和8年度概算要求額 0.5億円

事業の目的

- 子育て短期支援事業については新たな施設や里親等での受皿の確保、多様な児童が利用できるような受け皿の拡充が求められている。これらの取組を推進するため、設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施を行い、取組事例として横展開を行うことで、子育て短期支援事業の機能強化を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

多くの子育て家庭がレスパイト・ケア等で気兼ねなく子育て短期支援事業を利用できる供給体制の構築を図るため、新たな受皿の確保を行う事業や、多様な児童を受け入れる為の体制強化の事業を試行的に行うこととし、具体的に以下テーマのうち、いずれか1つを含む事業を行うものとする。

※子育て短期支援事業の実施に係る費用以外の、新たな取組に対して補助する。

テーマ①
新たな受皿の
確保に向けた取組

- (例1) 児童育成支援拠点事業等の多様な居場所で子育て短期支援事業を行う為のニーズ調査や伴走支援。
(例2) 本事業の担い手となる（里親、市町村長が認めた者等）に対しての事業開始支援。
(例3) 思春期世代等、プライベート空間等を必要とする利用者に対応する担い手の受け入れ態勢整備の取り組み

テーマ②
利用者をより適切な
預け先に繋げる取組

- (例4) 受け入れ推進に向けて、利用者を受け入れるための調整等を担うコーディネーター職員を配置し、受入に際する連絡調整や、こどもの状況に寄り添った預かりとなるようフォローアップの充実を図るもの。
（実施に際しては、既存施設に付設して実施するのみならず、その他地域資源を活用して実施することもある）
(例5) 預かり先の空き状況確認や利用予約の受付等を行うシステムを導入し、利便性向上を図る取り組み。

(2) 実施方法

ア 国は「子育て短期支援事業における開発事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、市町村が実施するプログラム開発事業の審査、指導、助言等を行う。

イ 市町村は事業終了前に、検討委員会に事業報告を行うとともに、事後評価を行い、子育て短期支援事業の機能強化に向けた検討を進め、結果について国に報告を行う。

実施主体等

【実施主体】

都道府県・市町村

【補助額】

テーマ①：5,000千円 テーマ②：7,500千円

【補助率】

都道府県実施の場合：国2／3、都道府県1／3
市町村実施の場合：国2／3、都道府県1／6、市町村1／6

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額：1億円

事業の目的

- 児童館については、すべてのこどもを対象とする児童福祉施設として多様な役割を発揮しているところであり、国では「児童館ガイドライン」においてその機能等を整理している。
- 地域におけるこどもの諸課題に対応するべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的にモデル事業を実施する。

事業の概要

（１）事業内容

すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。

■活動例

- ・ 平日の小学校開始前に安全・安心な居場所を確保する活動（児童館での取組や、学校敷地内を活用した移動児童館等）
- ・ 小学生の生活の連続性に配慮した地域人材のコーディネート（学校支援人材や放課後児童支援員等の放課後支援人材の発掘、養成等）
- ・ 支援の切れ目にあるとされる15歳前後、18歳前後のこども・若者の課題に寄り添い、居場所づくりを行うことや、適切な支援に接続する活動（高校や大学、専門学校、子ども・若者総合相談センター等と連携した活動）
- ・ インクルーシブな地域コミュニティづくり（障害児通所支援事業所や放課後児童クラブとの有機的な連携創出等）

※なお、児童館を設置していない自治体においては、類似する機能を有する施設、事業所での実施も可能。

（２）実施方法

- ア 都道府県等は、事業実施に係る企画推進委員会を設置し、事業内容等の企画・検討を行う。
- イ 都道府県等は事後評価を行った上で、実施上の成果や課題を整理した報告書を提出する。また、こども家庭審議会こどもの居場所部会「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」等において、発表を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【補助率】10/10

【補助額】（1自治体当たり） 5,000千円

こどもの安心・安全の確保等

令和8年度概算要求額：31億円＋事項要求

〔＜情報処理業務庁費＞令和8年度概算要求額：27億円
＜児童対象性暴力等防止等業務委託費＞令和8年度概算要求額：3億円＋事項要求〕

目 的

- こども性暴力防止法の施行（施行期限：令和8年12月25日）に伴い、新たに発生する業務に対応するための執行体制を確保するとともに、対象事業者支援のための相談窓口を設置するほか、対象事業者・従事者、こども、保護者をはじめとする国民全体に向けて本制度を周知広報する等により、本法を円滑に施行し、こどもを性暴力等から守るという社会全体の機運を醸成する。

内 容

（1）こども性暴力防止法の施行に必要な体制の確保

① こども性暴力防止法関連システムの開発等＜令和8年度概算要求額：27億円＞

令和7年度に引き続き、法の施行に必要なこども性暴力防止法関連システムの開発等を行う。

② 犯罪事実確認、認定、監督等に係る業務委託（こども性暴力防止法施行業務委託事業）＜令和8年度概算要求額：事項要求＞

対象事業者への犯罪事実確認書の交付、認定、監督等の事務のうち、その一部を委託することにより執行体制を確立する。

（2）こども性暴力防止法の円滑な施行のために必要な事業者支援（こども性暴力防止法事業者支援事業）＜令和8年度概算要求額：3億円の内数＞

対象事業者が

- ・ 児童対象性暴力等が生じた際の調査、従事者に対する配置転換等の雇用管理上の措置を講じる際の弁護士への相談
- ・ 犯罪事実確認記録等の適切な情報管理を行う際の情報セキュリティの専門家への相談

を行うための相談窓口を設置する。

（3）こども性暴力防止法の周知等

① 法制度周知や認定取得の促進のための広報啓発（こども性暴力防止法広報啓発事業）＜令和8年度概算要求額：3億円の内数＞

対象事業者・従事者や、こども、保護者をはじめとする国民全体に向けた周知広報を行うとともに、制度の理解や認定取得を進めるためのイベント・全国各地での説明会を開催する。

② こどもの性被害防止に係る諸課題に関する調査研究の実施＜令和8年度概算要求額：3億円の内数＞

こども性暴力防止法成立時の附帯決議に掲げられている検討課題や、施行準備に当たって生じた諸課題に関する調査研究を実施する。

※ 上記のほか、本庁において業務体制を確保するための行政経費を要求。

＜情報処理業務庁費＞ 令和8年度概算要求額：27億円

事業の目的

- こども性暴力防止法の施行（施行期限：令和8年12月25日）までに、円滑かつ着実な施行準備を行うため、本制度の施行に必要な関連システムの開発等を、令和7年度に引き続いて行う。

事業の概要

- 本法においては、
 - 対象事業者（学校設置者等・認定事業者等）からの犯罪事実確認書の交付申請
 - 民間教育保育等事業者からの認定申請
 - 対象事業者からの定期報告等に対して、行政が認定・交付・監督を行うこととなる。
- このため、事業者、行政等においては膨大な事務作業が生ずることとなる一方、こどもの安全確保の仕組みであることや犯罪歴の有無等の極めて機微な情報を取り扱うことから、これを誤りなく正確に処理することが必要となる。また、事業者は犯罪事実確認を行うまでは従事者を対象業務に従事させることができなくなるため、必要な事務を円滑・迅速に処理することも必要であり、これらに対応するための、必要な情報システムの設計・開発を行う。

実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

＜児童対象性暴力等防止等業務委託費＞ 令和8年度概算要求額：事項要求

事業の目的

○ こども性暴力防止法の施行に伴い必要となる犯罪事実確認書の交付業務、認定業務、監督業務及びこれらに付随する照会対応業務のうち、公権力の行使に当たらない定型業務として整理できる業務について、外部の事業者へ委託することにより、円滑な執行体制を確立することを目的とする。

事業の概要

(1) 犯罪事実確認書の交付業務

法に基づく犯罪事実確認書の交付に関する業務のうち、対象事業者から提出された申請書類等の確認、こども性暴力防止法関連システムへの必要事項の情報入力などの業務を行う。

(2) 認定業務

法に基づく認定等に関する業務のうち、対象事業者から提出された申請書類の審査、認定事業者等の登録情報の変更・廃止に関する届出の確認などの業務を行う。

(3) 監督業務

法に基づく監督等に関する業務のうち、監督等に必要となる対象事業者からの報告事項の確認や調整などの業務を行う。

(4) 照会対応業務

(1) ～ (3) に関する手続に加え、法に基づく各種措置等に関する照会対応業務を行う。

実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

＜児童対象性暴力等防止等業務委託費＞ 令和8年度概算要求額：3億円の内数

事業の目的

こども性暴力防止法の対象事業者が、

- ① 事業者内で児童対象性暴力等が生じた際の調査、従事者に対する配置転換等の雇用管理上の措置等を講じる際の弁護士への相談
- ② 犯罪事実確認記録等の適切な情報管理を行う際の情報セキュリティの専門家への相談

を行うための相談窓口を設置し、対象事業者の支援を行う。

事業の概要

こども性暴力防止法の対象事業者が、法で義務付けられた安全確保措置や情報管理措置を講じるに当たっての相談窓口を設置し、相談内容を踏まえた専門的な相談先につなぐ。

① 安全確保措置に係る支援

対象事業者が、

- ・ 事業者内で児童対象性暴力等が生じた際、こどもへの聴き取りや事実認定、証拠保全などを行う場合
- ・ 児童対象性暴力等のおそれがあると認める従事者に対して、配置転換等の雇用管理上の措置を講じる場合

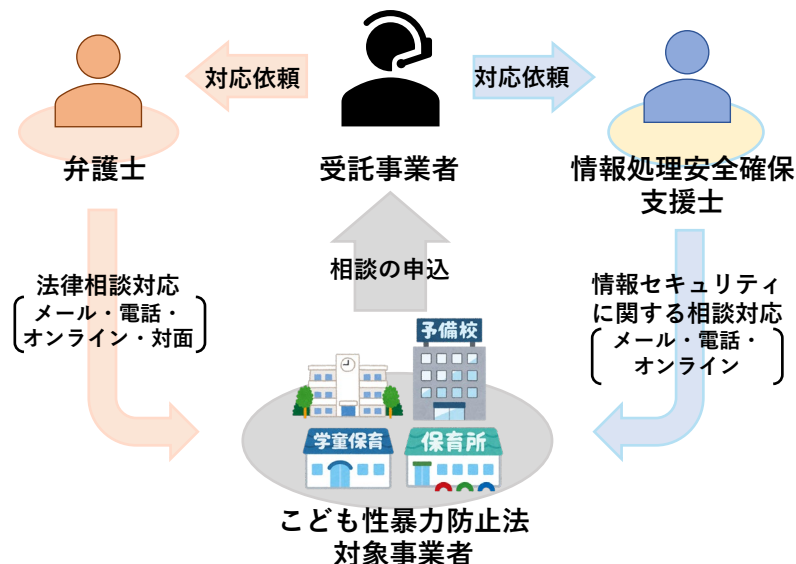
等について、弁護士への相談窓口を設置する。

※対象は顧問弁護士のいない小規模事業者等に限定

② 情報管理措置に係る支援

対象事業者が、犯罪事実確認記録等の適切な情報管理を行うに当たって、情報セキュリティの専門的な知見を有する情報処理安全確保支援士への相談窓口を設置する。

相談スキーム（イメージ）



実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

＜児童対象性暴力等防止等業務委託費＞ 令和8年度概算要求額：3億円の内数

事業の目的

こども性暴力防止法の円滑かつ確実な施行、また事業者の認定取得促進のため、対象事業者・従事者や、こども、保護者をはじめとする国民全体に向けた周知広報を行い、こどもを性暴力等から守るという社会全体の機運を醸成する。

事業の概要

（１）周知広報の実施

ポスター、リーフレット等の作成・配布や、様々な広告媒体を活用した広報を展開することにより、対象事業者・従事者や、こども、保護者をはじめとする国民全体に向けた制度の周知を行う。

＜広報内容＞

- ポスター、リーフレット等の作成・配布
- 新聞広告、インターネット広告、交通広告 等



（２）イベント・説明会の開催

- ① 国民全体に対して、法の施行を周知するとともに、制度理解を深めてもらうため、こども性暴力防止法の施行に合わせた広報イベントを開催する。
- ② 対象事業者に対して、法により義務付けられた措置等への理解を深めてもらうとともに、事業者の認定取得を促進するため、全国での説明会を開催する。



実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

令和8年度概算要求額 1億円（1億円）【令和2年度創設】

目 的

- 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 成育基本法や、死因究明等推進基本法を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内 容

（１）推進会議

医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

（２）情報の収集・管理等

こどもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（３）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果票）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

（４）グリーフケアの対応・提言した予防策の実装（リーフレット作成等）

（１）～（３）を踏まえた提言等に基づき、必要に応じて、グリーフケアへの対応や、予防策の周知を行うリーフレットの作成等を行う。

【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国 10 / 10
- ◆ 補助基準額 : 年額 14,064千円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : （変更交付決定ベース）
令和6年度 : 10自治体
（北海道、福島県、群馬県、東京都、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

事業の概要

【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

- ①保育所等設置促進等事業（☆）：保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
- ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）：病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業
- ③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業（☆）：物理的に子どもを離れ、各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）を確保し、保育の振り返り等の業務を行うスペースを設置するために必要な改修等を行う事業

【補助制限】

- （★）の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることができる
- （☆）の事業：補助制限なし

2. 環境改善事業（設備整備等）

- ①障害児受入促進事業（☆）：既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
- ②分園推進事業（☆）：保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③熱中症対策事業（★）：熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業
- ④安全対策事業（★）：ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー等）の備品の購入等を行う事業 イ ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業
ウ 性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業
- ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）：病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）：
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑦感染症対策のための改修整備等事業（★）：インフルエンザやノロウイルス等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業
- ⑧保育環境向上等事業（★）： 保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額（R7）】 1. 基本改善事業（①、②） 1施設当たり 7,200千円 (③) 1施設当たり 100千円

2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑦、⑧） 1施設当たり 1,029千円 (④) ア 1施設当たり 500千円以内 イ 1施設当たり 200千円以内 ウ 1施設当たり100千円以内
(⑥) 1施設当たり 39,553千円

【補助割合】 2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥の事業 国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

【拡充】 2④の事業（安全対策事業）について、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、一時預かり事業、病児保育事業を補助対象に追加する（ただし、すでに2④の事業の対象となっている保育所等で乳児等通園支援事業等を行う場合を除く）。

また、2④のウ（性被害防止対策のための事業）について、居宅訪問型保育（認可・認可外）を行う事業者も、補助対象に追加する。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 児童養護施設等における小規模なグループによるケアの実施など、こどもの養育環境の改善を図るための改修や、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修、改正児童福祉法関連施設・事業所の開設準備経費や改修費等に係る経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。
- 里親身分証明書の取り組みが全国的に進むよう、都道府県等における里親身分証明書の発行に必要な備品購入等を支援することにより、里親の負担軽減を図る。
- こどもの安心・安全な生活環境の確保及びプライバシー保護を図ることにより、すべての児童養護施設等においてこどもが安心して過ごすことができる環境となるよう、児童養護施設等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

【補助制限】

- （★）の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることができる「拡充」
- （☆）の事業：事業を行う施設等1か所につき1回限り

（1）児童養護施設等の環境改善事業

- 入所児童等の生活環境改善事業
 - 児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
 - 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助（★）
- ファミリーホーム等開設支援事業（☆）
ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品の購入に係る経費を補助
- 児童家庭支援センター開設支援事業（☆）
既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助
- 耐震物件への移転支援事業（☆）
耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

（2）地域子育て支援拠点の環境改善事業（★）

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

（3）児童相談所及び一時保護所の環境改善事業（★）

- 児童相談所でこどもの心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- 一時保護所でこどもの生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

（4）改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（☆）「新規」

- 里親支援センターを開設するため、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等に係る経費を補助する。
- 社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入に係る経費を補助する。

（5）里親負担軽減事業（★）「新規」

里親が、自身と委託されたこどもとの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るため、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。

（6）児童養護施設等（※）における性被害防止対策支援事業（★）「新規」

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

（※）児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童相談所、児童相談所一時保護施設（一時保護委託先を含む。）

実施主体

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 都道府県、市町村 | (4) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 |
| (2) 市町村 | ※妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 |
| (3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 | (5) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 |
| | (6) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 |
| | ※母子生活支援施設又は妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 |

補助基準額

- | | | | | |
|----------|--------|---------|---|--|
| (1) <1.> | 1か所当たり | : 800万円 | ※ | 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円 |
| <2.> | 1か所当たり | : 800万円 | ※ | ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算 |
| <3.> | 1か所当たり | : 300万円 | | |
| <4.> | 1か所当たり | : 800万円 | ※ | 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円 |
| (2) | 1か所当たり | : 800万円 | | |
| (3) | 1か所当たり | : 800万円 | | |
| (4) | 1か所当たり | : 800万円 | | |
| (5) | 1か所当たり | : 50万円 | | |
| (6) | 1か所当たり | : 10万円 | | |

補助率

- (1) 国：1/2（2/3（※）） （都道府県等：1/2（1/3（※））、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
（※）児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化について、令和11年度末までに確実に実施するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）
- (2) 国：1/2 （指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
- (3) 国：1/2 （都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）
- (4) 国：1/2（3/4（※）） （都道府県等：1/2（1/4（※））、又は、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4）
（※）里親支援センターの開設準備経費
- (5) 国：1/2 （都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）
- (6) 国：1/2 （都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4、事業者：1/4）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 障害児通所支援事業所において、ICTを活用したこども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、こどもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、こどもを預けている保護者の不安解消を図る。
- こどもの安全安心なプライバシー保護の観点等から、障害児支援事業所等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

- こどもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

① ICTを活用したこどもの見守り支援事業

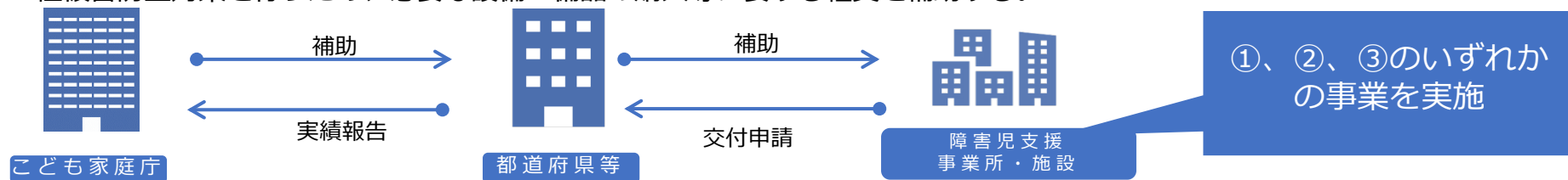
- ・ ICTを活用したこどもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等の導入

② 登降園管理システム支援事業

- ・ 適切な登降園管理を行うためのシステムの導入

③ 障害児支援事業所等における性被害防止対策支援事業【拡充】

- ・ 性被害防止対策を行うため、必要な設備・備品の購入等に要する経費を補助する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】 (①及び②) 国3/5、都道府県・指定都市・中核市 1/5、事業者1/5

(③) 国1/2、都道府県・市区町村1/4、事業者1/4

【補助基準額】

① 1施設又は事業所当たり 200千円

② (端末購入を行わない場合) 1施設又は事業所当たり 200千円 (端末購入を行う場合) 1事業所当たり 700千円

③ 1施設又は事業所当たり 100千円以内

子ども・子育て支援金制度創設に伴う定率国庫補助や調整交付金等の医療保険者への財政支援については、保険者基盤制度等の地方財政措置を含め、予算編成過程において検討する。（※）

（※）子ども・子育て支援法等一部改正法による医療保険各法の改正に基づく以下の措置等について、予算編成過程で検討する。

- ・ 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。
- ・ 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
- ・ 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
- ・ 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
- ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
- ・ 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
- ・ 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
- ・ 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置づける。

令和8年度概算要求額 0.6億円（0.6億円）

事業の目的

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）に基づき、有識者検討会や青少年及びその保護者を対象とした利用環境実態調査、地方連携体制構築フォーラム、諸外国における青少年のインターネット利用環境調査等を実施することにより、施策の推進等に資する。

事業の概要

(1) 青少年のインターネット利用環境実態調査

全国規模の無作為抽出により選ばれた青少年及びその保護者それぞれに対して、調査員による留置き調査及びオンライン調査等の併用による調査を実施し、学校種別や地域別に集計する。

青少年のインターネット利用環境の変化が著しいことから、有識者から構成される企画分析会議において、専門的見地から調査項目等を見直す。

※ 回答回収率（令和6年度）：青少年調査62.6%、青少年の保護者調査63.5%、低年齢層の子供の保護者調査65.5%

(2) 青少年インターネット環境整備法及び基本計画（第6次）の施行状況について検証するための検討会の開催経費

青少年のインターネット利用環境整備に関する各方面の学識経験者等から構成される検討会を開催し、青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の進捗状況や、スマートフォンやSNSの普及に伴う青少年のインターネット利用環境をめぐる新たな課題、調査研究について検討する。

※ 開催状況等（令和6年度）：検討会 4回開催、WG 2回開催

（令和7年度）：検討会 2回開催、WG 6回開催（8月末時点）

(3) 青少年インターネット利用環境に係る地方連携体制支援事業

地方の実情に応じ、地方の行政機関やインターネット関係事業者及び関係団体等による青少年のインターネット利用環境づくりに資する連携体制構築のためのフォーラム（オンライン開催を含む。）を実施する。

※ 開催状況（令和6年度）：1回開催（徳島）

(4) 青少年の被害・非行防止に向けた環境整備に関する調査研究

スマートフォンやタブレット等の急速な普及を背景に青少年のインターネット利用環境は大きく変化しており、インターネット上には、青少年に対する有害な情報が溢れ、SNSに起因する青少年の性被害等は増加傾向にある。このため、フィルタリングをはじめとするペアレンタルコントロールの活用について保護者等へ啓発するなどの対策が求められている。

このような情勢を踏まえ、青少年保護対策として、インターネット利用における諸外国の取組等を調査し、青少年の被害・非行防止に向けた効果的な施策に資することを目的とする。

(5) 青少年インターネット利用環境に係る官民の協議会開催に係る経費

官民双方のネットワーク構築及び関係団体の取組の情報収集のため、官民協議会を開催する。

実施主体

- ◆ 実施主体 : 国（1及び4の調査については委託して実施）

令和8年度概算要求額 0.2億円（0.2億円）

事業の目的

本事業は、ガイドライン（※）に適合する安全装置のリストを作成するため、各メーカーから申請がなされた安全装置について、ガイドラインの要件への適否の審査を行うとともに、付随する調査等を行うことを目的としている。

（※）「ガイドライン」とは、令和4年12月20日付け、国土交通省が設置した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ」によって取りまとめられた「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」を指す。

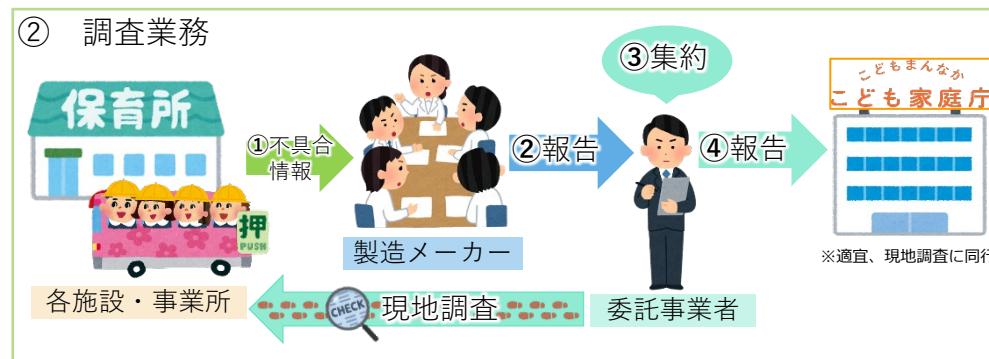
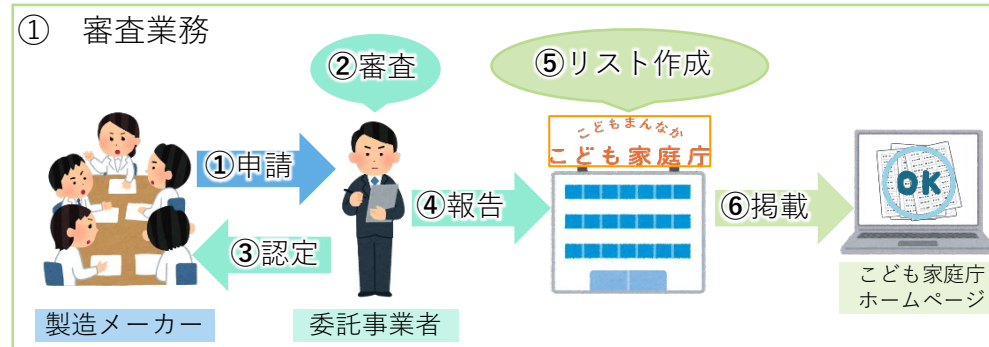
事業の概要

① ガイドライン適否に関する審査業務

- 申請書類の受付等
申請者から提出される申請書類の受付及び付随する問合せへの対応
- 申請書類の審査
製品ごとにガイドラインの要件への適合性について審査
- 実車による試験の実施
自動車の性能や安全性への影響が懸念される場合は、実車実験を実施
- 審査結果の取りまとめ、通知及び報告
申請された製品ごとに審査結果を申請者に通知、こども家庭庁に報告

② 適合認定装置に関する調査業務

- 適合認定装置の不具合情報の収集
適合認定装置の不具合情報を収集し、必要な改善措置が講じられているか確認
- 適合認定装置の現地調査
適合認定装置が申請された機能要件に従った運用がなされているか現地で確認



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

事業の目的

- こどもの生命・身体に係る事故の発生を予防し、その拡大を防ぐことを目的とし、こどもの事故に関する情報の収集・分析を行い、それを基に、保護者等へ向けた注意喚起等の情報提供を行うほか、特定教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議を開催する。

事業の概要

(1)ハンドブックの作成・配布

こどもの中でも特に未就学児を対象として、予期せず起こりやすい事故とその予防法・対処法のポイントをまとめたハンドブックを作成し、地方公共団体、事業者、関係団体に配布する。（平成29年度から令和4年度までは消費者庁が実施）

※ 配布実績（令和3年度）①はA5判、②はA4判

令和3年6月	①58,000部発行	207か所の自治体に配布	②18,300部発行	84か所の自治体に配布
令和4年3月	①80,000部発行	220か所の自治体に配布	②20,000部発行	72か所の自治体に配布
令和5年3月	①80,000部発行	265か所の自治体に配布		
令和7年3月	①69,000部発行	109か所の自治体に配布		

<経費>

・印刷製本費	19.8円× 89,000部	1,763千円
・配送料	290か所	825千円

※関係省庁等による啓発情報や、動画コンテンツ等も充実させるよう、媒体や周知方法を検討

※こども家庭庁ウェブサイトにて電子媒体掲載中

(2)「こどもの事故防止週間」ポスターの作成・配布

こども家庭庁では、こどもの事故防止のために、「こどもを事故から守る！プロジェクト」を関係府省庁と連携して推進しており、その一環として、毎年「こどもの事故防止週間」を実施している。当該イベントに関し、ポスターを作成し、地方公共団体等に配布する。

※ 配布実績（令和6年度）：令和6年7月 2,400枚発行 169か所の地方公共団体、関係府省庁及び駅に配布（A2判）

<経費>

・印刷製本費	218.35円×2,400部	525千円
・配送料	171か所	421千円

※こども家庭庁ウェブサイトにて電子媒体掲載中

(3)教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議の開催

地方自治体からの検証報告に基づく重大事故の再発防止策に関する提言等を議題として開催している。

(4)こどもの事故防止に関する新たな取組に関する調査実施

こどもの事故防止に関する新たな取り組みについて、調査及び実施を行う。



ハンドブック



ポスター

実施主体等

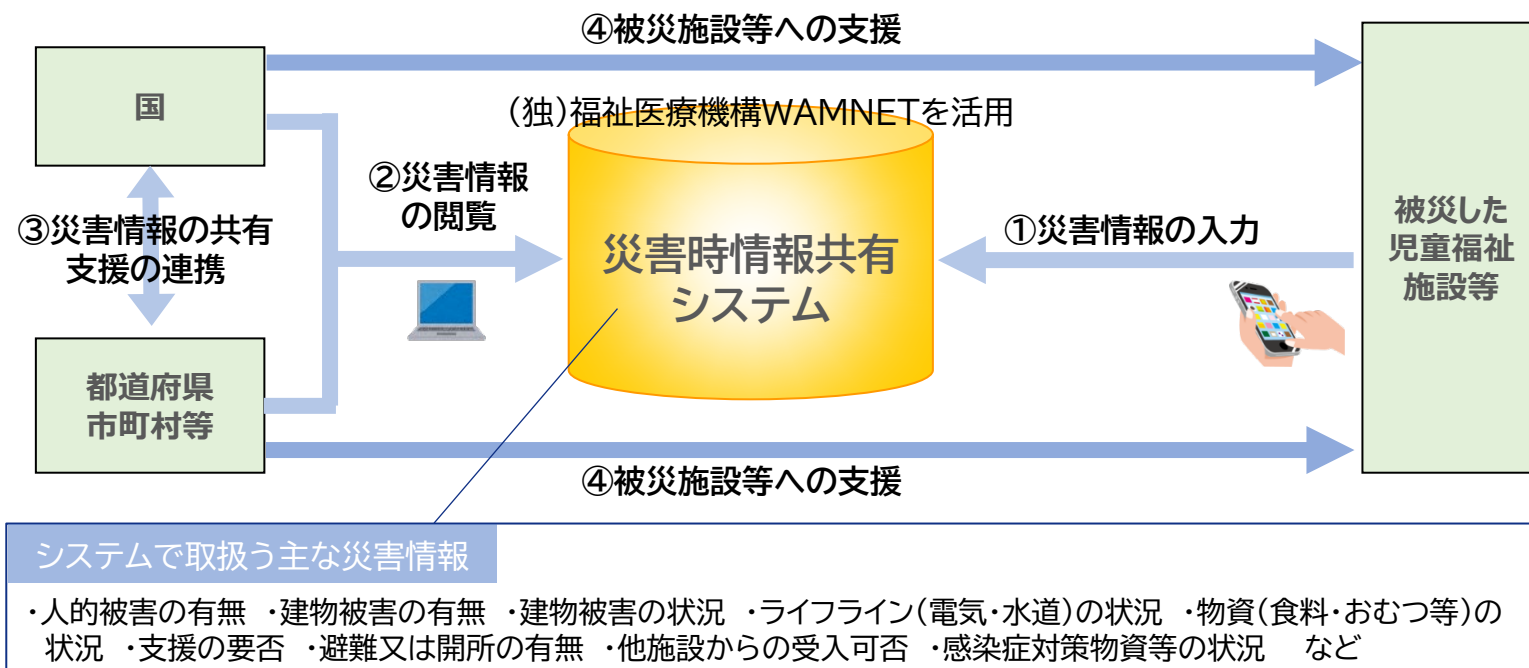
◆ 実施主体 : 国（請負契約により実施）

令和8年度概算要求額 1.0億円（1.0億円）

事業の目的

- 災害発生時における児童福祉施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として、「災害時情報共有システム」の運用・保守を行う。

事業の概要



実施主体等

交付先：独立行政法人福祉医療機構 補助率：定額

地域ぐるみの包括的な こども・若者支援システムの構築

**支援ニーズを見逃さない
コンタクトポイント・相談体制の確保**

[妊娠・出産・乳幼児]

令和8年度概算要求額 24億円（22億円）

事業の目的

- 子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備を行い円滑な給付や運用の効率化を図る。

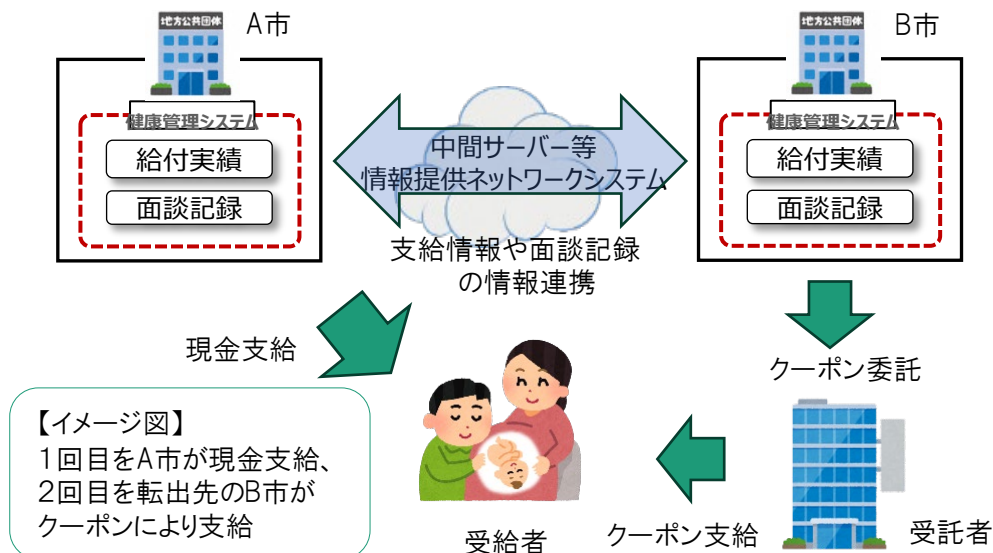
事業の概要

妊婦のための支援給付は現金での支給としている。その上で、希望者が支給された給付金をクーポン等で受け取ることを可能としているため、現金と併用してクーポン等での支給を実施する市町村が、現金又はクーポン等で支給するための必要な経費を補助する。

また、2重給付の防止のため支給状況及び面談実施状況を自治体間で情報連携するためのシステム改修費を補助する。

【対象経費】

- ①クーポン等の支給に係る委託経費
クーポン等での支給のためのランニングコスト（システムの保守費用、クーポン等支給のための委託費）
- ②妊婦のための支援給付のための事務費
妊婦のための支援給付のための人件費や振込手数料等の事務費
- ③自治体間情報連携に係るシステム改修費
転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費



実施主体等

【実施主体】

市町村（特別区を含む）
（①は都道府県も対象）

【補助率】

- ①国10/10
- ②国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4
- ③国 2/3、市町村 1/3

【補助基準額】

こども家庭庁長官が必要と認めた額

令和8年度概算要求額 775億円（816億円）

事業の目的

- 妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

事業の概要

市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

【妊婦のための支援給付の内容】

<支給対象者>

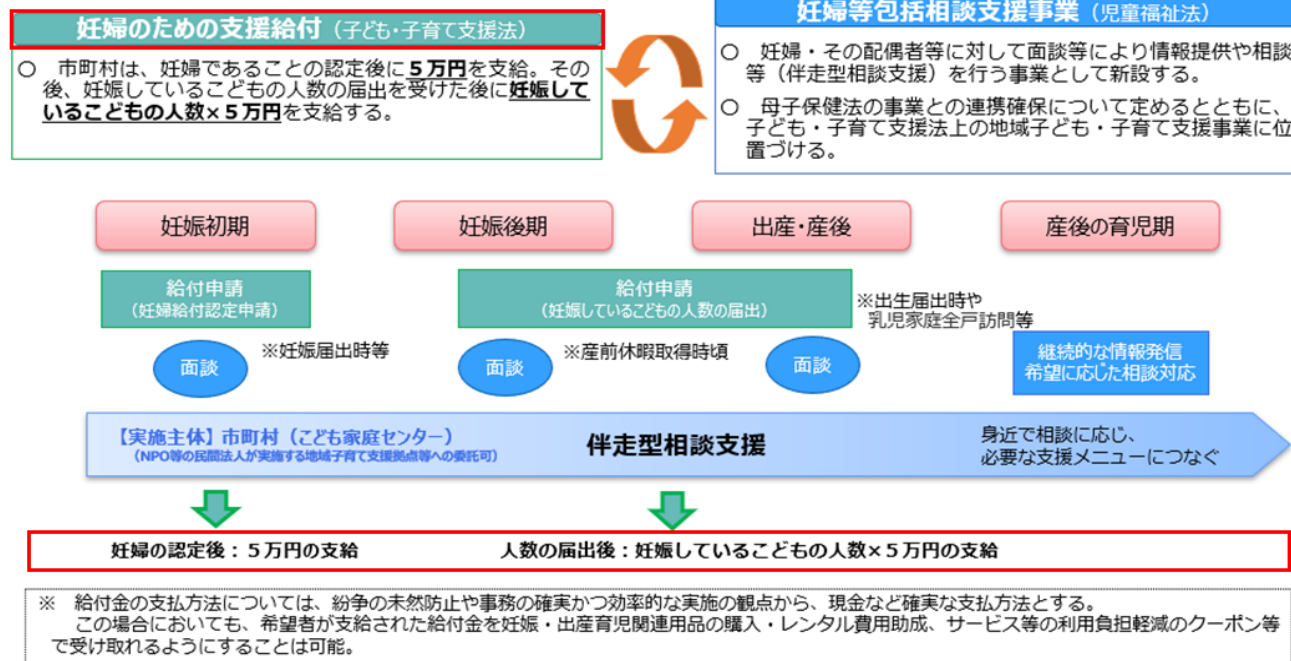
日本国内に住所を有する妊婦

<支給に必要な手続・支給額>

- ・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける
⇒5万円を支給
- ・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠しているこどもの人数等の届出を行う
⇒妊娠しているこどもの人数×5万円を支給

【給付金の支給方法】

- ・現金振込又は小切手の振出
- ※市町村が現金振込の他にクーポン等での支給を実施する場合、希望者はクーポン等で受け取ることは可能。



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：10/10

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層の支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和8年度概算要求額 2,267億円の内数＋事項要求（2,219億円の内数）

事業の目的

- 児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。併せて、妊婦等包括相談支援事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として実施する。

事業の概要

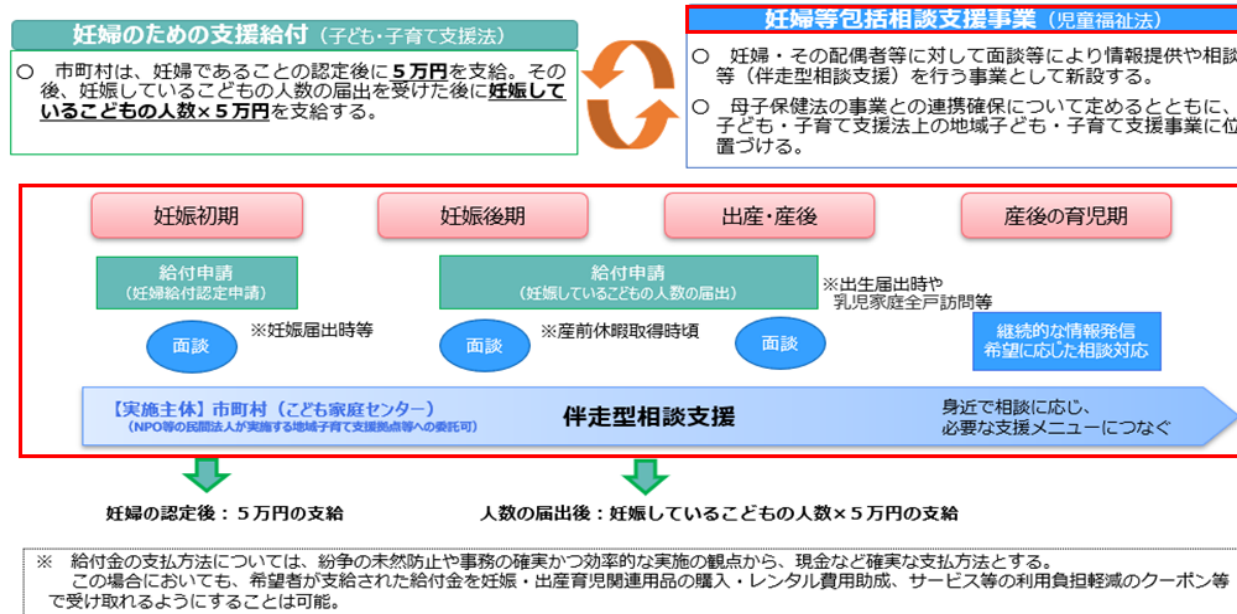
妊婦等包括相談支援事業の実施に当たり、妊娠の届出数を基準にこども家庭センターの面談対応件等の業務量に応じて補助を行う。

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【対象経費】

面談等の実施に必要な経費
（「妊婦のための支援給付」に必要な費用は除く）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】

国 1／2、都道府県 1／4、市町村 1／4

【補助基準額】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

- ① 700件以上 : 17,293千円
- ② 200件以上700件未満 : 10,847千円
- ③ 200件未満 : 9,092千円

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。
※妊娠届出数は転入した妊婦からの妊娠している届出等も含む。

令和8年度概算要求額 23億円（21億円）【平成29年度創設】

事業の目的

- 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

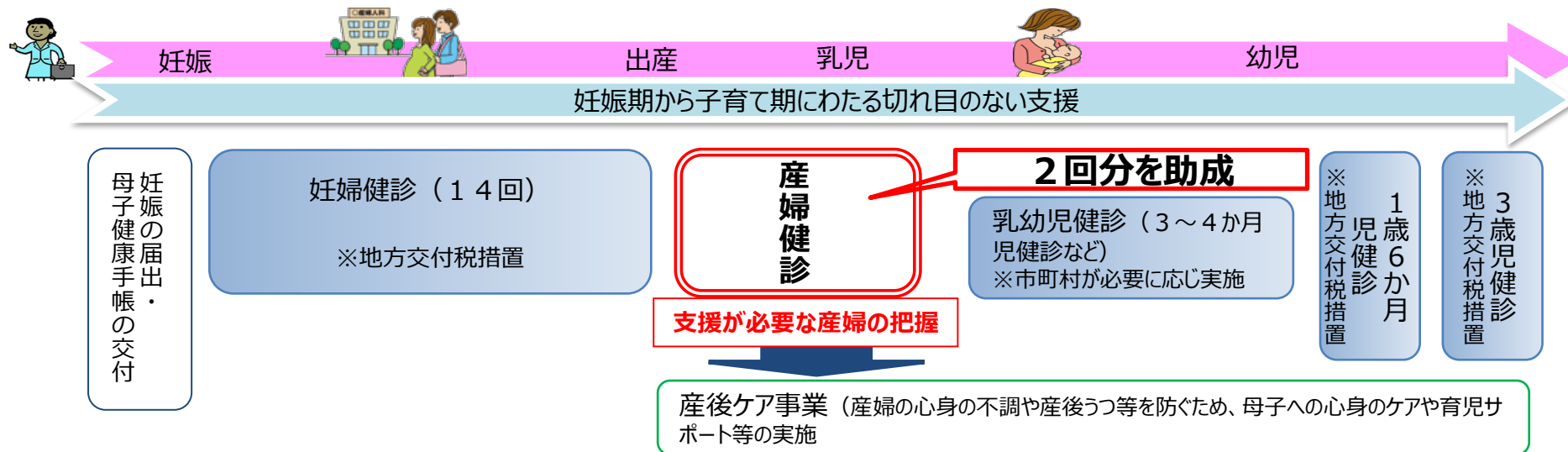
事業の概要

◆ 対象者

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦

◆ 内 容

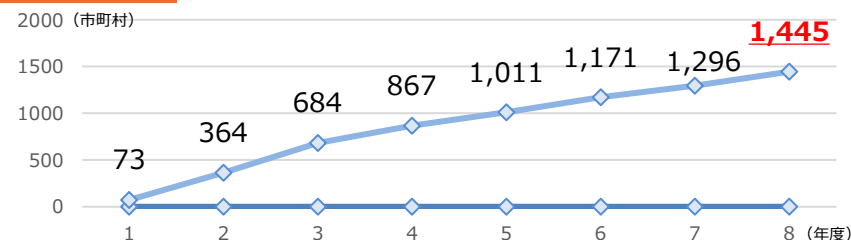
地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。



実施主体等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価 : 1件あたり5,000円

事業実績



令和8年度概算要求額 2億円（3億円）
【平成29年度創設】

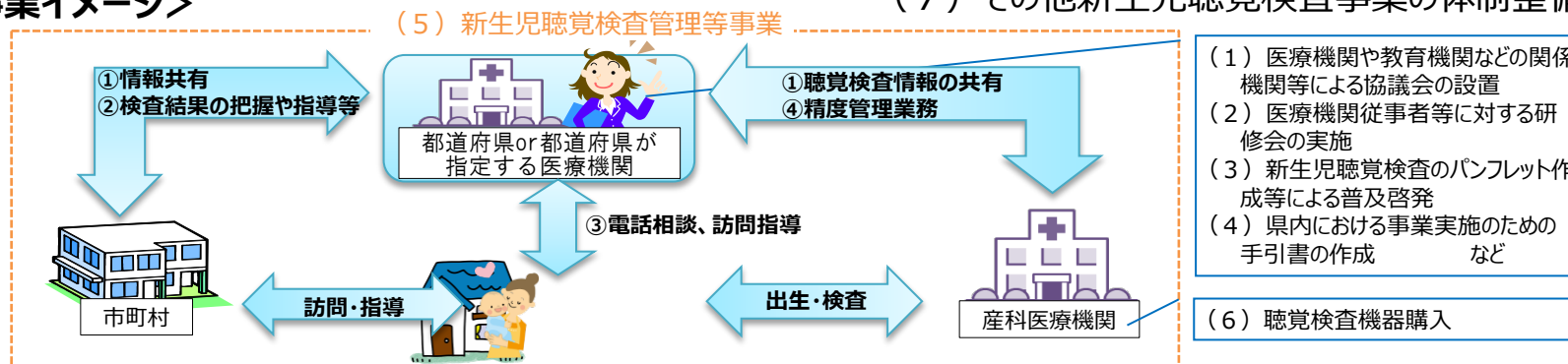
事業の目的

- 聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備することを目的とする。

事業の概要

- (1) 行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関（団体）等による協議会の設置・開催（必須）
(2) 医療機関従事者等に対する研修会の実施
(3) 新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発
(4) 都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成
(5) 新生児聴覚検査管理等事業（R2～）
① 新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有
② 市町村への指導等
③ 相談対応等
④ 検査状況・精度管理業務
(6) 聴覚検査機器購入支援事業（R2～）
(7) その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項

<事業イメージ>



実施主体等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県 1 / 2
- ◆ 補助単価 :

年額	2,173,000円
(5) を実施する場合	年額 10,000,000円
(6) を実施する場合	年額 3,600,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 45自治体（44自治体）
- ※ 令和6年度変更交付決定ベース
括弧は令和5年度変更交付決定ベース

令和 8 年度概算要求額 8 億円【令和 5 年度補正創設】

事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1 歳 6 か月児」及び「3 歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3 から 6 か月頃」及び「9 から 1 1 か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1 か月児」及び「5 歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うことにより、「1 か月児」及び「5 歳児」の健康診査の早期の全国展開を目指す。

事業の概要

◆ 対象者

- ① 1 か月頃の乳児 及び ② 5 歳頃の幼児

◆ 内 容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1 か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況や栄養状態などの評価、身体疾患のスクリーニング、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5 歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

- （１）①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- （２）②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補 助 率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助基準額：① 6,000円／人（原則として個別健診） ② 5,000円／人（原則として集団健診）

令和8年度概算要求額 17億円【令和5年度補正創設】

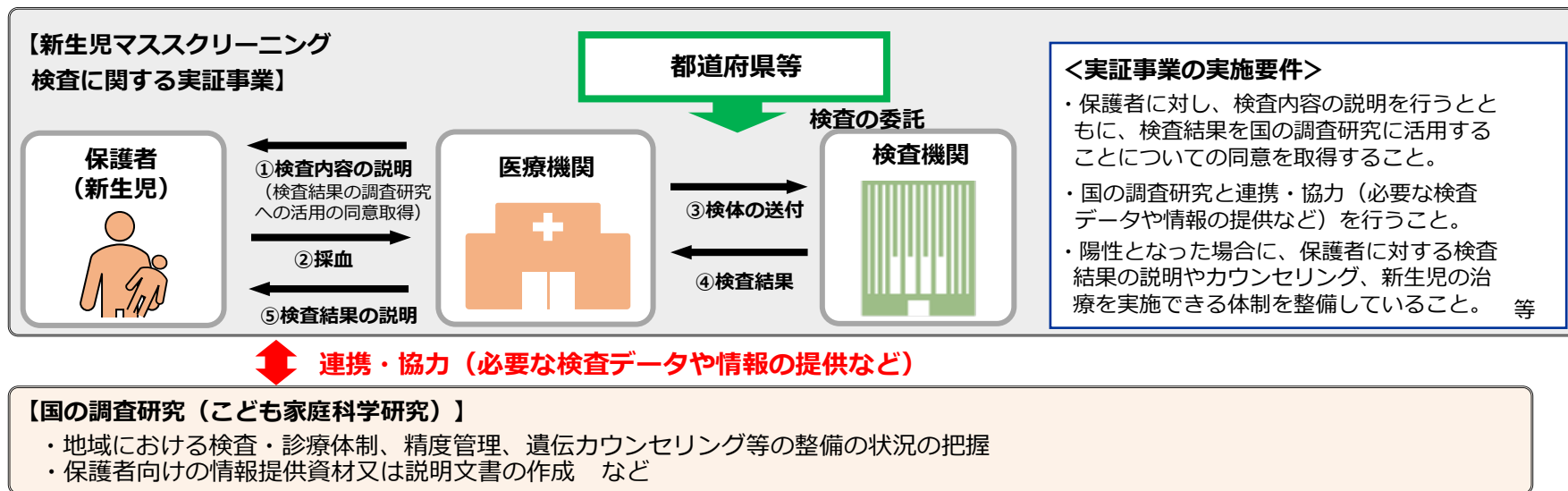
事業の目的

- 新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において20疾患を対象にマススクリーニング検査が実施されているところであるが、近年、治療薬の開発等により、対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、令和5年度より国において調査研究（こども家庭科学研究）を実施し、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝子カウンセリングの課題に関する対応策を得ることとしている。こうした中で、都道府県・指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA（※））を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行うことで、マススクリーニング検査の対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。

（※）SCID（重症複合免疫不全症）：免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。
SMA（脊髄性筋萎縮症）：脊髄の運動神経細胞の異常のため、筋力低下、歩行障害、呼吸障害をきたす遺伝子疾患。

事業の概要

都道府県、指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究（こども家庭科学研究）と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行う。



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市 ◆ 補助率：国1/2、都道府県、指定都市1/2 ◆ 補助基準額：6,000円/人 ※検査に関する説明等を含む。

令和8年度概算要求額 2,061億円の内数+事項要求（2,013億円の内数）

事業の目的

- 出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※ 「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内 容

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則7日以内）
- （2）「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1/2、市町村1/2）

【補助基準額】

- （1）デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,849,300円
- （2）宿泊型 1施設あたり月額 2,781,800円
- （3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円
②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- （4）24時間365日受入体制整備加算（R4～） 1施設あたり年額 3,080,600円
- （5）支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- （6）兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算（R7～）
1施設あたり月額 182,900円
- （7）宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算（R7～）
1施設あたり月額 256,700円

事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計/ 分娩件数

令和8年度概算要求額 4億円（3億円）【令和6年度創設】

目的

地方の周産期医療体制の不足を補完し、居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設等までの移動にかかる交通費等の助成を行うことにより、妊産婦等の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

内容

◆ 対象者

自宅（又は里帰り先）から最寄りの分娩取扱施設等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊産婦等

◆ 内容（各市町村のニーズに応じて（1）～（6）から適宜選択して実施）

- （1）妊婦健診
- （2）出産
- （3）産婦健診
- （4）産後ケア
- （5）乳幼児健診
- （6）不妊治療

実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2
（都道府県1/4、市町村1/4）
※都道府県からの間接補助による交付

補助単価

（1）交通費（往復）

：移動に要した費用（公共交通機関・自家用車の利用について、旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の8割を助成（2割は自己負担）

※（1）妊婦健診、（2）出産（3）産婦健診（4）産後ケア（5）乳幼児健診（6）不妊治療について。
（1）妊婦健診及び（2）出産の場合のみ、タクシー移動も対象とする。

（2）宿泊費（上限14泊）

：宿泊に要した費用（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から2,000円／泊を控除した額を助成
（※1泊当たり2,000円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）

※出産の場合のみ対象

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和8年度概算要求額 2,061億円の内数（2,013億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。（児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業）

事業の概要

- （1）生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。
 - ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
 - ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- （2）訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- （3）訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

実施主体

【実施主体】

市町村（特別区含む）

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【補助単価】

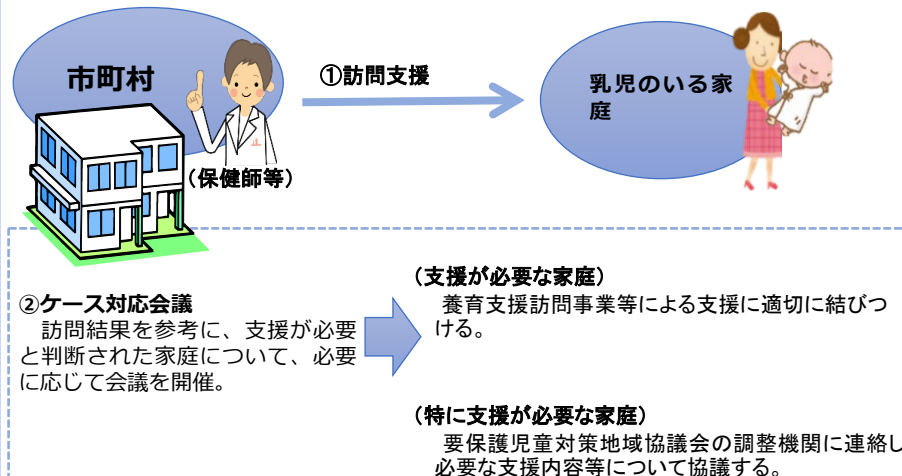
（1）ケース対応会議の開催、養育支援訪問事業における専門的相談支援を実施している市町村

8,000円（1訪問あたり）

（2）（1）以外の市町村

6,000円（1訪問あたり）

イメージ図



[こども・若者]

令和8年度概算要求額：10億円（0.2億円）

事業の目的

- いじめや不登校をはじめ、学校に関係するこどもの悩みの背景には様々な事情が複雑に関係している場合があり、学校だけで抱え込むのではなく、教育・福祉等の地域の関係機関が連携し、地域全体でこどもへの支援を進めることが必要であることから、いじめ・不登校や悩みに直面することもやその保護者を支援する体制整備のための取組及びモデル事例の普及に向けた取組等を推進する。

事業の概要

（1）地域ネットワーク構築によるこども支援事業（令和8年度要求額：10億円）

いじめや不登校をはじめ、学校に関係するこどもの多様な悩みや、その背景にある課題に対応するため、首長部局、学校・教育委員会、福祉・医療・保健等の専門機関、NPO等の地域における関係機関のネットワーク構築を図り、こどもやその保護者の悩みの解消に向けた取組を推進する。

① 地域全体で取り組むこどもの悩み相談モデル事業（令和8年度要求額：5.5億円）

地域全体で、いじめなど学校関係の多様な悩みや、その背景にある課題をワンストップで受け止め、こども・保護者に寄り添い伴走支援する人材の育成や体制整備等、モデルとなる事例の開発・実証を行う。

② 地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業（令和8年度要求額：2.8億円）

学校・地域社会のいずれにもつながりが持てないなど、不登校のこども・保護者が抱える悩みやニーズ等に応じ、各地域において、こどもの育ちの観点からきめ細かく対応する支援策の実証や体制構築を支援する。

③ 首長部局によるいじめ解消モデルの全国展開事業（令和8年度要求額：0.6億円）

首長部局におけるいじめ解消のモデル事例の普及に向けて、自治体での導入支援や体制づくりの助言等のほか、首長部局でいじめ防止等に従事する職員の専門性向上を目的とした研修等を実施する。

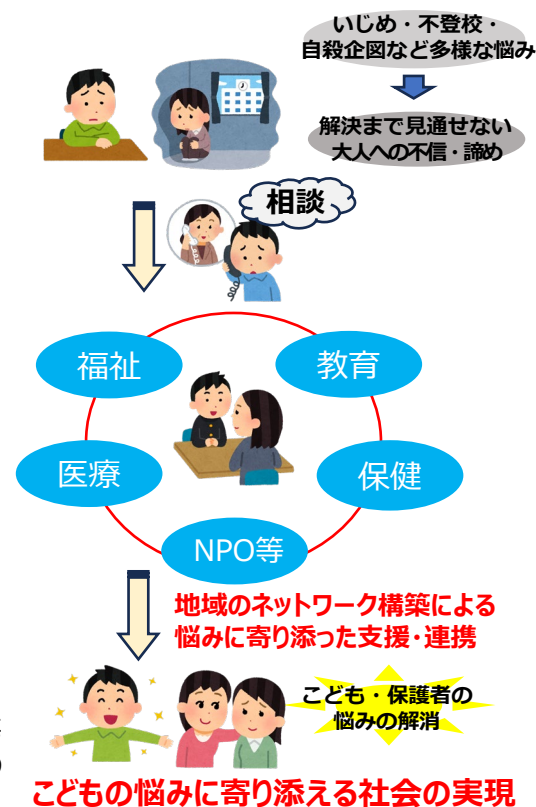
④ 社会総がかりでこどもの悩みを受け止める全国フォーラムの実施（令和8年度要求額：1.1億円）

いじめや不登校など学校におけるこどもの様々な悩みを地域全体で受け止めるため、全国の自治体や関係機関等を対象に、首長部局の先進的な好事例を広く普及する全国フォーラムを実施する。

（2）いじめ調査アドバイザーの活用（令和8年度要求額：0.1億円）

いじめの重大事態調査については、委員の第三者性確保等が課題となり調査開始が遅れるなどの問題が指摘されているため、調査の第三者性確保の観点から、法律・医療・教育・心理・福祉等の専門家をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対する助言を行う。また、いじめ調査アドバイザーを活用し、新たに重大事態調査の委員となり得る専門家を対象に、重大事態調査ガイドラインに基づく調査手法等に係る研修会を実施する。

事業（1）①のイメージ



実施主体等

（1）①及び② 首長部局での開発・実証

③研修及び広報事業、④フォーラムの実施

（2）いじめ調査アドバイザーの活用

【委託先】 都道府県、市区町村
 【補助割合等】 委託費（国10/10）
 【委託先】 民間団体等（③④とも各1団体）
 【補助割合等】 委託費（国10/10）
 【実施主体等】 国が専門家に委嘱

【実施箇所数】 ①22自治体（1自治体あたり2,500万円を上限）
 ②16自治体（1自治体あたり1,400～2,700万円を上限）
 ※自治体からの提案によっては①②の同時採択も可能

事業の目的

こどもの成長を見守ることを目的に、これまで個別に管理されてきた福祉分野と教育分野のデータを連携させることで、こども一人ひとりに応じた教育・保育、保健、療育、福祉等を届けられるデータ連携基盤の構築を目指す。

事業の概要

こどもデータ連携システムの整備に向けた調査研究

- ◆ 潜在的に支援が必要なこどもや家庭の早期把握など、こどもデータ連携の必要性および有効な利用範囲（市内の関係部局や関係団体等）について調査・整理する。
- ◆ 上記検討を踏まえて、関係部局や関係団体等による当該児童・家庭に対する情報の共有が可能となるデータ連携基盤（SaaSを想定）の在り方について整理し、その要件定義を検討する。さらに、必要な法整備についても整理・検討を行う。
- ◆ 検討に当たっては、データ管理体制の構築についても考慮するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保する。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）のこどもを対象として家庭を訪問する取組を実施しており、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。
- こども家庭庁の創設により、未就園児も含めた小学校修了前の全てのこどもの育ちを保障する取組を強化するため、訪問により把握した児童・家庭に対し、地域のNPOや児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、児童・家庭の困りごとを把握し、申請手続等の支援も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための自治体の取組を支援する。

事業の概要

（1）訪問支援

訪問対象家庭を訪問し、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもの状況を確認する取組に必要な経費を補助

- 〔補助基準額〕 a.訪問費用 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 ※訪問は委託することも可能
b.事務職員雇上費 1日当たり 8,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

（2）申請手続等支援

他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む伴走型支援等を行う民間関係者・団体の人件費、交通費等（要支援者の交通費を含む。）を補助（自己評価・分析も実施） ※（1）（2）については、いずれか一方のみの利用も可。

- 〔補助基準額〕 a.訪問支援等に係る費用 1回当たり 6,000円 × 訪問回数
b.事務職員雇上費（通訳等に係る職員含む） 1日当たり 8,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

能

（3）訪問・事務運営委託費

訪問、事務運営に係る業務を民間団体へ委託する場合の委託費補助

- 〔補助基準額〕 年額 564,000円

未就園児等全戸訪問実施

訪問により児童や家庭の
困りごとを把握

申請手続等支援

・保育所や障害児支援など利用に必要な支援（各種申請手続きのサポート）を行う。

養育支援が必要である家庭

養育支援訪問事業

保育所・児童発達支援センター



実施主体等

【実施主体】市町村（指定都市・中核市・特別区を含む。） 【補助率】国：1／2、市区町村：1／2

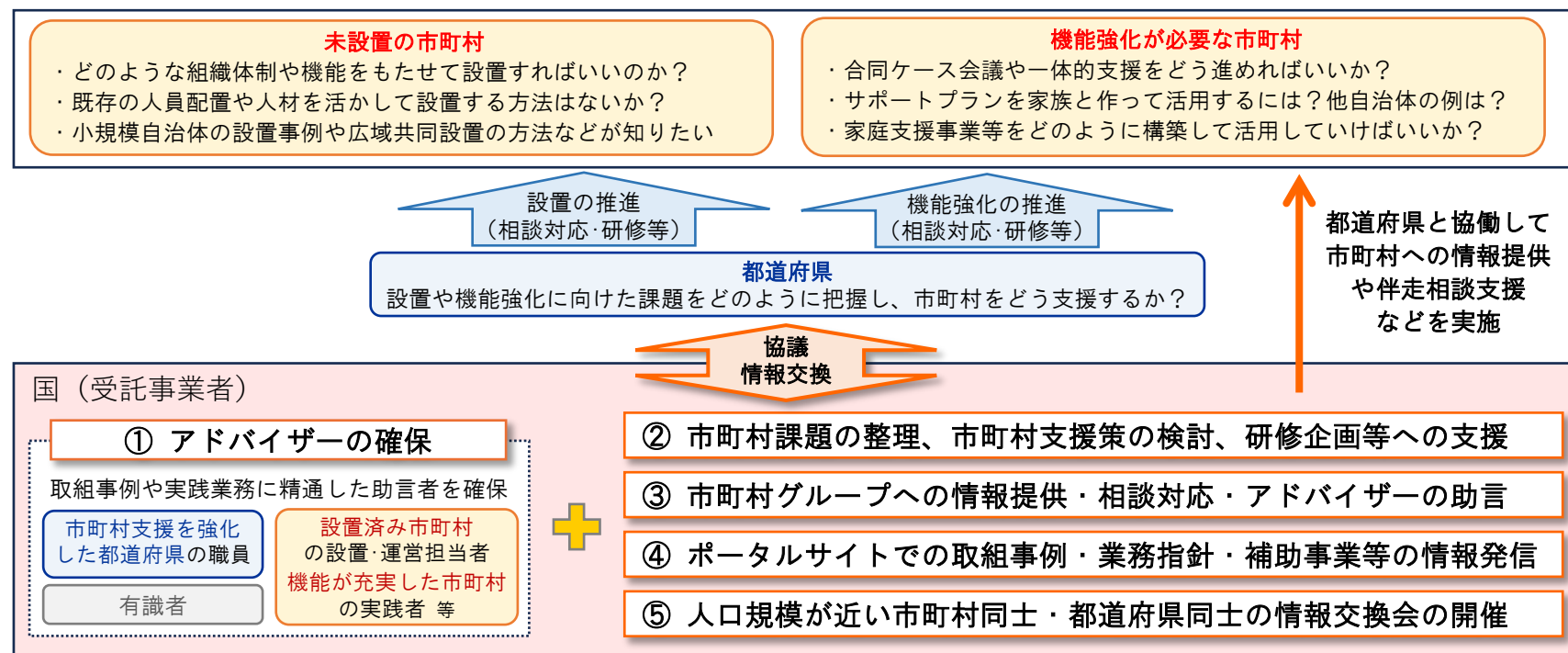
<こども政策推進事業委託費> 令和8年度概算要求額 1.1億円

事業の目的

令和4年改正児童福祉法により設置が努力義務となった「こども家庭センター」について、未設置の市町村（全体の約3割）での設置を促し、また、設置済み市町村においても、母子保健と児童福祉の一体的支援、サポートプランの活用、家庭支援事業の構築・活用などの機能の充実を促すことにより、令和8年度末までにこども家庭センターの全国展開を図るとともに、市町村における妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・継続的な支援を推進する。

事業の概要

国から委託を受けた事業者が①～⑤を実施し、都道府県と協働して、市町村における「こども家庭センター」の設置と機能強化を促進する。



実施主体

【実施主体】 民間事業者

【補助率】 10/10

<妊娠の悩み相談広報強化事業補助金> 令和8年度概算要求額 0.5億円

事業の目的

- 虐待死亡事例のうち48%が0歳児（約20年で504人）であり、うち0日185人（37.7%）や0か月43人（8.5%）に約5割が集中している。多くは予期しない妊娠等により、どうしてよいか分からず、追い詰められて起こっていると考えられる。予期しない妊娠等に気づいた女性が、その葛藤等を相談しながら様々な選択肢や必要な支援につながるための適切な相談窓口の周知を強化することにより、女性やこどもの権利が尊重される環境づくりを推進する。
- 妊娠の悩み相談サイトや各地の相談窓口への相談件数の増加をめざす。

事業の概要

①相談情報サイト運用保守

- 各地の相談窓口にアクセスできる相談情報サイト（令和7年度構築予定）の保守管理・改修

②相談情報サイトの広報周知

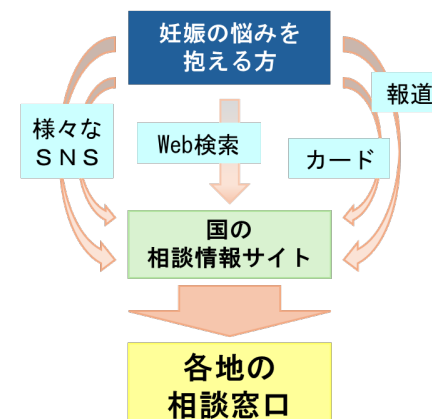
- 相談情報サイトの広報周知を強化し、各地の相談窓口を社会的に幅広く周知（SEO対策、SNS広告・インターネット広告の強化、カード・動画等の広報物作成 等）
- 悩みを抱える女性の立ち寄り先（妊娠検査薬等を販売する薬局等）を通じた相談窓口周知 など

③広報強化の効果検証

- 相談情報サイトや各地の相談窓口につながった相談者の経路等を分析し、効果的な広報戦略を検討
- 広報周知や相談体制の強化による全国的な相談件数増加への影響等を検証し、関連施策を改善

④好事例の収集と周知

- 広報周知や相談体制を強化した取組事例や、相談窓口と市町村の連携が充実している事例を収集
- 各自治体の相談窓口及び自治体担当者などに対し、広報や体制の改善策や取組事例について情報提供



実施主体等

【実施主体】民間事業者 【補助率】国：10/10

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うものであって、もって地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

（1）児童家庭支援センター設置運営事業 **「拡充」**

- ・ 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
 - ・ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
 - ・ こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。
- ⇒ 専門的な知識や技術を必要とする相談について、児童や家庭の状況が把握できるよう、家庭等を訪問して実施する場合に、訪問して相談支援を行う職員の配置を支援する。
- また、医療的な問題を含む相談にも適切に対応できるよう、医師や保健師等との嘱託契約等による必要な支援体制の整備を支援する。

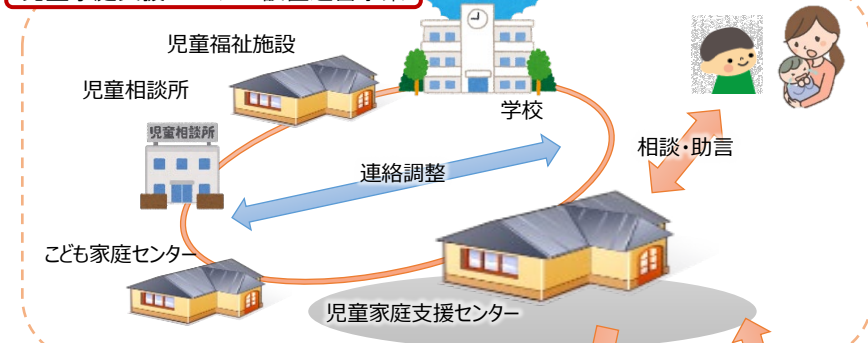
（2）児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

（3）指導促進事業

市町村の要保護児童対策地域協議会において、児童家庭支援センター等が主たる支援機関とされた場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。

児童家庭支援センター設置運営事業



児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業



相談・支援



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】 （1）児童家庭支援センター設置運営事業

- ①常勤心理職配置の場合
- ②非常勤心理職配置の場合
- ③法的問題対応加算
- ④医療的問題対応加算
- ⑤児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算
- ⑥地域連携担当職員加算
- ⑦訪問相談支援対応加算

1 か所当たり	13,686千円	※ 対応件数に応じて事業費等も補助
1 か所当たり	9,026千円	
1 か所当たり	360千円	
1 か所当たり	360千円	
1 か所当たり	547千円	
1 か所当たり	2,487千円	
1 か所当たり	6,172千円	
1 か所当たり	1,051千円	
1 件当たり（月額）	119千円	

（2）児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業

（3）指導促進事業

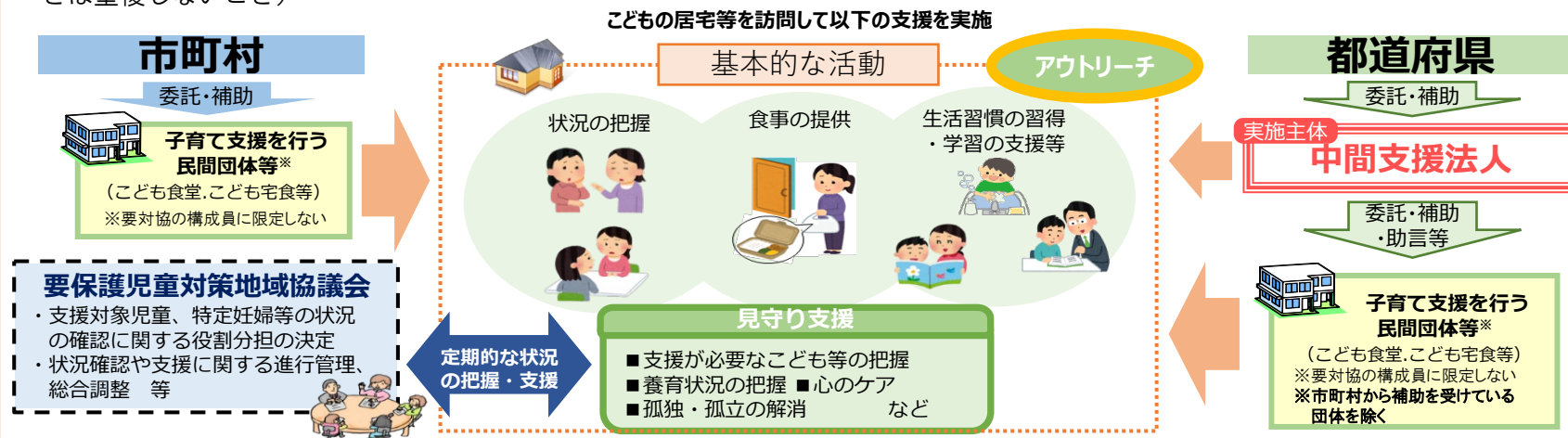
〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動を強化する場合に経費を加算〔巡回活動費強化加算〕
- ③ 都道府県から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

実施主体等

【実施主体】①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

【補助率】①及び②：国2／3（市町村1／3）、③：国2／3（都道府県1／3）

【補助基準額】①：1か所当たり 7,497千円、②：1か所当たり 5,335千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（＋周知啓発加算28千円）

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度概算要求額 236億円の内数

事業の目的

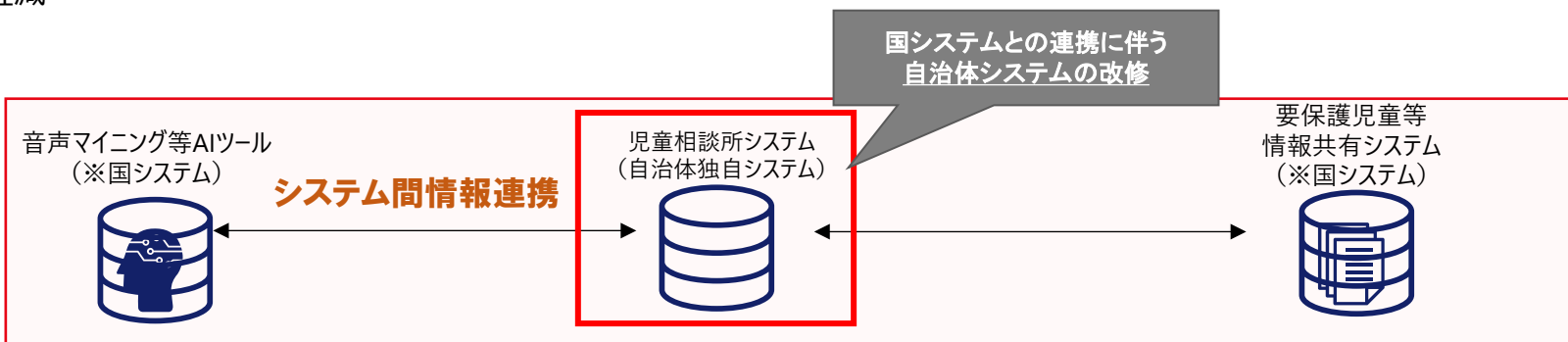
児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効率的なシステム運用を行うとともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを全国的に構築する。

事業の概要

児童相談所におけるシステム間の情報連携効率化等

国が構築等を行っているシステム（※）と児童相談所独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修経費を補助する。

- ✓ 自治体独自システムで管理している児童の記録を自動連携することで、システム間で確実に情報共有され、職員の業務負担も軽減



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

- ① 児童相談所における音声マイニング等AIツールに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市
- ② 要保護児童等情報共有システムに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/2

【補助基準額】 1自治体当たり ①：19,250千円、②：7,700千円

※都道府県・指定都市・児童相談所設置市において、①と②に両方に係る改修を実施する場合、①の基準額を適用

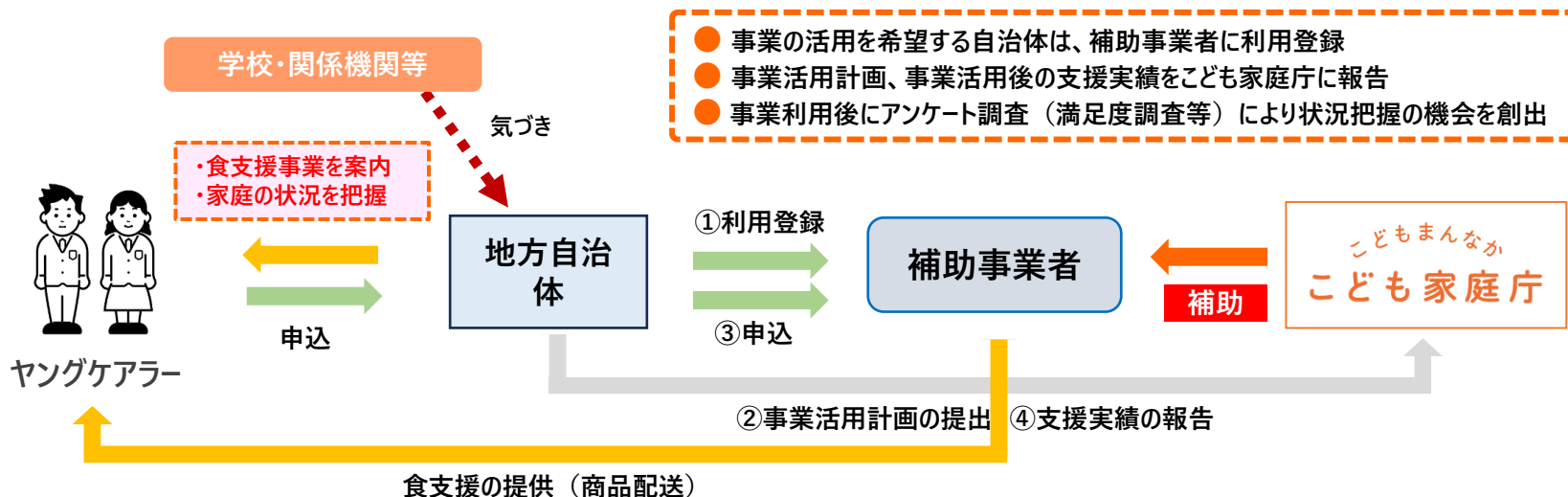
<民間企業等による自治体と連携したヤングケアラーへの食支援事業費補助金>令和8年度概算要求額 0.2 億円

事業の目的

家族や本人に困っている自覚がないことも多いヤングケアラー家庭においては、家庭に他人が入る支援への抵抗感が強いことなどから、ヘルパー派遣等の支援策を開始している自治体においても、個別支援の提供につながらないことが多く、**自治体がヤングケアラー家庭との関係を構築するための「きっかけ」**が必要な状況である。そこで、自治体が把握したヤングケアラーと思われるこども・若者と家庭について、自治体が具体的支援のコーディネートに必要な家庭の状況を把握するために、**家庭が受け入れやすい支援（食支援）を自治体の求めに応じて提供**する民間事業者等に対して、主に配送料等を補助する。

事業の概要

- ▶ 実態調査等により、学校や関係機関が把握したヤングケアラーの家庭について、事前に利用登録のあった自治体からの申込に応じて、ヤングケアラーとその家庭に対し、全国の自治体で活用でき、支援対象家庭が比較的受け入れやすい支援（食支援）を提供する。
- ▶ 家庭で家事などを担うこども・若者向けに、簡単に作れる調理レシピを公開し、負担軽減を図る。



実施主体等

実施主体：民間企業・公益法人等（公募により2事業者を選定）

補助率：国（定額10／10相当）

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

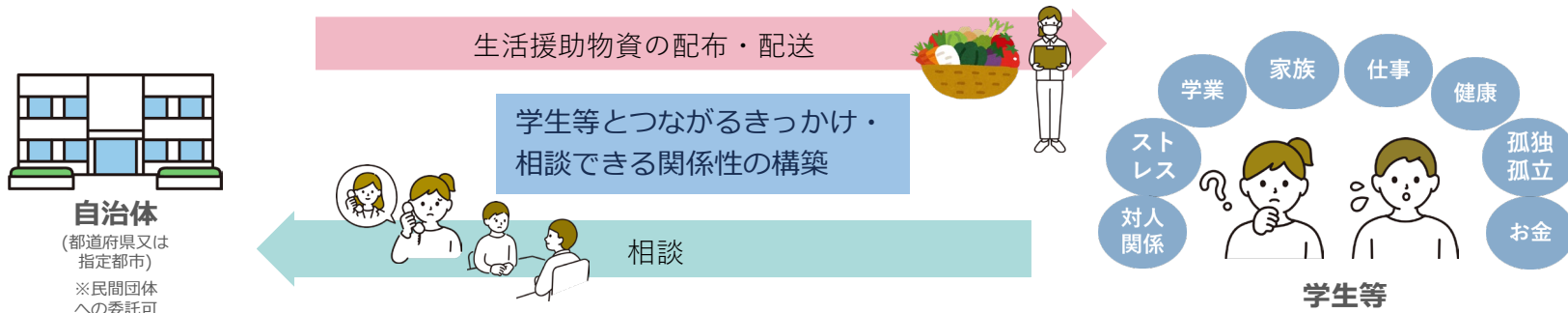
親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立し生活困窮や心身の不調等の様々な困難に直面する学生等に対し、企業や一般からの寄付等に基づく生活援助物資をアウトリーチ型で配布すること等により、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、生活援助物資の配布等をきっかけとして更なる相談支援へとつなげていくことを目的とした取組に対し補助を行うことで、こども・若者支援の機会の充実を図る。

事業の概要

生活援助物資の配布・配送及び②相談支援を実施することを通じ、自治体・支援機関等が困難に直面する学生等とつながりを持ち、学生等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。

【具体的方法】

- ①：フードパントリー等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
- ②：配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談等



実施主体等

【実施主体】都道府県または指定都市（民間団体への委託可）

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市：1/2

【補助単価】都道府県：78,774千円、指定都市：47,445千円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行うための「心理担当職員」や就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、相談支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり等を支援することで、相談支援体制の質・量の充実に図り、総合的な支援体制を構築・強化する。

事業の概要

- 【拡充内容】
- 相談支援体制の更なる強化のため、国庫補助率を高上げ。（1/2→2/3）
 - 福祉専門職を配置し、支援の入口での丁寧なアセスメントによりきめ細かくニーズを把握する等、ソーシャルワークの専門性を活かした相談支援体制を構築。
 - 生活に困窮し孤立しやすいひとり親家庭に対して、食料や生活物資をアウトリーチ型で配布し、脆弱な生活基盤の支えとするとともに更なる相談支援へと繋げる。

（1）心理担当職員配置等事業

「心理担当職員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たすることで、相談者の心理的なケアやサポートを行う。

（2）福祉専門職配置等事業

社会福祉士等を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たすることで、アセスメントやケースマネジメント等ソーシャルワークの専門性を活かし、当事者の状況・ニーズに応じたきめ細かな相談支援を行う。都道府県が配置し、管内市区町村の母子・父子自立支援員の助言指導を行うことも可能。

（3）就業支援専門員配置等事業

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たすることで、相談窓口のワンストップ化を推進し、就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供を行う。

（4）専門職による多職種連携・助言指導

母子・父子自立支援員が、弁護士や公認心理師等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

（5）相談関係職員研修支援事業

母子・父子自立支援員を含む相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等を行う。

（6）母子・父子自立支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実に図る。

（7）集中相談事業

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、女性相談支援センター職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

（8）補助職員配置支援

母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

（9）夜間・休日対応支援

ひとり親等の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

（10）同行型支援

同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。

（11）アウトリーチ支援

就業が困難な状況にある等、特に生活に困窮しているひとり親家庭に対しては、食料や生活物資をアウトリーチ型で配布することにより、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、更なる相談支援へと繋げる。

（12）先駆的な取組

（1）～（11）のほか、相談支援体制強化に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可

【補助率】 国：2/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/3

【補助単価】 1か所当たり

48,057千円（3事業以上実施の場合）

30,000千円（2事業実施の場合）

15,000千円（1事業実施の場合）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面するこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- **地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大12,483千円（8,502千円））

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：15,075千円（11,065千円）

- ア 食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おもちゃ等）の提供等を行う事業（補助基準額：3,140千円（3,070千円））

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】（補助基準額：1,000千円）

- イ 多様な人物との出会いを通じて将来像を考えるための機会など、様々な体験や交流等を提供する事業

（補助基準額：3,910千円）

- ウ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）

（補助基準額：1,520千円）

- ②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）

（補助基準額：300千円）

- エ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業（補助基準額：2,913千円（2,912千円））

- オ その他上記に類する事業

※ ア～オを組み合わせ実施（イは①又は②いずれかのみ）

- **要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,592千円（2,563千円））

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・ 立ち上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・ 地域人材（ボランティア、民生・児童委員等）の活用

食事の提供



体験や多様な人との交流機会の提供



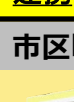
こども用品の提供



発見



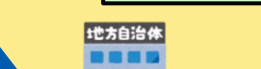
連携



支援が必要なこども



要保護児童対策地域協議会



市区町村



こども家庭センター



学校・教育委員会



市・町・区役所



都道府県（後方支援または直接支援）

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：2／3、都道府県・市町村：1／3

令和8年度概算要求額 15億円

事業の目的

- 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。
- こども食堂が全国各地で大きく増加しているが、地域ごとに差もあるため、支援を行き渡らせることも重要な課題となってきた。（こども食堂箇所数2018年時点：2,286か所 → 2024年時点：10,867か所、都道府県ごとの小学校区にこども食堂がある割合：1割～6割（※認定NPO法人「むすびえ」2024年調査））
- ひとり親家庭等のこども等に必要な食事等支援が届けられるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人が各地のこども食堂等に伴走型の支援を行う。

事業の概要

【1】国⇒中間支援法人（実施主体）

- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援法人を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。
- 各地のこども食堂等に伴走型の支援が実施できるよう、全国をブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人を決定する。

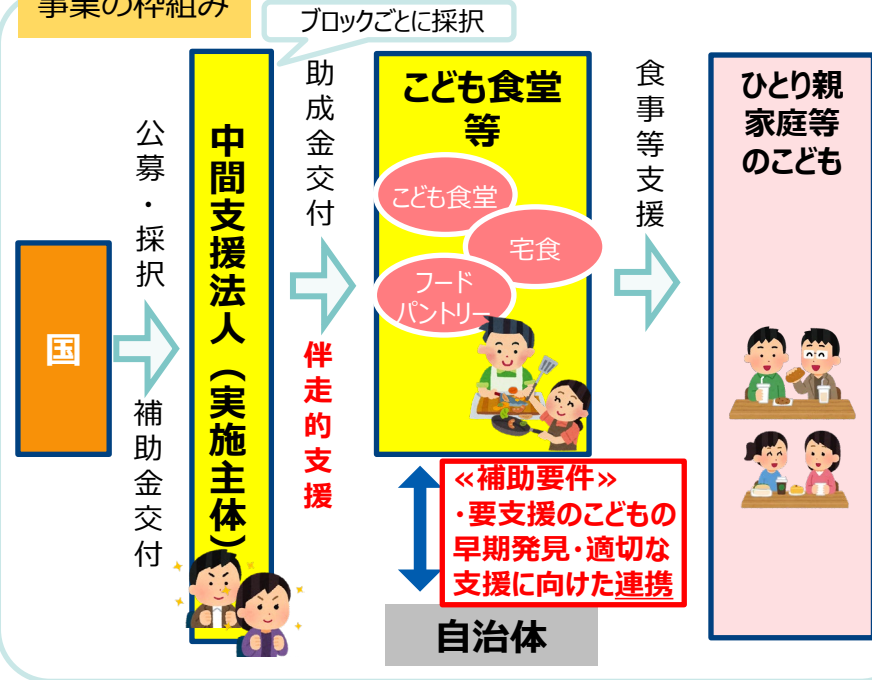
【2】中間支援法人（実施主体）⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（助成額上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、事業者に対して伴走型で運営支援を行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

- ひとり親家庭等のこどもに食事の提供、要支援のこどもの早期発見・適切な支援に向けた見守り等を行う。

事業の枠組み



実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：190,000千円（240,000千円）

【補助率】 定額（国：10/10相当）

令和8年度概算要求額 0.5億円

事業の目的

- 若者は、こどもが成長の過程を経て大人となるまでの移行期の中にあり、その実態は、近年の社会状況の変容により、従来から大きく変化及び多様化していると考えられる。そのような中、就労、教育など各省庁の所管分野ごとの縦割りに陥ることなく、こども家庭庁として若年世代に対する施策についての総合調整を担い、関係施策を推進していくことが求められる。
- そのため、まずは、困っている若年世代、迷っている若年世代、より知りたい、より良い選択をしたいと思う若年世代、社会参画を求める若年世代などの、多様な境遇にある若年世代が現在又は将来にわたり、社会で生きていくためにどのような意識を持っているのかを総合的に把握するための調査を実施し、若年世代に対する施策の企画・立案の基礎資料を得ることを目的とする。

事業の概要

1. 先行して実施されている若年世代に関する調査研究の把握・とりまとめ
各府省や民間機関などにおいて過去に実施された若年世代に関する調査研究について把握・分析・整理を行う。
2. 若年世代に対するアンケート調査の実施
15歳から39歳までの男女約10万人を対象に、以下の事項について調査を行う。
【調査事項（案）】
 - ・ 困っていること（家族関係・人間関係、仕事・キャリア、お金、生活・住まい）
 - ・ 支援の認知、ニーズ
 - ・ 迷っていること、より知りたいこと、より良い選択を取りたいと考えていること
 - ・ チャレンジしたいこと、求める社会参画の在り方
 - ・ 緊急時に頼れるところの認知
 - ・ 若者支援施策・取組の認知度
 - ・ 自己認識（自己肯定感、幸福感） 等

実施主体等

【実施主体】国（委託）

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度概算要求額 236億円の内数

事業の目的

- 置かれた環境等から若者が様々な生活上の困難に直面しているところ、おおむね義務教育終了後から30代までの困難を有する若者への支援は、児童への支援と比較して自治体における対応状況に課題があることが明らかになっており、困難を有する若者への支援を全国に広げることとは急務である。
 - 困難を有する若者は複合的な課題を有するほか、過去の経験等から行政や支援者への不信感を持つ者や、対人関係・援助希求を苦手とする若者も多いことから、自身のことを安心して話せるような関わりや、一度支援が終わった後にも戻って来られるような関係性や場を整える必要があることが明らかとなっている。
 - また、15歳・18歳の切れ目など、所属や支援機関が変わるタイミングで支援が途切れることで若者が頼れる先が無くなりやすいことが指摘されており、継続的に支援を必要とする若者と、所属が無くなる前から関係性を構築し、伴走型の支援を行う必要がある。
- ※ 当事業のほか、国においては、令和7年度中に、困難を有する若者支援の在り方等に関するガイドラインの検討、困難を有する若者支援の啓発・促進のための会合や研修等を実施予定。

事業の概要

(1) 困難を有する若者への相談支援機能強化

官民が連携し、困難を有する若者とのコンタクトポイントを確保して効果的に相談につなげるための信頼関係を構築するとともに、必要な支援を提供するためのコーディネート、子ども・若者総合相談センター等の地域の機関・団体等において行う場合、補助を行う。

● 市区町村における相談支援

- ① 若者とつながり・安心して困り事等を話せる関係を作るための取組
(若者向けスペースの運営、若者向けイベント実施、校内カフェの実施等)
- ② 伴走的サポートのための取組(支援計画の作成、同行支援、フォローアップ等)
- ③ 地域資源の開拓・連携、広報啓発等
(地域資源マップの作成、若者支援サポーターの養成、地域住民への広報啓発活動等)

● 都道府県における相談支援

- ① 管内若者支援の充実に向けた取組(未対応地域における若者支援機能の確保
(市区町村における①～③の役割を含む)、管内市区町村への助言等)
- ② 管内地域資源の開拓・連携、広報啓発等
(市区町村と協力した支援二ーズや地域資源の調査・把握、仮想空間上の実施を含めた若者向けイベントの実施、地域住民への広報啓発活動等)



(2) 支援からこぼれ落ちやすい若者支援モデル事業

地域において、制度のはざままで支援からこぼれ落ちてしまいやすい若者(少年院出院者、要対協での終結ケース等)と支援制度が途切れる前からつながり、次の支援につなぐための取組を実施し、効果的な実施方法に係る検証を行うモデル事業を実施する場合に補助を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村(指定都市・中核市含む)

【補助率】(1) 国: 2/3、都道府県・市区町村: 1/3 ・(2) 国10/10

【補助基準額】(1) 都道府県: ①～②のうち2メニュー実施: 23,278千円、1メニュー実施: 16,842千円

市区町村: ①～③のうち3メニュー実施: 15,842千円、2メニュー実施: 9,407千円

(2) 都道府県・市区町村: 15,747千円

※都道府県は、若者支援未対応の管内市区町村を含め、広域の支援機能強化を想定した基準額

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和8年度概算要求額 0.5億円

事業の目的

- 令和6年6月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、第9条第3項において、「政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と明記され、こども大綱策定に際し、貧困の状況にあるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じる旨の規定が新たに設けられた。
- こども基本法においては、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられており、こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- このため、困難に直面したこども・若者等から意見を聴くための仕組み（アウトリーチ型の意見聴取）を設け、その意見を適切にこどもの貧困対策に反映させるため、新たに本事業を策定する。

事業の概要

- （1）政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、現場に出向いて意見を聴く方法（アウトリーチ）を主としつつ、オンライン会議、チャット、Webアンケートなどの多様な手法を組み合わせながら、意見聴取を実施し、政策に反映する。
- （2）意見聴取に当たっては、こどもの声を引き出す専門的なファシリテーターが参画し、事前のアイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こどもが意見を言いやすい環境の下で実施する。

実施主体

【実施主体】 国（委託）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

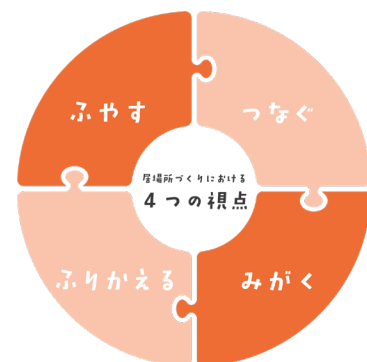
- こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- 居場所マップの作製・配布
- 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- 人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり
- ・居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	7,489千円
1 指定都市あたり	5,842千円
1 特別区・中核市あたり	3,683千円
1 市町村あたり	2,080千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村	【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】1 都道府県あたり	4,502千円
1 指定都市あたり	4,090千円
1 特別区・中核市あたり	3,849千円
1 市町村あたり	2,107千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
【補助率】国 10/10
【補助基準額】1 団体あたり 5,000千円（上限）

※同一団体の同一事業は採択しない。



＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 7億円（9億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

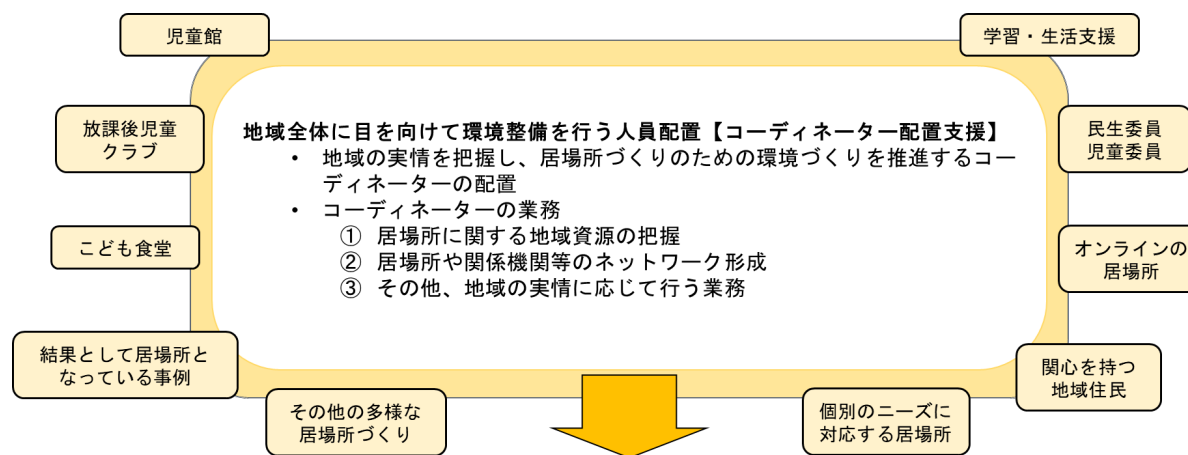
17,580千円（3名以上配置の場合）

11,846千円（2名配置の場合）

6,111千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和8年度概算要求額 2,267億円の内数＋事項要求（2,219億円の内数）

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

①基本型

○利用者支援

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たった助言・支援を行う。

○地域連携

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

②特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

- 主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

③こども家庭センター型

- 旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

④妊婦等包括相談支援事業型

- 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。併せて、妊婦等包括相談支援事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として実施する。

《職員配置》保健師、助産師等の専門職のほか、一定の研修を受けた者

※妊婦等包括相談支援事業は、①基本型③こども家庭センター型で実施することも可能。

実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 ①～③ 国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6

④ 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

【主な令和8年度補助基準額案】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型
8,508千円	2,569千円	325千円	3,446千円	※職員配置形態等により異なる	※妊娠届出受理数により異なる

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から、妊婦等包括相談支援事業型はR7から（こども家庭センター型の箇所数は、母子保健機能、児童福祉機能のどちらかを実施する場合も対象とした箇所数）

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型	合計
R5年度	1,117	382	1,742	—	—	3,241
R6年度	1,444	391	—	2,117	—	3,952

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和8年度概算要求額 2,061億円の内数+事項要求（2,013億円の内数）

事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

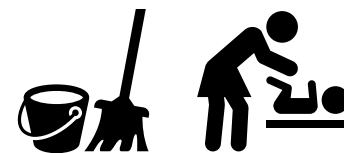
事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】

- 基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算あり）
 - 1時間当たり 1,650円
 - 1件当たり 1,000円
- 事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円
- 研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,650円	1,000円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,320円、1件当たり800円

③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり990円、1件当たり600円

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和8年度概算要求額 2,267億円の内数＋事項要求（2,219億円の内数）

事業の目的

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

事業の概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【一般型】公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

【連携型】児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、

子育て支援のための取組を実施

基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施 等



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

【主な令和8年度補助基準額案】 ※ 開設日数等により単価が異なる

○基本事業

- ・ 一般型 6,561千円（3日～4日型、職員3名配置の場合）
9,636千円（5日型、常勤職員を配置の場合）
10,738千円（6日型、常勤職員を配置の場合）
11,850千円（7日型、常勤職員を配置の場合）
- ・ 連携型 3,449千円（5～7日型の場合）

○加算事業

- ・ 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等）
3,782千円（一般型（5日型）で実施した場合）
- ・ 地域支援加算1,714千円
- ・ 特別支援対応加算1,184千円
- ・ 育児参加促進講習休日実施加算 464千円
- ・ 賃借料補助加算2,800千円

○開設準備経費

- （1）改修費等 4,000千円
- （2）礼金及び賃借料（開設前月分）600千円

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
7,735	7,856	7,970	8,016	8,061

**支援ニーズが把握された
こども・若者への支援**

[自殺対策]

令和8年度概算要求額：2.4億円（60百万円）

事業の目的

- **令和6年の小中高生の自殺者数は529人と過去最多**を記録したところであり、こうした中、令和7年常会において「**自殺対策基本法の一部を改正する法律**」（議員立法）が成立し、同年6月11日に公布された。この法律では、こどもの自殺対策について、国の責務の追加や**地方公共団体による協議会の設置規定が新設**されたほか、**こども家庭庁の所掌事務としてこどもに係る自殺対策が追記された**。
- また政府においては、令和5年から「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」（議長：こども政策担当大臣）を開催し、こどもの自殺対策に関する施策を「こどもの自殺対策緊急強化プラン」として取りまとめ、関係省庁一丸となって総合的な施策を推進している。
- 改正自殺対策基本法や緊急強化プラン等を踏まえ、地方公共団体における**法定協議会の実効性を高めるとともに、広報啓発活動やこどもの自殺に関する要因分析を実施**することにより、こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現に寄与する。

事業の概要

①法定協議会の効果的な運営に向けたモデル事業（概算要求額：1.8億円）

- 法定協議会の実効性を高めるため、自殺対策に係る活動を行う民間団体等と連携を図りつつ、協議会の円滑な立ち上げや効果的な運営等のモデルを構築するとともに、運営に係る課題や支援の事例等を把握する。

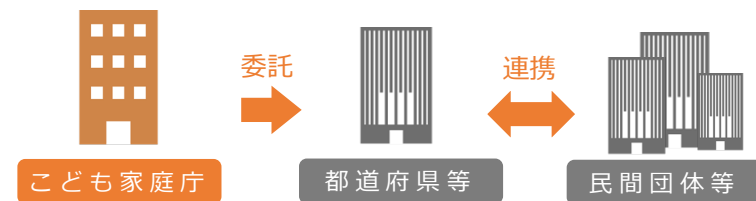
②こどもの自殺の要因分析（概算要求額：19百万円）

- 令和7年度に実施した要因分析の結果等を踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握を行う。

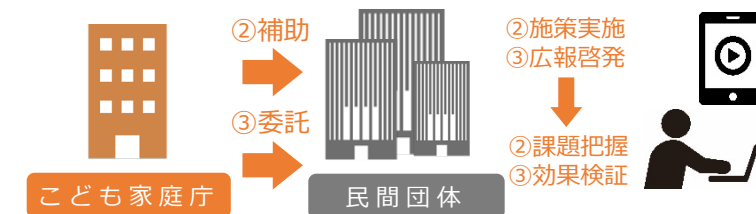
③こどもの自殺対策の推進に資する広報啓発活動（概算要求額：41百万円）

- 中学生や高校生を対象として、自殺対策に関する各種施策の実施やデジタルコンテンツの作成・発信等を行う。

【事業①のイメージ】



【事業②・③のイメージ】



実施主体等

【実施主体】①都道府県・市町村 ②・③民間団体 【補助率等】①～③ 10/10

[ひとり親・こどもの貧困]

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

○離婚前後の家庭に対して、離婚がこどもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施する。

事業の概要

（１）相談員の配置

親子交流支援員を含めた相談員の配置

（２）親支援講座

- ・親支援講座 養育費や親子交流の取決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ・情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（３）養育費・親子交流の履行確保に資する取組

① 離婚前段階からの支援体制強化

別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画作成等を行う。

② 戸籍・住民担当部局との連携強化

戸籍・住民担当部局に相談員を配置し、ひとり親担当部局と連携を図る。

③ 弁護士等による個別相談支援

弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。

④ 養育費等の取決めに係る費用補助

- ・公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用支援を行う。
- ・戸籍謄本等の書類取得補助
調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの費用支援を行う。
- ・ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用した調停に係る費用支援を行う。

⑤ 養育費の履行確保に係る費用補助

- ・保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための費用支援を行う。
- ・養育費受取に係る弁護士の活用
養育費の受取に係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間）を行う。

⑥ 同行支援

養育費や親子交流の取決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を行う。

⑦ 親子交流支援

支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引取り、相手方への引渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施

⑧ 先駆的な取組

①～⑦のほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

（４）相談者の状況やニーズに応じた支援

「離婚前後のカウンセリング支援」（心理担当職員の配置）、「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」（通訳（人員配置、ICT機器活用等））、託児サービス、夜間・休日対応、SNSによる相談対応等、相談者の状況やニーズに応じた個別支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2

【補助単価】1自治体当たり 40,029千円（3事業以上実施の場合）

24,000千円（2事業実施の場合）

12,000千円（1事業実施の場合） 122

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

○母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスを提供する事業。

事業の概要

【拡充内容】

○自治体において、ひとり親家庭等と人材確保が急務となっている業界や多様な人材を求める企業等とをマッチングさせる就職合同説明会を実施した場合に補助対象とする。

ひとり親家庭等就業・自立支援事業

①就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施 等

④在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援 等

⑦就職合同説明会開催事業

- ・就職合同説明会の開催

②就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

⑤広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施 等

⑧先駆的な取組（新規）

- ・①～⑦のほか、就業・自立支援に資するものとして、先駆的な取組による支援

③就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談 等

⑥就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村

【補助単価】 1か所当たり 45,548千円（3事業以上実施の場合）

【補助率】 国：1/2、都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村：1/2

32,000千円（2事業実施の場合）

16,000千円（1事業実施の場合）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

＜対象者＞

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給 ※ 子が20歳に到達した場合も、受講修了までは引き続き対象者とする。
 - ① 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

＜対象講座＞

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

＜支給内容＞

1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者

- ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
- ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ※1※2※3
 - ※1 修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給（最大85%の支給）
 - ※2 6か月ごとの支給が可能 ※3 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は修学年数の上限を5年とする

2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者

1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

【補助率】 国：3／4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／4

【事業実績】 令和5年度支給件数 1,826件

就業実績 1,362件

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和5年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	736か所 (94.4%)	865か所 (95.2%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

事業の概要

＜対象者＞

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ※ 子が20歳に到達した場合も、受講修了までは引き続き対象者とする。
- ※ 所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。

＜対象資格・訓練＞

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格 等

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助率】国：3／4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／4

【支給額】月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【支給対象期間】修業する期間（上限4年）

※ 准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は支給対象期間の上限を5年とする

【令和5年度総支給件数】8,589件（全ての修学年次を合計）

【令和5年度資格取得者数】2,988人（看護師 945人、准看護師 686人、保育士 245人、美容師 160人など）

【令和5年度就職者数】2,105人（看護師 812人、准看護師 359人、保育士 191人、美容師 108人など）

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	755か所 (96.8%)	884か所 (97.2%)

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を開催するほか、講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。また、子育てが一段落した後の将来を見据え学士号等を取得する場合に、大学授業料等の一部を助成する。

事業の概要

＜対象者＞

- 高卒認定試験の給付金及び高卒認定試験対策講座については、ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること
 - ② 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること
- 大学授業料等の一部助成については、ひとり親家庭の親であって、次の要件の全てを満たす者。
 - ① 子育てが一段落した後の将来を見据え、学士号等を取得することが適職に就くために必要と認められること
 - ② 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること

＜対象講座＞

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

＜支給内容＞

（１）通信制の場合

- ① 受講開始時給付金：受講費用の4割（上限10万円）
- ② 受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）
- ③ 合格時給付金：受講費用の1割（①②と合わせて上限15万円）

（３）高卒認定試験対策講座を開催した場合
1自治体当たり 3,259千円

（４）大学に入学した場合（修学年数×上限40万円）
①入学金の6割相当額
②授業料の6割相当額

（２）通学又は通学及び通信併用の場合

- ① 受講開始時給付金：受講費用の4割（上限20万円）
- ② 受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
- ③ 合格時給付金：受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円）

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【R5実施自治体数】 368自治体

【補助率】 国：3／4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／4

【R5支給実績】 事前相談：181人 支給者数：153人

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

＜対象者＞

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

＜貸付額＞

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
- ※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

＜返済免除＞

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

実施主体等

【実施主体】

- ①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
- ②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【補助率】

- ①の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）
- ②の場合：定額（9／10相当） ※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担

【貸付実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入学準備金（貸付件数）	1,290件	1,166件	1,193件	1,077件	865件
就職準備金（貸付件数）	889件	916件	915件	759件	695件

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするため、「高等職業訓練促進給付金」等の支給により資格取得の支援を行っているが、個人の状況によっては、就職・転職や正規雇用等につながりにくい場合や、就職しても子育てとの両立に困難を抱える場合があることが指摘されている。
（就業中のひとり親家庭の母で「資格あり」は65.0%、そのうち「現在の仕事に役に立っている」は67.0%（正規で働くひとり親家庭の母の平均年間就労収入は344万円））
- 資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親支援担当部局と産業振興部局等との連携を通じたひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を創設し、成果を横展開する。
➤ 人手不足となっている分野・企業とのマッチング等地域の実情を踏まえた就業・定着を力強く支援

事業の概要

＜対象者＞ 母子家庭の母又は父子家庭の父

＜事業内容＞ 以下のような取り組みが考えられるほか、自治体独自の創意工夫を凝らした実効性のある取り組みを幅広く補助対象とする

取組例 1

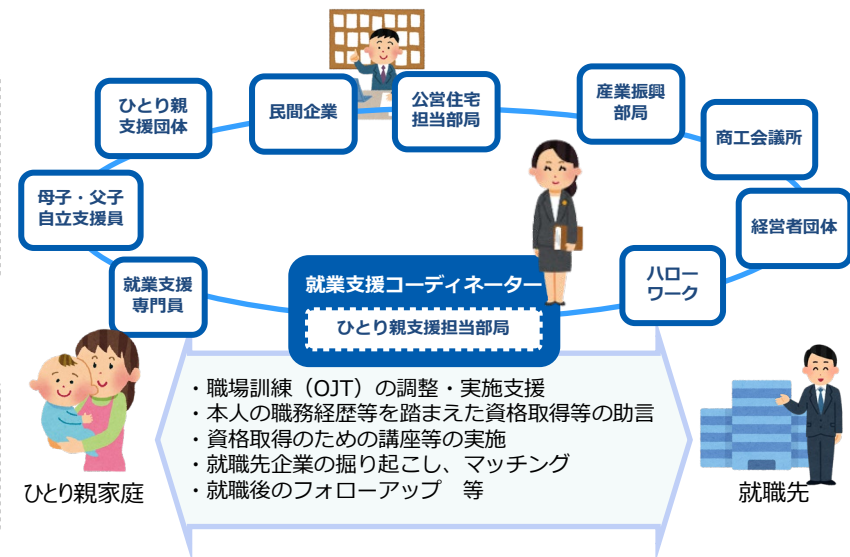
就業支援コーディネーターによる就業支援

- ケース①：あらかじめ就職先を決定した上で、試用期間における職場訓練（OJT）の実施支援や正式採用に向けた調整、就職後における定着促進のためのフォローアップを実施
- ケース②：本人の意向や職務経歴などを踏まえた資格取得に関する助言などオーダーメイドの就業支援、資格取得のための講座等の実施、就職先のあっせんを行う

取組例 2

生活基盤の安定や定着促進のための伴走支援

民間賃貸住宅の低廉貸付や公営住宅の優先入居などにより生活基盤の安定を図りながら、ひとり親の雇用に積極的な企業への就職や、より稼働所得の高い企業への転職等の挑戦を後押しし、就職後も定着促進のための伴走支援を実施



実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）福祉事務所設置町村 ※民間団体への委託可 【補助率】国：10／10

【補助基準額】都道府県・指定都市：41,000千円、市（指定都市を除く）・福祉事務所設置町村：28,000千円（いずれも1自治体あたり）

生活基盤の安定化支援を実施する場合【加算措置】：9,360千円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが直面する課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。

事業の概要

- 【拡充内容】 ・生活指導・学習支援（①②③④⑤）について「離婚前から支援が必要な家庭」も対象、高校・大学等の受験前の学習支援を強化する場合の費用加算を創設
・進路選択に活かすための体験学習（オープンキャンパス、職場見学等）を支援する補助メニューを創設

①生活指導・学習支援

地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせ実施。

- ア 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- イ 学習習慣の定着等の学習支援
- ウ 軽食の提供

②長期休暇中の学習支援の追加開催

夏期や冬期などの長期休暇期間中に、①の日数を増やして実施する。

③進路選択に活かすための体験学習

オープンキャンパスや職場見学等、進路選択に活かすための体験活動を実施。

④個別学習支援員の配置

各学習支援の場に、必要に応じて個別支援員を配置するために必要な費用を支援。

⑤受験生（中3・高3）の学習支援の追加開催

受験を控えた中学3年生・高校3年生に対して、①の日数を増やして実施する。

⑥大学等受験料支援

大学（短大）・専門学校等を受験する際の受験料を支援する。

⑦模擬試験受験料支援

中学生・高校生等の各ステージの受験に向けた、模擬試験の受験料を支援する。

※⑥及び⑦の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者

- ア.児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯（住民税非課税世帯）
- イ.自治体が実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども

【補助単価】

①生活指導・学習支援

(1) 事務費	1か所当たり	2,954千円
(2) 事業費（集合型）	1か所当たり	4,960千円 (週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)
(3) 事業費（派遣型）	1回の訪問が1日の場合	11,000円(半日以内の場合 6,800円)
(4) 実施準備経費	1か所当たり①改修費等	4,000千円 ②礼金及び賃借料(実施前分) 600千円
(5) 軽食費	1か所当たり	832千円 (週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)

②長期休暇の学習支援の費用加算

週1日追加：448千円、週2日追加：896千円、週3日以上追加：1,344千円 加算

③進路選択に活かすための体験学習の費用加算 881千円

④個別学習支援員

個別学習支援員 1人当たり 日額：8,440円

⑤受験生（中3・高3）の学習支援の追加開催

週1日追加：2,912千円、週2日追加：5,824千円、週3日以上追加：8,736千円

⑥大学等受験料

高校3年生等： 1人当たり 53,000円上限

⑦模擬試験受験料

高校3年生等： 1人当たり 8,000円上限
中学3年生： 1人当たり 6,000円上限



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/4 国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4

[障害児・医療的ケア児等]

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数

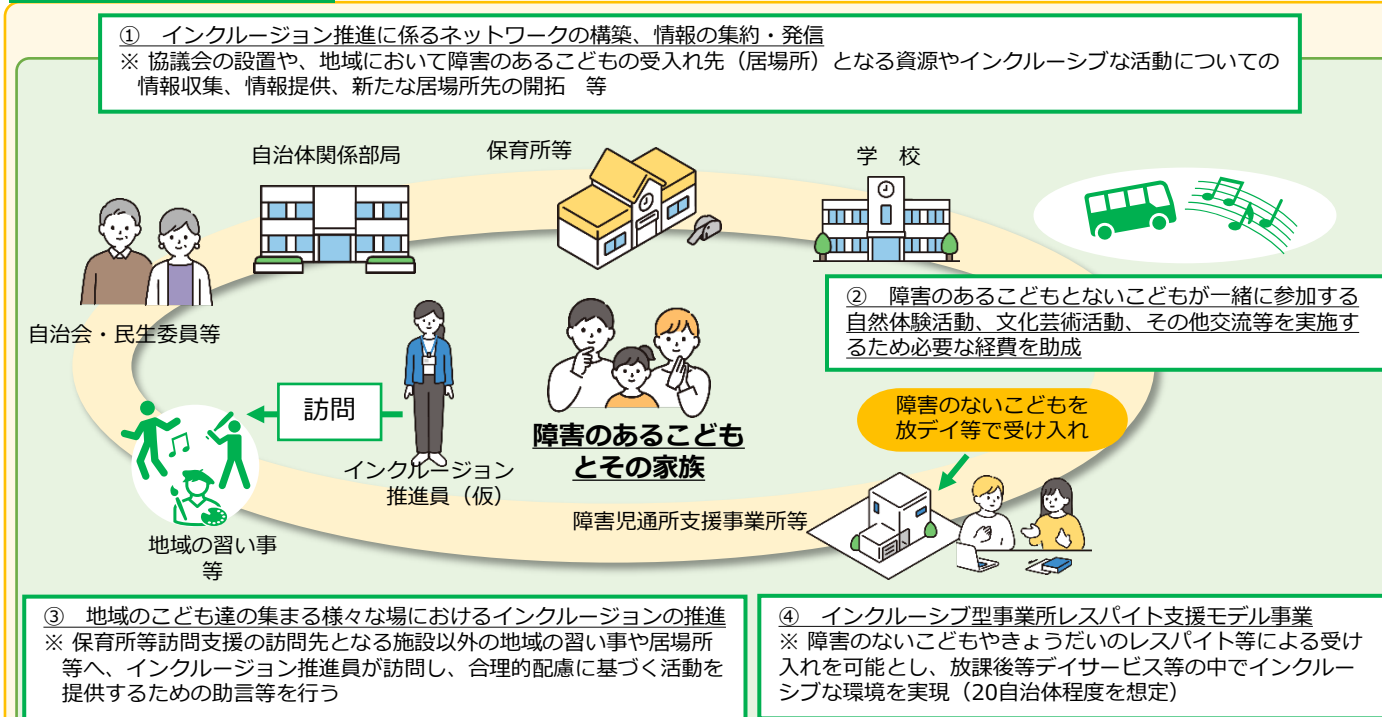
事業の目的

- 「こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」において、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、（中略）一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」こととしている。
- 障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進めることで、インクルージョンを推進していく。

事業の概要

- 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、「インクルージョン推進員」を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。

都道府県・市町村



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 ①、②、③ 国1/2、都道府県等1/2 ※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる
④ 国 10/10

【基準額】 ① 1自治体当たり 7,394千円 ② 1自治体当たり 1,000千円 ③ 1自治体当たり 4,709千円 ④ 1自治体当たり 11,168千円

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所等への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

事業の内容

＜管内保育所等＞

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、保育士の研修受講等を行い、医療的ケア児を受入れ。



体制整備等

＜自治体＞

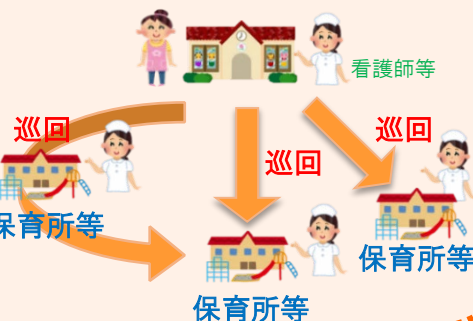
検討会の設置



ガイドライン
の策定

【自治体による看護師確保】
自治体が看護師等の確保をした上で
必要な施設に対し、効果的・効率的
な巡回による看護師等の配置を行う。

検討会の設置やガイドライン
の策定により、医療的ケア児
の受入れについての検討や関
係機関との連絡体制の構築、保育所等
施設や保護者との調整等の体
制整備を実施。



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額(案)】

[基本分単価]

- ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,798千円
 (2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、
 看護師等を複数配置している場合、5,798千円を加算)
 さらに効果的・効率的な看護師配置を目的として自治体等において雇上げた看護師等が
 巡回して対応する場合 1自治体当たり 5,491千円

[加算分単価]

- ② 研修の受講支援 1施設当たり 300千円
 ※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。
 ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,533千円
 ④ 医療的ケア児保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,533千円
 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
 ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 577千円
 ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円
 ⑦ 医療的ケア児の備品補助 1施設当たり 100千円
 (医療的ケア児の個別性にに応じて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等)
 ⑧ 災害対策備品整備 1施設当たり 100千円
 (災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等)
 ⑨ 園外活動移動支援加算 1施設当たり 40千円
 ※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
 国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3
 国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、
 新たな保育所等において、医療的ケア児
 の受入れを開始する自治体については、
 補助率を嵩上げ。

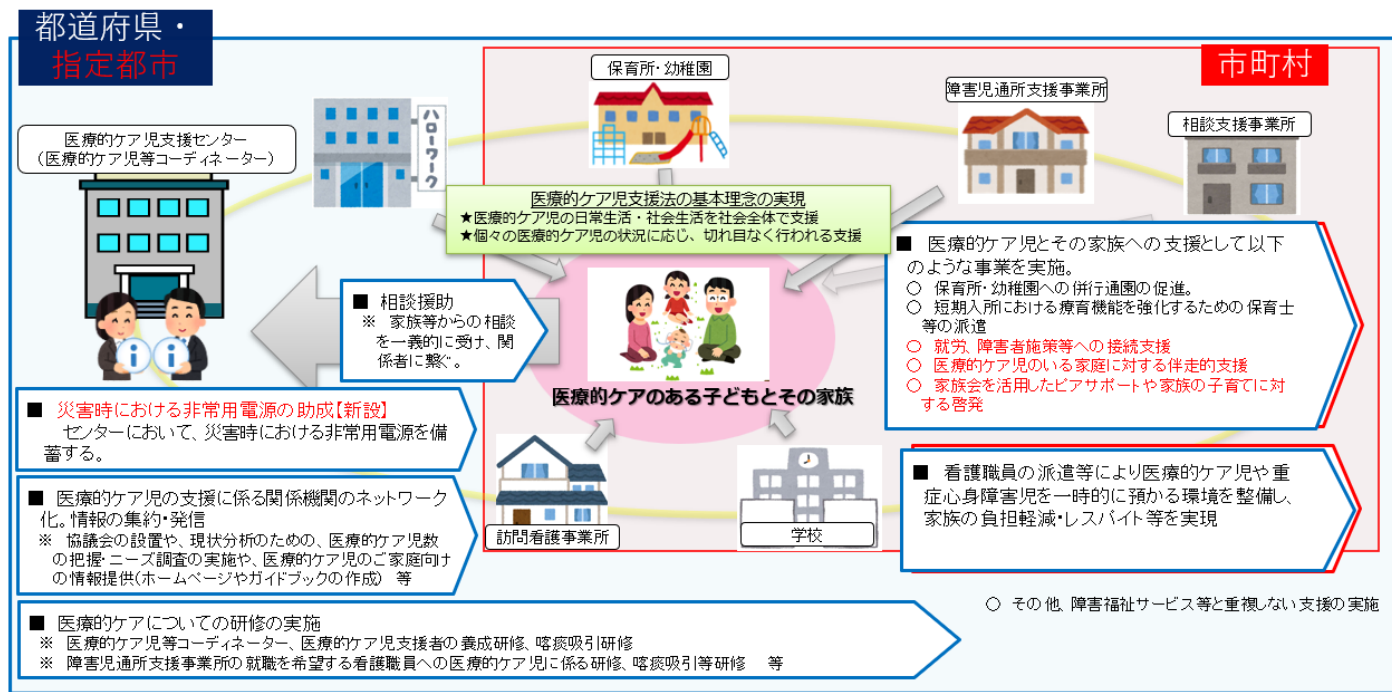
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等（※）の地域生活支援の向上を図る。 ※18歳を超え、適切な障害福祉サービス等の支援に繋がるまでの間は本事業の対象とする。

事業の概要

- 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日の居場所作りや活動の支援、医療的ケア児を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県、**指定都市**のみ

【負担割合】 国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2

【補助基準額】

- 医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合 8,625千円（2人目以降 5,044千円）
- 医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合 5,141千円
- 一時預かり 1人当たり780千円【拡充】
- 環境整備 1自治体当たり 500千円
- 非常用電源助成【新規】 都道府県の医療的ケア児支援センター 1箇所当たり 3,000千円（医ケア児400人につき、3,000千円を加算）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数

事業の目的

- 乳幼児健診（5歳児健診含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から、切れ目ない子育て支援を一層推進する。
- 具体的には、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解することを支援したり、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた伴走的な支援を行うなどする。

事業の概要

＜アセスメント等に基づく伴走的な支援＞

- こどもの発達の特性をアセスメントした結果や、家族のこども理解の状況に応じて、発達の特性の「気づき」の段階から必要な支援を開始できるように必要な支援につなぐ。
※必要な支援は児童発達支援等のみならず、こども・子育て施策における支援も想定して、地域において必要な支援が切れ目なく提供できる体制の整備・強化を行う。
- 発達の特性のあるこどもとその家族が孤立することなく、必要な支援を切れ目なく提供されるように伴走的な支援を行う。

健診後のアセスメント・家族支援等

発達の特性のあるこどもとその家族への伴走的な支援 （孤立を防ぎ、必要な支援を切れ目なく提供）

＜伴走的な支援＞

① 特定の支援者（例、発達支援コーディネータ等）

- ・ 相談支援専門員等による障害児利用計画のモニタリングによる伴走

② 切れ目ない情報の引継ぎ・支援者の連携

- ・ 保健福祉・教育の一体的な支援計画シートの運用による引継ぎ・連携体制による伴走

③ こどもと家族をまんなかにした支援会議

- ・ 就学への移行期を見据えて早期から関係者がこどもと家族のニーズを中心に支援チームを構成して伴走

④ 上記の複数を組み合わせた伴走的な支援

- ・ 地区保健師が支援チームを構成し伴走
- ・ 相談シートを活用したチームによる伴走

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 国1/2、都道府県等1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

【補助基準額】

①～③のうち1つの取組を実施する場合 1自治体あたり5,600千円

※ ①～③の複数を組み合わせて実施する場合 1自治体あたり6,600千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数

事業の目的

- 乳幼児健診（5歳児健診含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進する。
- 具体的には、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解することを支援することや、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた支援へのつながりを行う。

事業の概要

＜乳幼児健診等における発達相談・発達支援の促進＞

- こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、その結果を家族やこども家庭センター等と共有しながら、必要に応じて児童発達支援・保育所等訪問支援等の専門的な支援につなげる。

＜親子教室等の場の確保（こどものアセスメントと家族のこども理解の支援）＞

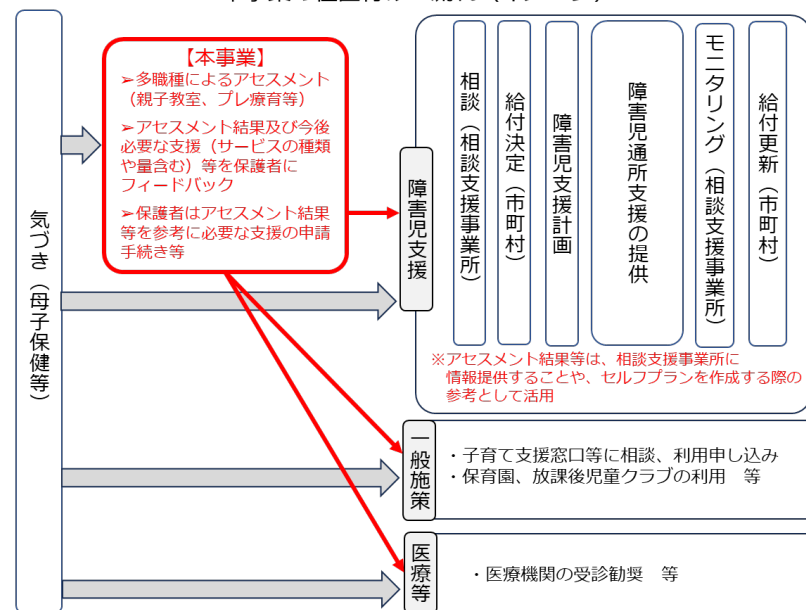
- 乳幼児健診等において、こどもの発達の特性への「気づき」の段階から利用できる身近な場所です安心して親子が通える教室等を開催する。

＜親子教室等での専門職によるアセスメント・子育て支援＞

- 親子での関わりを尊重しながら、遊び等を通してこどもの発達の特性のアセスメントを行う。
- 家族の状況等を踏まえて、アセスメントに基づくこどもの特性の理解を支える子育て相談・応援を行う（個別相談・座談会・ミニ講座等）。

※基本的に相談支援事業所が充足していない地域、セルフプランの多い地域を念頭（その他の地域も妨げない）に、個々のこどもがそれぞれに適した支援等を受けられるよう、当該地域における相談支援機能の側方支援を行うための事業と位置付け（あくまで相談支援事業所の本来業務と重ならない守備範囲とすることに留意）

本事業の位置付け・流れ（イメージ）



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 国1／2、都道府県等1／2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

【基準額】 1自治体当たり4,601千円

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和8年度概算要求額 国実施分 0.6億円 (0.6億円)
 ＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 自治体実施分 236億円の内数 (207億円の内数)

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

● 国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する。(自治体実施事業とも連携)

● 自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員(地域支援体制整備サポート職員)を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

(例)

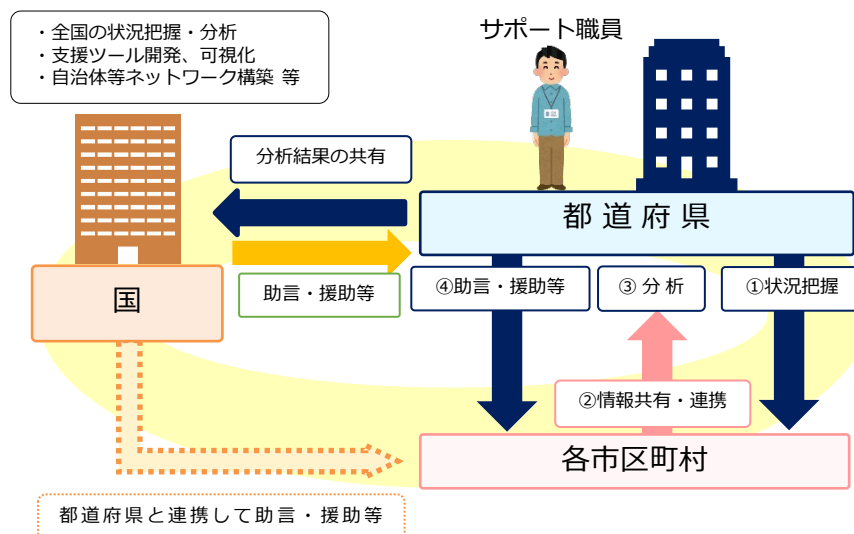
- 児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- 保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- 母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- 障害児相談の体制整備の状況も踏まえた給付決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

(状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携)

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

実施主体等

【実施主体】国実施分：国（委託により実施） 自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市
 【負担割合（自治体実施分）】国 10/10

【補助基準額（自治体実施分）】定額

事業の目的

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 3億円

- LTC（※1）にあるこどものような、重い病気のこどもであっても、体験や成長発達の機会が保障され、家族を含め孤立せずにいられる地域を作ることを目指し、様々な立場の専門家や支援者との顔の見える関係が地域で構築されるよう、「こどもホスピス」（※2）を地域で支援するためのモデル事業を実施する。
- 都道府県等が、医療機関、NPO法人等の民間団体と連携し、地域の実態や課題を協議、支援するモデルの構築を図るとともに、管内におけるLTCのこどもといった、重い病気のこどもの実態把握や、「地域型こどもホスピス」（※3）による支援について、モデル的に補助を行う。

※1 LTC（Life-Threatening Conditions：生命を脅かされる状態）にあるこども。

※2 重い病気を抱えるこどもが「生きる」を実感できるための体験に繋がる取組の総称。令和5年度調査研究をふまえ、主たる収入源に着目し「医療型」「福祉型」「地域型」の3類型に整理。

※3 寄付や助成金等を主たる財源とする「地域型」については、安定的な収入確保が担保されていないため公的支援を求める声が特に強い。

事業の概要

（1）関係者による協議会等の開催＜必須＞

医療・教育・福祉等の関係機関、こどもホスピス等との連携・支援の方策の検討や、LTCのこどもの実態把握等について、協議会等を開催して検討することへの財政支援を行う。◆協議会等の開催を前提に実態調査を先行実施する場合は、協議会等の開催を行わない場合であっても、（2）において本モデル事業の申請を可とする。

（2）管内のLTCにあるこどもの実態調査の実施＜加算＞

管内のLTCのこどもの実数や概数等の実態把握の調査実施の取組に対して財政支援を行う。

（3）こどもホスピス推進のための普及啓発の取組支援＜加算＞

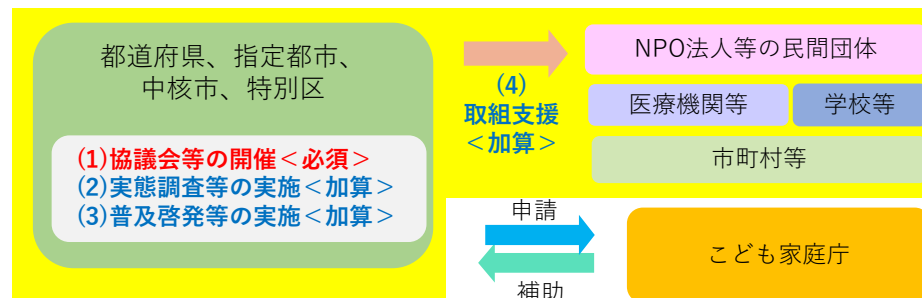
LTCにあるこどもや家族へ効果的に情報や支援を届けるために、関係機関や民間団体等間の交流機会の創出、こどものアドボカシーの推進等の普及啓発の取組に対して財政支援を行う。

（4）地域型こどもホスピスの取組支援＜加算＞

LTCにあるこどもの遊びの支援、学びの支援、こども同士の交流、生活全般の支援、及びきょうだい児支援、グリーフ・ケアなどの家族支援等のプログラムを実施する民間団体等（地域型こどもホスピス）と連携、LTCのこどもや家族支援を実施する場合に財政支援を行う。

◆協議会の開催を前提に先行実施できる事業は、（2）のみであり、（3）、（4）は対象外である。

【連携による支援モデル形成のイメージ図】



※ 必須（1）に加え、（2）または（3）（4）のみならず、（2）～（4）を加えた取組に対する補助も可能
※ （4）は、地域の実情等に応じたプログラムや方法を組み合わせて実施されるもの。民間団体等が支援するLTCにあるこどもについては、診断書等の確認や判断が得られないものも含む

【地域型こどもホスピスの活動形態】

- ・拠点支援型：施設等で実施されるもの、デイユース、宿泊等は問わない
- ・訪問支援型：家庭や医療機関等への訪問等、提供場所を特定せず実施されるもの
- ・遠隔支援型：家庭や医療機関等においてICT等を活用、遠隔で実施されるもの
- ・複合支援型：拠点型、訪問型、遠隔型を組み合わせで実施されるもの

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区

【補助率】国 10/10

【補助基準額】1自治体当たり

（1） 1,992千円 （2） 5,310千円 （3） 4,516千円 （4） 9,613千円

[兒童虐待・社会的養護]

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度概算要求額 236億円の内数

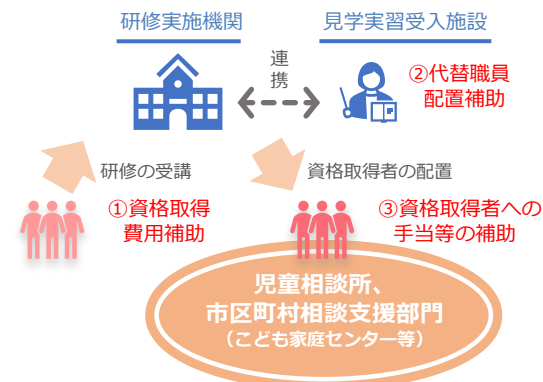
事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられた。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

事業の概要

- ① 研修受講費等の資格取得費用に対する補助
児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。
 - ② 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助
こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。
 - ③ 資格取得者の配置に対する手当等の補助
児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置し、専門的な対応を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を行う。
- 拡充** また、多職種・多機関連携による地域におけるこども家庭支援体制の中核的役割を担うなど、より高度な専門性を伴う業務を行う場合に、当該職員に係る手当等の補助を増額する。

（参考）児童養護施設等や一時保護施設に資格を有する職員を配置する場合は、措置費において、当該職員に係る加算を行う。



実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- ② 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- ③ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村

【補助率】

- ① 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
- ② 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/3
- ③ 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3

【補助基準額】

- ① 研修受講に係る旅費 1人あたり93,000円
研修受講費（受講ルートにより異なる）
1号 187,000円 2号 236,000円
3号 258,000円 4号 346,000円
代替職員を確保するための雇上費 1日あたり8,620円
- ② 1日あたり8,620円
- ③ 業務内容に応じて1人当たり年額240千円又は600千円

〈親子支援による虐待予防実証モデル事業補助金〉令和8年度概算要求額 0.9億円

事業の目的

児童虐待相談件数が増加する中、虐待の未然防止は喫緊の課題であるが、国内外で研究されている予防的な介入プログラムは自治体や民間団体が活用できる状態で体系的な整理がされておらず、実証を通じたエビデンスの確認・蓄積のサイクルが整備されていない現状にある。支援が必要な妊産婦や子育て家庭に対する育児・家事援助やレスパイト等の間接的な支援にとどまらず、親が子どもに関わっている場面で直接的に親子関係構築等を支援する個別アプローチ（親子まるごと支援）について市町村における効果的な導入方法や実施内容、介入効果に関するエビデンスを確認・蓄積し、新たな施策を検討することを目的に、市町村での実証事業を実施する。

事業の概要

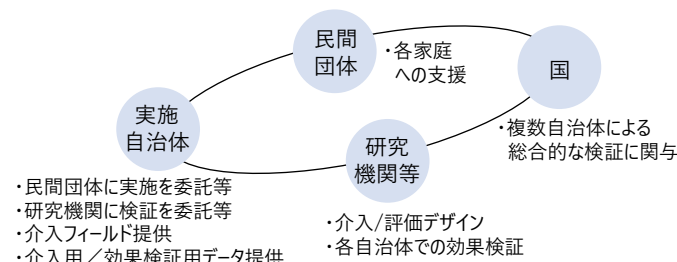
○実証モデル実施・検証

- ・補助を受けた自治体（6自治体程度）が、既存のエビデンスを参照したうえで、児童虐待予防や、支援が必要な家庭の早期発見・早期対応に資する個別介入プログラムを、民間事業者への委託等により各家庭に対して実施
- ・民間団体が実施した内容と結果について、実施自治体が委託等により協力を依頼した研究機関等において調査・分析
- ・国も関与し、複数の実施自治体による総合的な検証を実施



- ・効果的な導入方法や実施内容、介入効果に関するエビデンスを確認・蓄積し、国における既存事業の見直しや新規事業の創設等の検討に活用する。
- ・各市町村が各地の優先課題や目的に応じた介入プログラムを探索・検討するための情報として整理して公開することにより、こども家庭センターが相談支援に活用する支援事業の整備を後押しし、市町村の機能強化につなげる。

<実施体制イメージ>



※複数自治体のコンソーシアムで申請する場合、代表する自治体が応募

実施主体等

【実施主体】市町村（指定都市・中核市・特別区を含む。） 【補助率】国：10/10



〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

都道府県等及び市町村は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、児童相談所等に医師を配置することや、地域の医療機関等を協力医療機関等（医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。以下同じ。）に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。

また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分であったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図る。

事業の概要

I 医療的機能強化事業

① 次のいずれか又は両方を実施する。

（１）医師（非常勤に限る。）を配置する。

（２）地域の医療機関を協力医療機関に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により医学的な助言（※）を得られる体制を構築する。

（※）対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。

拡充

② **児童相談所のトラウマ体制整備**

トラウマケアを必要とするこどもに対し、児童相談所を含めた地域内の関係機関が継続的にケアを提供する体制を構築できるよう、児童相談所による援助方針と 児童精神科医による包括的指示のもと、児童精神科医療機関に所属する心理職等が、児童心理司の後方支援役としてきめ細やかなフォローを行うために必要な費用を補助する。また、トラウマ治療を行うことになった際、こどもが医療機関に通院する場合に必要な移送費を補助する。

II 児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県等の中核的な小児救急病院等に、児童虐待専門コーディネータを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の児童虐待対応体制の整備の底上げを図る。また、当該中核病院における児童虐待対応体制の整備を図る。

実施主体等

【実施主体】

I ①都道府県、市区町村 ②都道府県、指定都市、児童相談所設置市 II 都道府県、指定都市

【補助基準額】

I ① 1自治体あたり：7,818千円（複数の児童相談所で医師の配置等を行う場合は、1児童相談所あたり7,818千円）

（常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：748千円）

② 1自治体あたり：3,453千円（人件費相当）、1回あたり：1,540円（交通費相当）

II 1自治体あたり：4,661千円（事業期間が1年に満たない場合は、4,661千円×事業実施月数／12）

【補助率】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

高度な専門性を持った学識経験者や警察官OB等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図る等により児童相談所における体制の強化を図る。一時保護開始時の司法審査に加え、令和7年の児童虐待防止法改正により、面会通信制限の対象拡大等が図られることから当該事務を行う職員の人件費について補助を拡充し、体制強化を図る。

事業の概要

- ① **スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業**
児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、こども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。
- ② **市町村との連携強化事業**
児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。
- ③ **24時間・365日体制強化事業**
夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB等の非常勤の職員等を配置する。
- ④ **司法審査等対応職員配置事業**
令和4年改正児童福祉法により、令和7年度より導入される一時保護開始時の司法審査事務について必要な職員を配置するとともに、令和7年4月の児童虐待防止法改正により面会通信等制限の対象が拡大されることを踏まえ、面会通信等に係る事務の対応に必要な職員を配置する。
- ⑤ **医療連携支援コーディネーター配置事業**
虐待を受けて児童相談所が一時保護したこどもの中には、外傷等の治療を要するため、医療機関への一時保護委託を行う場合があり、このような場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との間におけるこどもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図るための職員等を配置する。
- ⑥ **SNS等相談事業**
児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者やこども本人に対するSNS等を活用した相談体制の構築を推進し、子育てに悩みを抱える者やこども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用意することにより、こども家庭相談体制の充実を図る。
- ⑦ **通訳機能強化事業**
日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談支援をより円滑に行うための事業を実施する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（①～⑤：児童相談所1か所当たり、⑥⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

- | | | | | | |
|----------------------|------------------|------------------|-------------|-------------------|------------|
| ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 | 494千円 | ② 市町村との連携強化事業 | 3,941千円 | ③ 24時間・365日体制強化事業 | 最大17,800千円 |
| ④ 司法審査等対応職員配置事業 | 1名配置につき最大4,613千円 | ⑤ 医療連携コーディネーター事業 | 3,929千円 | | |
| ⑥ SNS等相談事業 | 42,358千円 | DV相談も併せて行う場合 | 32,658千円を加算 | ⑦ 通訳機能強化事業 | 10,560千円 |

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和8年度概算要求額 2,061億円の内数＋事項要求（2,013億円の内数）

事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

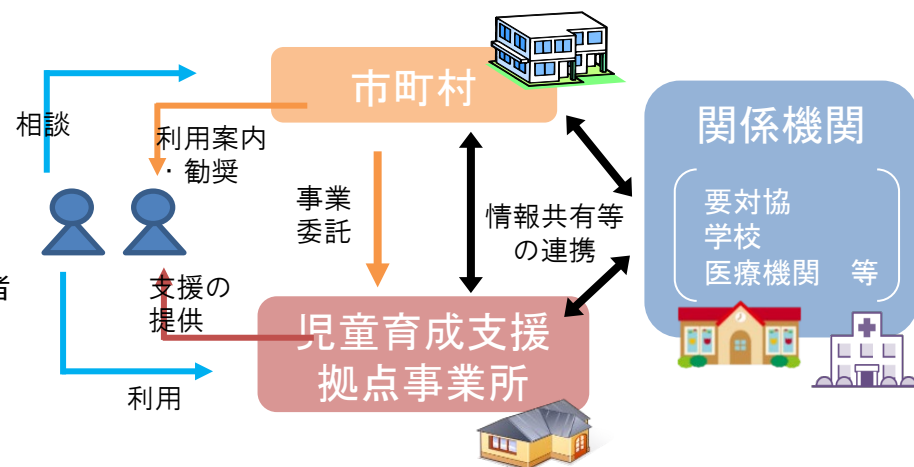
事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ②家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】 ※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる

○基本分	1事業所当たり	17,308千円（※）
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,297千円
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,297千円
○送迎加算	1事業所当たり	1,560千円（※）

○長時間開所加算

（1）平日分

年間平均時間数1時間当たり 1,084千円（※）

（2）長期休暇等分

年間平均時間数1時間当たり 258千円（※）

○賃借料補助加算

1事業所当たり 3,000千円

○開設準備経費加算

1事業所当たり 4,000千円

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和8年度概算要求額 2,061億円の内数＋事項要求（2,013億円の内数）

事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】

- 基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）
 - 1講座（4回分） 93,120円
 - 講座内の実施回数が増える場合、23,280円ずつ加算（※）
 - ※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。
- 親子関係形成支援プログラム資格習得支援
 - 1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,330円
市町村民税非課税世帯	1,860円
市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	1,400円

① <民間児童福祉推進助成事業費補助金>	令和8年度概算要求	0.5億円	(0.5億円)
② <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>	令和8年度概算要求	236億円の内数	(207億円の内数)
③ <こども政策推進事業委託費>	令和8年度概算要求	0.8億円	(1.0億円)

事業の目的

- 児童相談所においては、これまでも、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきているが、急速に人材確保を進めてきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※1。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいため、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※2。
 - ※1 勤務年数3年未満の児童福祉司が46%、勤務年数3年未満の児童心理司が43%（いずれも令和6年4月時点）
 - ※2 令和3年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和2年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする1か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。
（労働安全衛生調査（令和2年度）によれば、連続1か月以上休業した労働者がいた（派遣労働者含まず。）全国の事業所（全業種）の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。）
- 今後、令和5年12月に決定された新プランに基づき、更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

事業の概要

【事業内容】

①全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築

以下の取組を実施。

- ・児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護施設保育士、児童指導員）の業務の魅力発信【採用支援】
- ・職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
- ・児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポートの実施【人材定着支援】

②児童相談所への定着支援アドバイザーの配置

各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援【人材定着支援】

③VR等を活用した研修システムの整備

全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備。【人材育成支援】

実施主体等

【実施主体】①：民間団体（公募により選定） ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：民間団体（委託）

【補助率】①：国10/10 ②：国1/2（都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2） ③：国10/10

【補助基準額】①：28,862千円 ②：児童相談所が2か所以下の自治体 2,194千円、児童相談所が3か所以上の自治体 4,389千円

③：80,000千円

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和8年度概算要求額 2,061億円の内数（2,013億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

事業の概要

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、以下に掲げるような養育に関する専門的相談支援を行う。

- （１）妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- （２）出産後間もない時期（概ね１年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- （３）不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
- （４）児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

⇒ これまでの育児・家事援助については、令和6年度から家庭支援事業の子育て世帯訪問支援事業へ移行となり、本事業は保健師等による専門的相談支援に特化することとなった。専門的な相談対応のニーズのある家庭については、子育て世帯訪問支援事業と養育支援訪問事業を組み合わせることで、両事業の訪問支援者が同時に訪問すること等により適切な支援が提供できるようにする。

実施主体

【実施主体】

市町村（特別区含む）

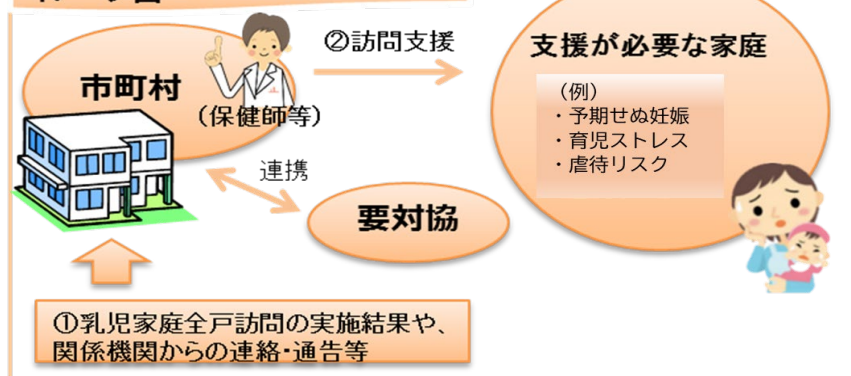
【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【補助単価】

（１）専門的相談支援の実施 8,000円（1訪問あたり）

（２）分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 10,000円（1訪問あたり）

イメージ図



<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度概算要求額 2,061億円の内数(2,013億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

(子ども・子育て支援法第59条第8項に規定される事業)

事業の概要

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、下記の取組に対して支援を行う。

(1)調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

- ① 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るための研修会の開催など
- ③ ・ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
・ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業等との相互の役割分担の調整等
- ④ ネットワーク関係機関の連携強化

(2)ネットワーク関係機関の連携強化

インターネット会議システムの導入や関係機関の協働によるケース管理などにより、ネットワーク関係機関の迅速な情報共有を図る。

実施主体等

実施主体:市町村(特別区を含む)

補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

補助単価:

(1)調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

①児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
80,000円(受講1人あたり)

②地域のネットワーク構成員の専門性向上を図る取組
660,000円(1市町村あたり)

③(ア)ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
(イ)ネットワークの調整機関による情報収集や、利用支援事業との相互の役割分担の調整等

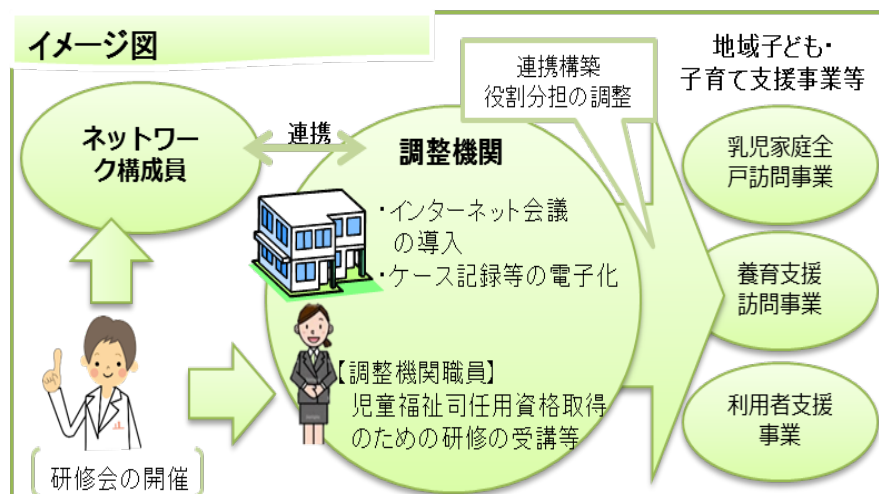
(アのみ実施) 720,000円(1市町村あたり)

(ア及びイを実施) 2,520,000円(1市町村あたり)

④ネットワークの活動等の周知 640,000円(1市町村あたり)

(2)ネットワーク関係機関の連携強化 3,000,000円(1市町村あたり)

イメージ図



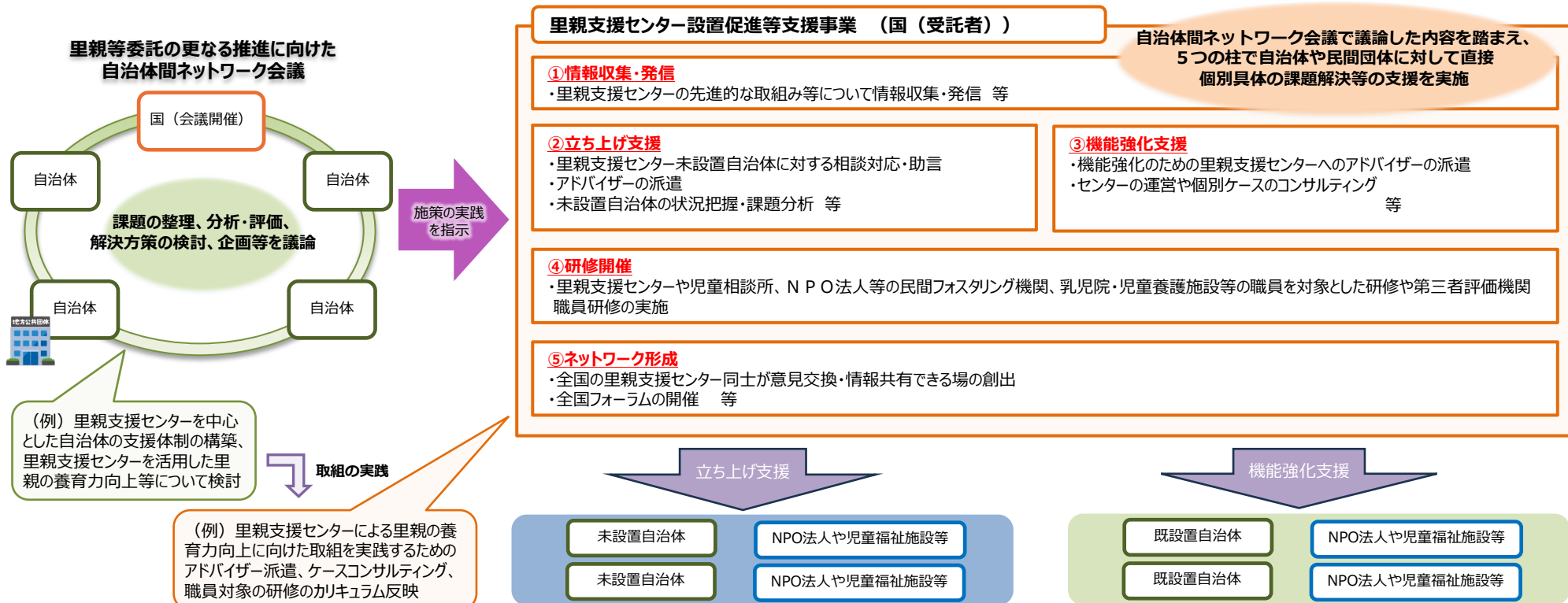
＜こども政策推進事業委託費＞ 令和8年度概算要求額 2億円

事業の目的

改正児童福祉法において創設された里親支援センターについて、各自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）での設置促進・機能強化を支援することにより、里親等委託の更なる推進及び里親家庭等に対する支援の充実を図る。

事業の概要

里親支援センターの設置促進・機能強化を行うために、センター未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、機能強化としてのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。また、里親支援センター職員等を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムの開催により、里親支援センターの担い手の掘りおこしや、人材育成を進めるとともに、全国の里親支援センター同士が意見交換・情報共有できる場を創出し、里親支援体制のネットワークを構築する。



実施主体等

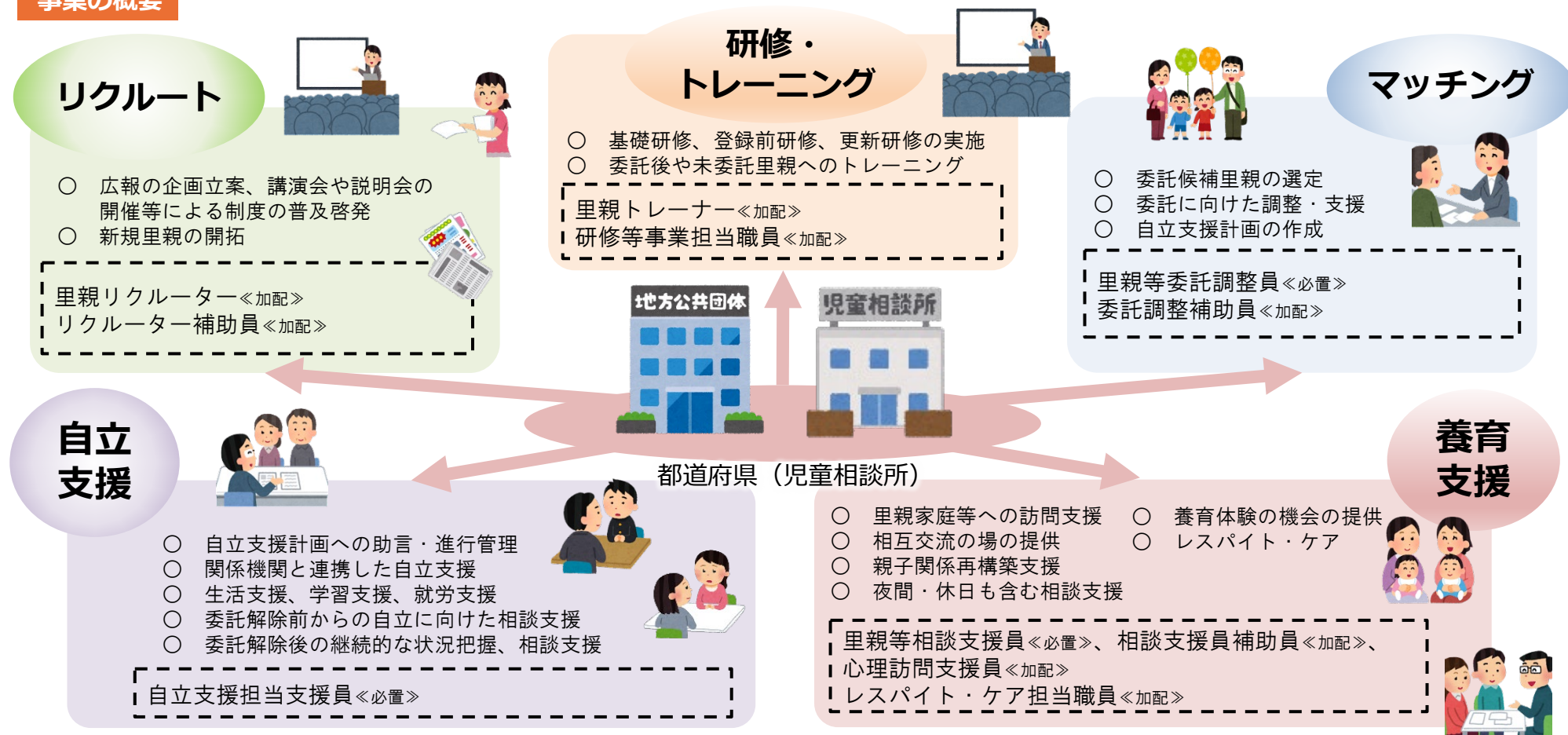
【実施主体】民間団体 【補助率】定額（国：10／10相当） 【補助基準額】180,094千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

事業の概要



＜拡充内容＞共働き家庭里親等支援強化事業を創設し、里親等委託の更なる推進を図る。

共働き家庭里親等支援強化事業について

事業の目的

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が委託児童等の養育と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。

事業の概要

- 共働き里親や共働きの養親候補者等が委託児童等の養育と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等が委託児童等を養育するためにどの程度会社と調整を要する必要があるのか等の実態把握を行うとともに、自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行うことで、里親等委託の更なる推進を図る。

実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

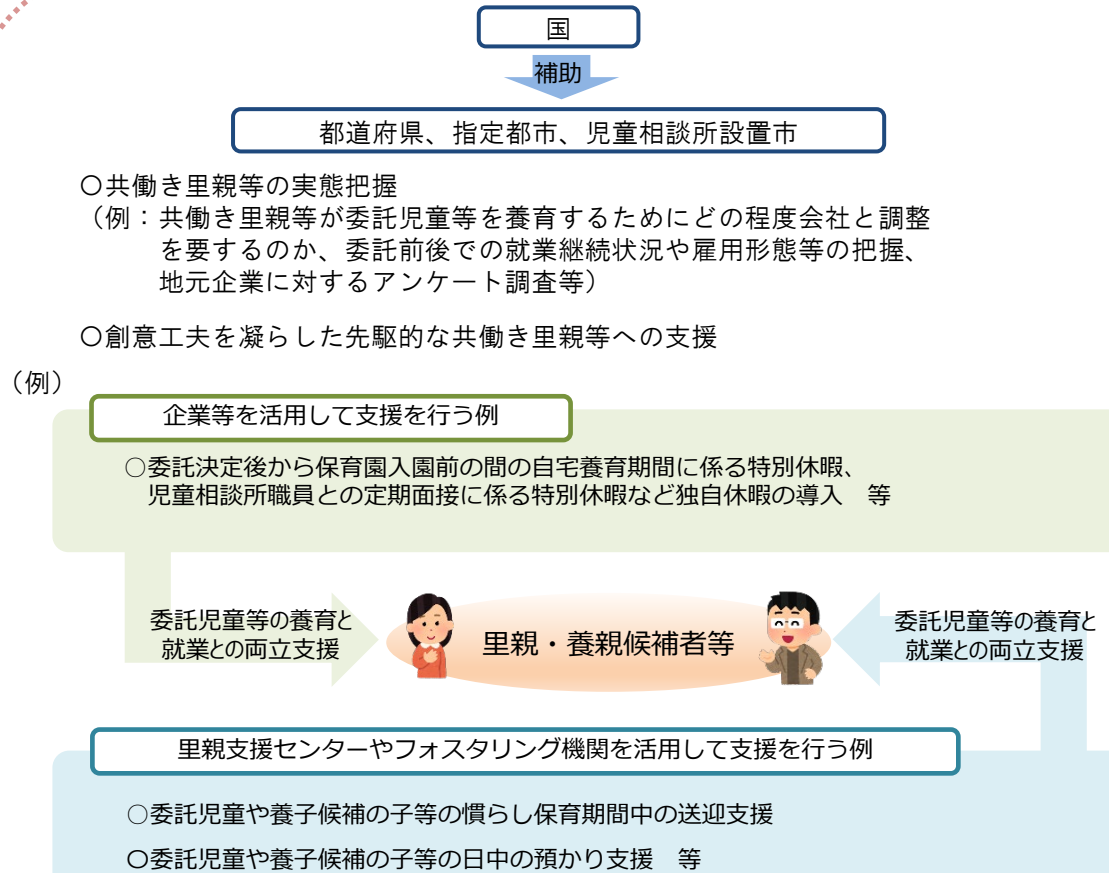
【補助基準額】

1 か所当たり 10,000千円

【補助割合】

国：10/10

共働き家庭里親等支援強化事業のイメージ



事業の目的

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援等を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の整備や職員の資質向上を図ることを目的とする。

併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。

事業の概要

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業・・・受講者1人当たり 58千円

養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助

ii 第三者評価受審促進事業・・・1か所当たり 339千円

養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

②養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

i 養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）《拡充》・・・1か所当たり 13,327千円

児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築

⇒「養親同士」、「養親及び養親希望者」、「養親希望者同士」、「養子同士」が自由に情報交換及び悩みや疑問等を共有することのできる場（ネットワーク）を提供

養子縁組成立後の支援として、縁組後の養育を一定期間サポートするため、関係機関との連絡調整等を行うコーディネーター職員の配置

ii 障害児等の支援・・・1か所当たり 2,932千円

障害児や医療的ケア児など特別な支援を要するこどもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築

iii 心理療法担当職員の配置による相談支援・・・1か所当たり 6,543千円

心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

iv 高年齢児等への支援・・・1か所当たり 2,391千円

社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築

v 資質向上事業・・・1か所当たり 1,889千円

養子縁組民間あっせん機関同士や児童相談所との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る

③こどもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業・・・1か所当たり 6,543千円（弁護士等配置する場合、1か所当たり 2,342千円加算）

養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等のこどもの出自を知る権利に関する支援体制を構築

また、こどもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置した場合、加算

④養親希望者手数料負担軽減事業・・・1人（世帯）当たり 600千円

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【実施要件】 ③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、全ての都道府県で家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を着実にを行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

事業の概要

（１）就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：2年間

（２）進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】

貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】

貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）

貸付期間：正規修学年数

（３）資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】 貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

※ 児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

実施主体等

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】 定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

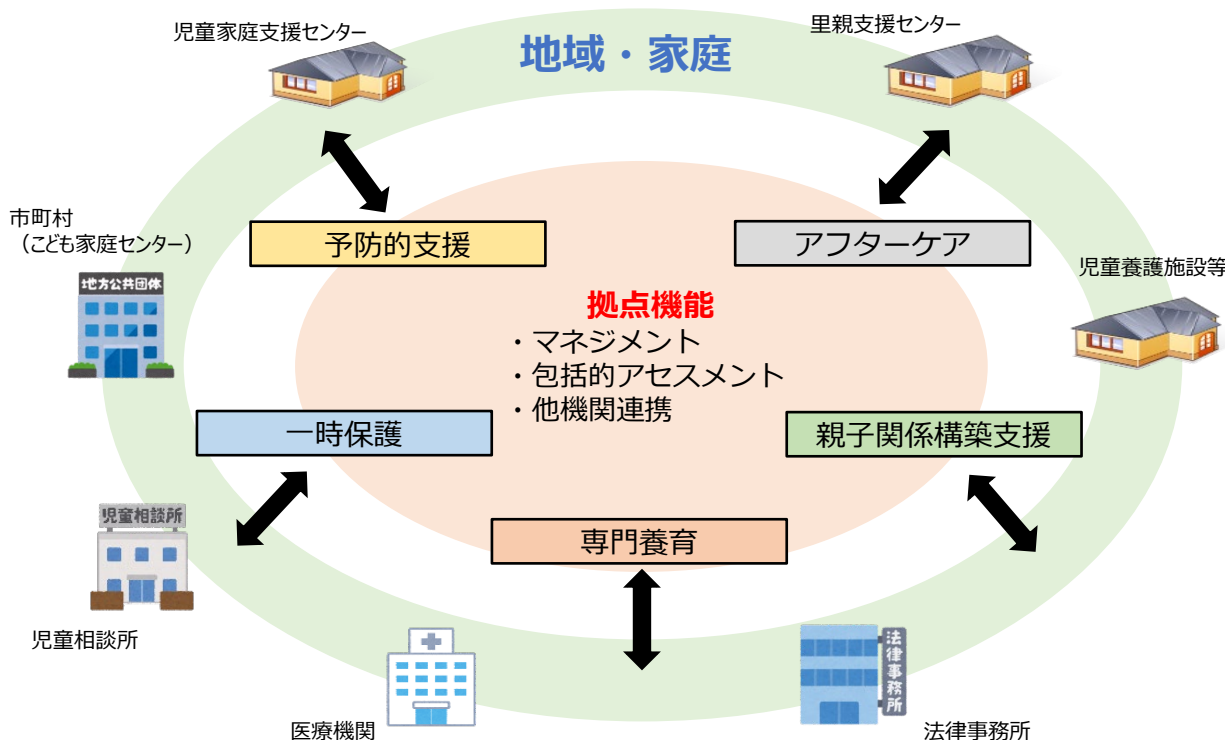
事業の目的

乳児院において、地域の支援拠点として乳児院の各機能を統括し、当事者のニーズに合わせて各機能を選択、統合して適切に提供できるようマネジメントリーダーの配置や、妊産婦等生活援助事業等の活用のための市町村等との連携職員の配置などを行うことにより、一層の高機能化及び多機能化・機能転換を図る。

事業の概要

乳児院において、地域の支援拠点として乳児院の専門養育機能や予防的支援機能等の各機能を統括し、当事者のニーズに合わせて各機能を選択、統合して適切に提供できるようマネジメント等を行うため、

- ・センターの拠点機能を統括するマネジメントリーダーの配置
 - ・医師や弁護士等の外部有識者によるコンサルタントの実施
 - ・母子保健施策や子育て短期支援事業をはじめとする市町村事業、妊産婦等生活援助事業の活用のために市町村（特にこども家庭センター）や保育所等と連携するための職員の配置
 - ・要保護児童対策地域協議会へ参画するための専門的な職員の配置
- に必要な経費の補助を行う。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1か所当たり 16,639千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 児童養護施設等における小規模なグループによるケアの実施など、こどもの養育環境の改善を図るための改修や、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修、改正児童福祉法関連施設・事業所の開設準備経費や改修費等に係る経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。
- 里親身分証明書の取り組みが全国的に進むよう、都道府県等における里親身分証明書の発行に必要な備品購入等を支援することにより、里親の負担軽減を図る。
- こどもの安心・安全な生活環境の確保及びプライバシー保護を図ることにより、すべての児童養護施設等においてこどもが安心して過ごすことができる環境となるよう、児童養護施設等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

【補助制限】

- （★）の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることができる「拡充」
- （☆）の事業：事業を行う施設等1か所につき1回限り

（1）児童養護施設等の環境改善事業

- 入所児童等の生活環境改善事業
 - 児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
 - 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助（★）
- ファミリーホーム等開設支援事業（☆）
ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品の購入に係る経費を補助
- 児童家庭支援センター開設支援事業（☆）
既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助
- 耐震物件への移転支援事業（☆）
耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

（2）地域子育て支援拠点の環境改善事業（★）

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

（3）児童相談所及び一時保護所の環境改善事業（★）

- 児童相談所でこどもの心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
- 一時保護所でこどもの生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

（4）改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（☆）「新規」

- 里親支援センターを開設するため、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等に係る経費を補助する。
- 社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入に係る経費を補助する。

（5）里親負担軽減事業（★）「新規」

里親が、自身と委託されたこどもとの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るため、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。

（6）児童養護施設等（※）における性被害防止対策支援事業（★）「新規」

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。

（※）児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童相談所、児童相談所一時保護施設（一時保護委託先を含む。）

実施主体

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 都道府県、市町村 | (4) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 |
| (2) 市町村 | ※妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 |
| (3) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 | (5) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 |
| | (6) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 |
| | ※母子生活支援施設又は妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、市及び福祉事務所設置町村 |

補助基準額

- | | | | |
|----------|--------|---------|--|
| (1) <1.> | 1か所当たり | : 800万円 | ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円 |
| <2.> | 1か所当たり | : 800万円 | ※ ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算 |
| <3.> | 1か所当たり | : 300万円 | |
| <4.> | 1か所当たり | : 800万円 | ※ 里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円 |
| (2) | 1か所当たり | : 800万円 | |
| (3) | 1か所当たり | : 800万円 | |
| (4) | 1か所当たり | : 800万円 | |
| (5) | 1か所当たり | : 50万円 | |
| (6) | 1か所当たり | : 10万円 | |

補助率

- (1) 国：1/2（2/3（※）） （都道府県等：1/2（1/3（※））、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
（※）児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化について、令和11年度末までに確実に実施するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）
- (2) 国：1/2 （指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
- (3) 国：1/2 （都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）
- (4) 国：1/2（3/4（※）） （都道府県等：1/2（1/4（※））、又は、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4）
（※）里親支援センターの開設準備経費
- (5) 国：1/2 （都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）
- (6) 国：1/2 （都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4、事業者：1/4）

**人口動態・社会経済の変化を踏まえた
持続的なこども施策の提供体制の構築**

令和8年度概算要求額 245億円 + 事項要求 (245億円)

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】
 - ・保育所整備事業【私立】 ・幼保連携型認定こども園整備事業【私立】 ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】 ・公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
 - ・小規模保育整備事業【私立・公立】 ・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業

実施主体等

【実施主体】 ①（②以外）市区町村 ②（公立認定こども園）都道府県・市区町村

【設置主体】 ①（うち、私立保育所、私立認定こども園）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

※ 「実施計画」の採択を受けている場合「市町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。

①（うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所）市町村が認めた者（公立施設を含む。）

②都道府県・市区町村

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所 等

【補助割合】

① 原則国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（1／2→2／3） 【国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4】

○待機児童対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策 ※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

② 原則国 1／3、設置者（市区町村） 2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

【拡充】補助率の嵩上げについて、「人口減少対策」のための認定こども園の整備については、「保育所部分」に加えて「教育部分」にも嵩上げを適用する。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修を行う際等に要する改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

事業の概要

- 【対象事業】
 (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業 (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
 (4) 認可化移行改修費等支援事業 (5) 家庭的保育改修費等支援事業 (6) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額（R7）】

(1) 新設または定員拡大の場合（1施設当たり）	利用（増加）定員19名以下	18,540千円
	利用（増加）定員20名以上59名以下	33,372千円
	利用（増加）定員60名以上	67,981千円

老朽化対応の場合（1施設当たり） 33,372千円

(2) 1事業所当たり：27,193千円	(3) 1施設当たり：27,193千円	(4) 1施設当たり：39,553千円
(5) 保育所で行う場合（1か所当たり）：27,193千円	保育所以外で行う場合（1か所当たり）：2,966千円	
(6) 1事業所当たり	①改修費等：4,527千円	②礼金及び賃借料（開設前月分）：600千円

【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4 (*)国：1/2、市区町村：1/2
 (※)国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4 (*)国：2/3、市区町村：1/3
 (5) 国：1/2、市区町村：1/2 (※)国：2/3、市区町村：1/3
 (6) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4 (*)国：2/3、市区町村：1/3

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

* 公立の場合の補助率（(2)、(6)に限る）

【見直し】「定期借家契約」の賃貸物件については補助の対象外とする。

※資材高騰などの原油価格・物価高騰対策については、予算編成過程で検討。

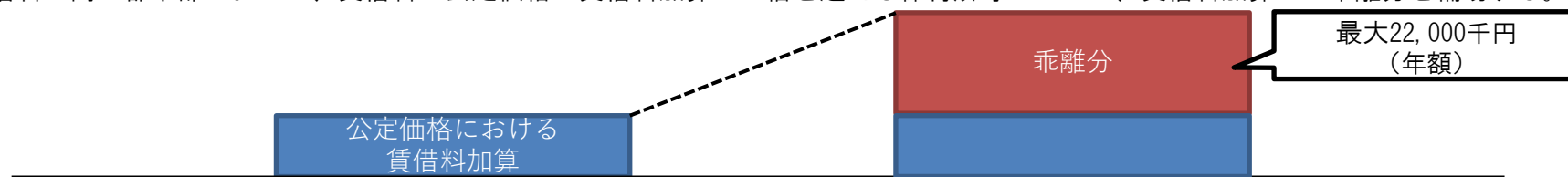
＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 賃貸物件において保育所等の運営を行う場合、賃借料の実勢価格と公定価格における賃借料加算の収入額が乖離している都市部の保育所等について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資するとともに、保育所又は幼保連携型認定こども園の整備に当たり、土地の確保が困難な都市部等での整備を促進するため、土地借料の一部を支援し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

事業の概要

(1) 賃借料が高い都市部において、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超える保育所等について、賃借料加算との乖離分を補助する。



(2) 土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

【補助基準額】

(1) 1施設当たり 22,000千円

(見直し) 特別区及び財政力指数が1.0を超える市区町村の場合に補助基準額を9/10とする措置は廃止する

* 対象施設は、賃借料加算の「都市部」単価を算定しており、かつ、建物借料が賃借料加算の額の3倍を超える施設等に限る

(2) 1施設当たり 21,200千円

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4

(見直し) 令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、特別区及び財政力指数が1.0を超える市区町村の場合、国：1/3、市区町村：5/12、事業者：1/4とする

令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。

・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- 人口減少地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。
- また、人口減少が進む状況においては、地域ごとのデータ分析を進め、地域によって異なる課題や事情に応じた支援を行っていく必要があることから、市町村において今後の地域の保育所等についての課題や将来像をEBPM的な視点で検討していくことのできるよう地域分析に係る支援を行う。

事業の概要

(1) 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業

【事業内容】

- 認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

【対象自治体】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）又は過疎地域に準ずる市町村（※）
※ 過疎地域に準ずる地域であると市町村において判断される地域を有する市町村

【対象施設】

- 既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。
※ 実施施設数は1施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

【対象となる取組】

- ①保育機能を強化する取組 ②乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
③こども・子育て家庭を支援する取組 ④こども・子育て支援以外の様々な支援の取組
⑤地域づくりのための取組

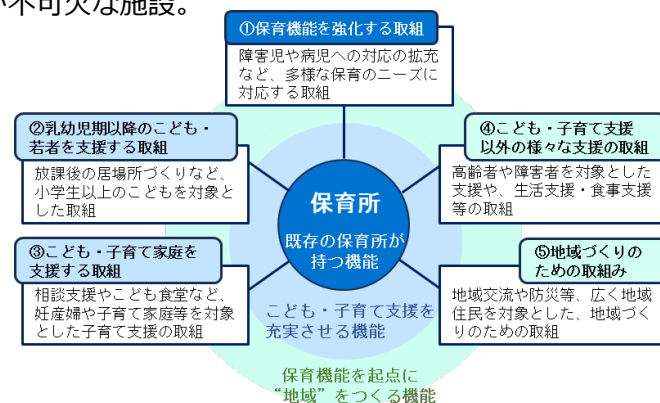
(2) こども・子育て支援の地域分析のためのモデル事業

【事業内容】

- 自治体において、将来的な保育ニーズや保育資源、近隣地域や同規模の他地域との比較などを踏まえた地域分析を行うための費用を一部補助し、自治体における地域分析のモデルを構築する。

【対象自治体】

- 市区町村



実施主体等

【実施主体】 市区町村（市町村が認めた者への委託可） ※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体。

【補助基準額】 (1) 及び (2) の事業：（一般型）1自治体あたり 10,000千円 ※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。
また、(1)の事業については、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

(1) の事業：（被災地型）1自治体あたり 15,000千円 ※能登半島地震により被災した能登半島の3市3町で実施する場合。

【補助割合】 国：3／4、市区町村：1／4

令和8年度概算要求額 67億円 + 事項要求（67億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、令和4年改正児童福祉法や「こども・子育て支援加速化プラン」等を踏まえ、次世代育成支援対策の充実を図るとともに、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、児童福祉施設等の耐災害性強化対策を推進する。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリングラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	・助産施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

<事項要求>

○防災・減災・国土強靱化の推進

「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

○物価高騰対策

物価高騰対策については、今後の物価高騰等の状況を踏まえ、予算編成過程において検討する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】

定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

※以下については補助率の高上げを実施

- ・児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化に係る施設整備であって一定要件を満たす場合 国1/2相当→2/3相当
- ・産後ケア事業を行う施設の創設・増(改)築 国1/2相当→2/3相当
- ・「こどもの居場所」としての機能強化を図る児童館の施設整備を行う場合 国1/3相当→1/2相当

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

事業の概要

- （1）保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- （2）こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、（1）の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。
- （3）病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- （4）医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。
- （5）認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- （6）都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- （7）都道府県において、保育士資格の登録申請の届出等、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- （8）児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【拡充】(3)について、都道府県主導による広域連携推進のため、新たに都道府県を実施主体に追加

【補助基準額】(1)(ア)業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円）
- 2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合：90万円）
- 3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
- 4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※ 1施設 1回限り対象。ただし、新たに「キャッシュレス決済」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。

※ 保育業務施設管理プラットフォームを導入している施設において、新たに「登降園管理等の業務」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。

- (イ)翻訳機等の購入 1施設当たり：15万円
- (2) こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器等の導入 1施設当たり20万円
- (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入
 - (ア) 1 市区町村当たり：5,000千円 (イ) 1施設当たり：1,000千円 (ウ) 1 都道府県当たり：10,000千円

※ (ウ)について、都道府県内の広域連携（市町村をまたいだ利用の仕組み）に参加している市町村の病児保育において、他市町村の利用者が予約等できるICTの導入体制を整備する都道府県が対象

- (4) 医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入 1施設当たり 20万円
- (5) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：20万円
- (6) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円
- (7) 保育士資格取得等に係るシステム改修 総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定
- (8) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 50万円※ 1施設 1回限り対象

【補助率】(1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4（*）国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4

(2) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4（*）国：2/3、市区町村：1/12、事業者：1/4

(3) (ア)国：1/2、市区町村：1/2

(イ)国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

(ウ)国：1/2、都道府県：1/2

※ (ア)について、管内の病児保育施設の70%以上に予約システムを導入した自治体 国：2/3、市区町村：1/3

※ (ウ)について、都道府県内の病児保育施設の70%以上に、他市町村の利用者が予約等できるICTシステムを整備した都道府県 国：2/3、都道府県：1/3

(4) 国：1/2、市区町村：1/2

(5) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4 * 国：2/3、都道府県・市区町村：1/12、事業者：1/4

(6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (7) 国：1/2、都道府県：1/2 (8) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

※(1)～(3)、(5)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2（*）国：2/3、自治体：1/3
 ((1)～(2)、(5)は、特別区及び財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。ただし、(1)、(5)は、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみ、特別区及び財政力指数1.0以上の地方自治体も対象とする。)

* 自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助率を嵩上げ

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数 (464億円の内数)

事業の目的

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに横展開を行うことにより、負担軽減や保育の質の向上効果を保育現場が実感をもって理解する環境を整備するとともに、働きやすい職場環境づくりを通じた将来の保育士を目指す若者への魅力発信にも資する。

事業の概要

- 全国複数拠点において、民間事業者等が自治体と連携し、以下の3つをパッケージとして行うモデル的な取組（「保育ICTラボ」）を行うための経費を支援する。

①先端的な保育ICTのショーケース化

一定の地域内にある先端的な保育ICTを実践している保育所等について、実践公開や導入効果の最大化等を通してショーケース化する取組に対する支援を行う。

※事例の発掘に当たっては、「保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究」とも連携を図る。

※他の保育ICTに係る事業で補助対象となっているシステム・機能に係る導入経費に関しては、本事業の補助対象外。

※実施団体の採択に当たっては、保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤とも連携して導入効果の最大化を図る取組を優先する。



②ICTに関する相談窓口・人材育成

ICT導入に関する技術的なサポート対応や、保育施設等においてICT推進のコアとなる人材の育成、ICT活用に当たっての伴走支援を行う外部人材の派遣に係る経費に対する支援を行う。

※実施団体の採択に当たっては、複数自治体で連携してICT導入の体制整備を行う取組（複数自治体が参画する協議会（自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会）の設置等）を優先する。



③ネットワーク形成・普及啓発

包括的なICT化の取組を行っている保育施設等や自治体間のネットワーク形成、及びこうした取組の社会的気運を醸成していくための普及啓発に係る経費（自治体内における先端事例の横展開、全国的な先進自治体・施設間のネットワーク形成・情報交換等）に対する支援を行う。

※採択に当たっては、令和6年度補正予算を活用して実施した取組を基盤にしつつ、当該取組に参画していない自治体や保育施設等を含め、更に横展開していく取組を優先する。



実施主体等

【実施主体】 保育ICTに知見を有する民間事業者等（公募により決定） 【補助率】 定額

※ 民間事業者等が実施主体となり、別途公募により採択された実施団体（自治体と連携する事業者等）による事業の実施を管理。

令和8年度概算要求額 26億円の内数

事業の目的

- 給付・監査等の保育業務のワンスオンリーを実現する保育業務施設管理プラットフォームについて、機能改善のための改修を行うことにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できるような環境を整備する。

事業の概要

- 保育施設等や自治体の利用しやすさ及び更なる業務負担【システムのイメージ図】※赤字部分が令和8年度実装対象

の軽減を行うために、以下の必要な改修を行う。

(令和8年度における機能改修内容)

1. 給付関係

- ✓ 施設型給付（広域請求部分）
- ✓ 施設等利用給付
- ✓ 延長保育事業
- ✓ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

2. 監査関係

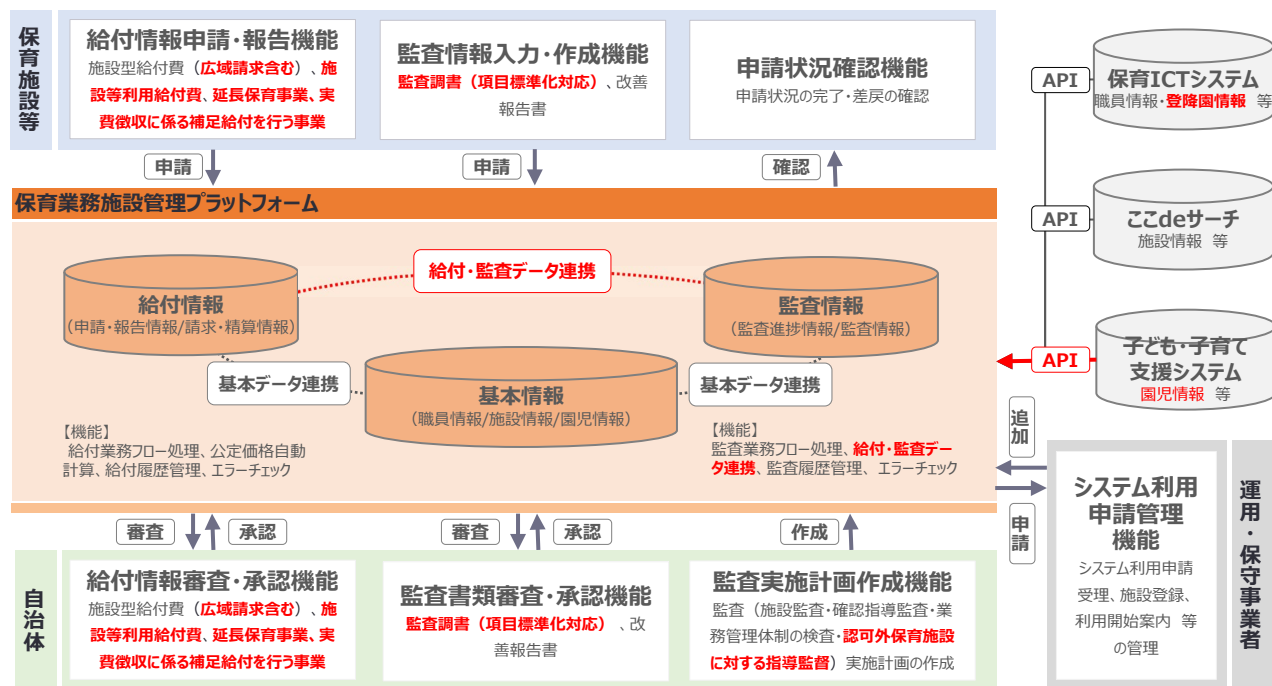
- ✓ 監査調書等の入力（項目標準化対応）
- ✓ 認可外保育施設に対する指導監督

3. データ連携関係

- ✓ 給付・監査データ連携
- ✓ 保育ICTシステムとの登降園情報のAPI連携
- ✓ 子ども・子育て支援システムとのAPI連携（施設管理PF側）

を整備する。

※令和8年度の工程管理・調達支援、令和9年度のシステム改修に係る要件定義支援も上記予算額の中で実施。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

令和8年度概算要求額 26億円の内数

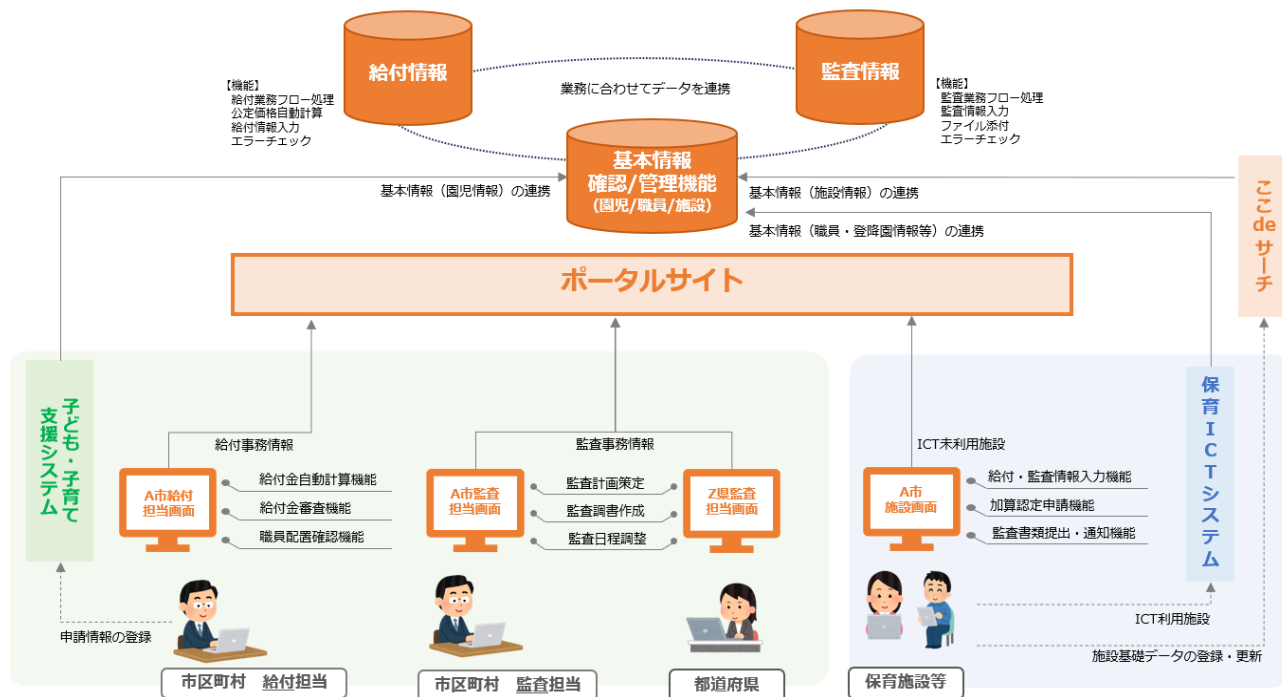
事業の目的

- 給付・監査等の保育業務のワンスオンリーを実現する保育業務施設管理プラットフォームについて、自治体及び保育施設等の職員がスムーズな利用及び持続的なサポートを行うため、運用保守を行う。

事業の概要

- 令和8年度より本格稼働する保育業務施設管理プラットフォームでは初期の実装範囲として以下の機能を実装する。
 - ✓ 給付請求等入力機能（加算認定申請等）
 - ✓ 給付金自動計算・審査機能（職員配置、公定価格計算等）
 - ✓ 監査書類提出・通知機能（実施通知、結果通知等）
- 自治体職員及び保育施設等職員が、上記の機能を用いて業務を行うに当たり、持続的なサポートを行うため、運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。

【システムのイメージ図】



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

令和8年度概算要求額 10億円の内数

事業の目的

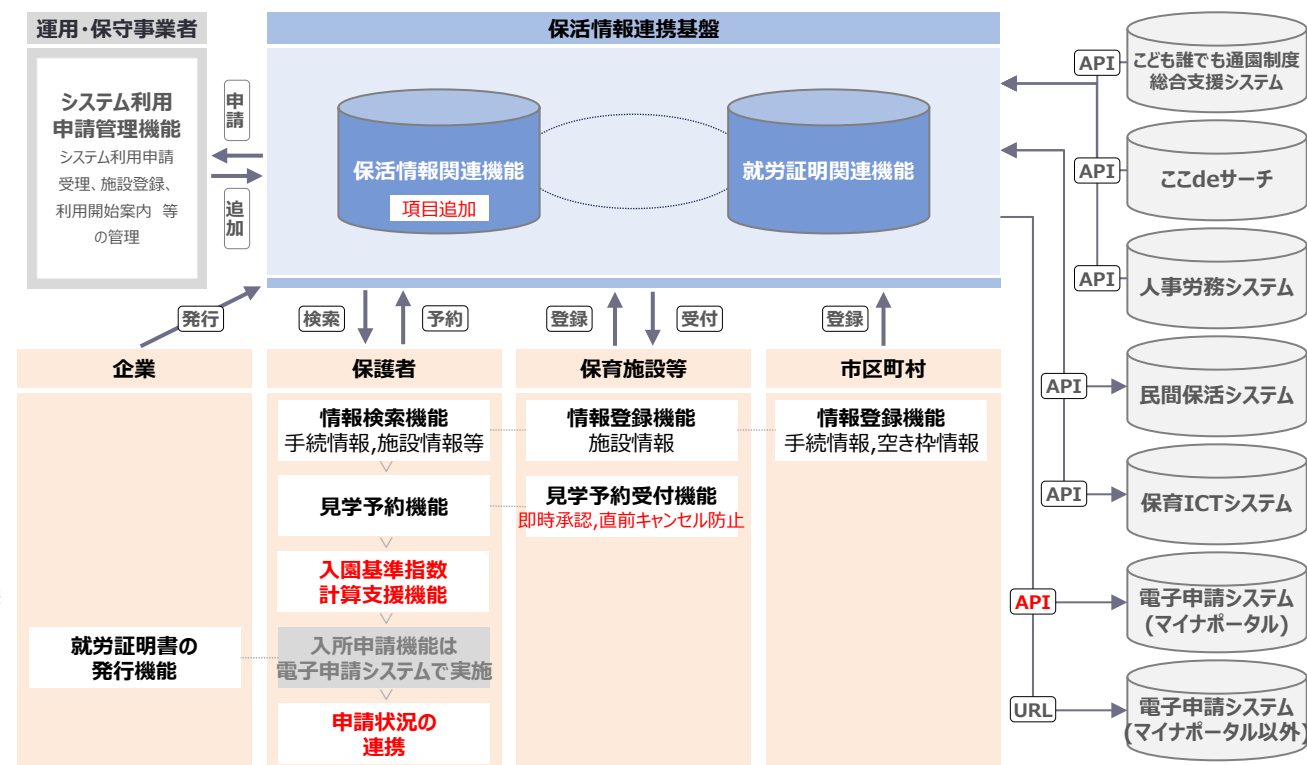
- 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現する保活情報連携基盤について、機能改善のための改修を行うことにより、保育施設への入所手続の円滑化並びに当該手続における保護者及び保育施設等の負担の軽減を図る。

事業の概要

- 保護者や保育施設等の更なる負担軽減のために、以下の機能を実装するための改修を実施する。
 - ✓ 就労証明書発行におけるマイナポータルとのAPI連携（通知等連携）
 - ✓ 入園基準指数計算支援機能
 - ✓ 見学予約の即時予約承認機能
 - ✓ 見学の直前キャンセル防止機能
 - ✓ 管理項目（保育園の周辺環境・通園時の持ち物）の追加
- デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した東京都の実証基盤を保活情報連携基盤へ移行するための改修を実施する。

※令和8年度の工程管理・調達支援、令和9年度のシステム改修に係る要件定義支援も上記予算額の中で実施。

【システムのイメージ図】 ※赤字部分が令和8年度実装対象



実施主体等

- 【実施主体】国（委託により実施）

令和8年度概算要求額 10億円の内数

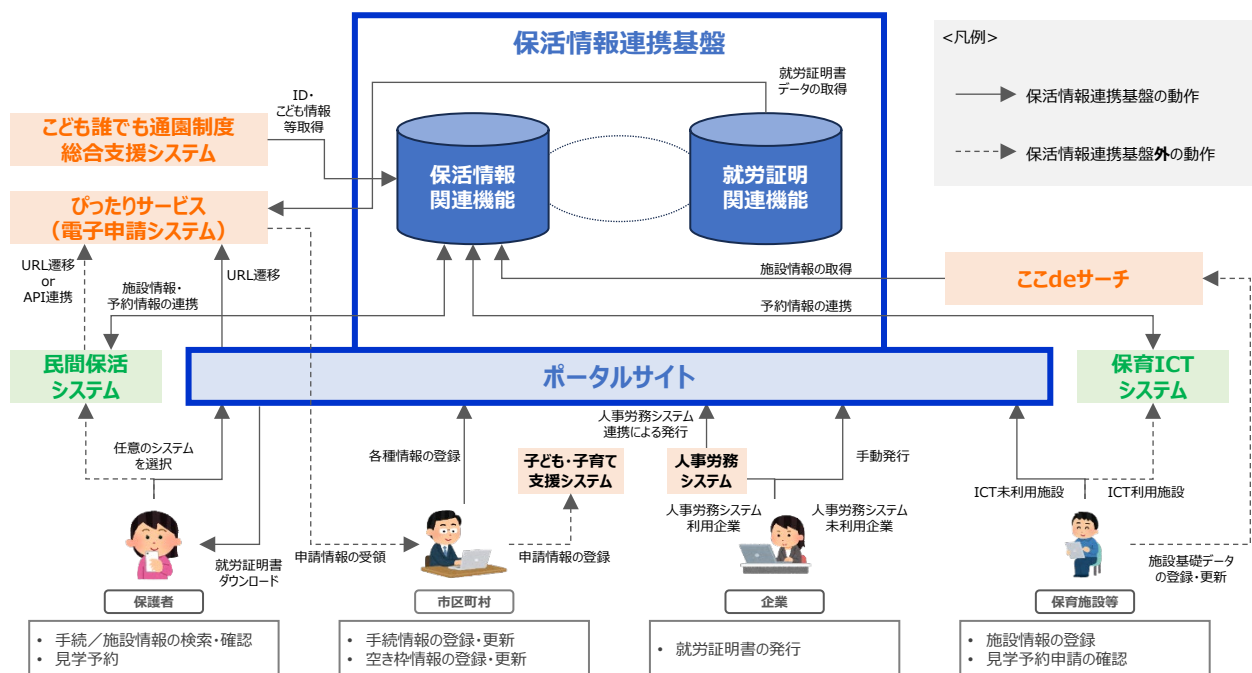
事業の目的

- 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現する保活情報連携基盤について、保護者、市区町村、企業及び保育施設等の職員のスムーズな利用及び持続的なサポートを行うため、運用保守を行う。

事業の概要

- 令和8年度より稼働する保活情報連携基盤では
初期の実装範囲として以下の機能を実装する。
 - ✓ 保護者が利用する民間保活システム
 - ✓ 保育施設等の保育ICTシステム
 - ✓ 民間の人事労務システム
 - ✓ 自治体の電子申請システム
 等と連携し、
 - ① 手続／施設情報の検索・確認、見学予約（保護者向け）
 - ② 手続／空き枠情報の登録（市区町村向け）
 - ③ 就労証明書の発行（企業向け）
 - ④ 施設情報の登録、見学予約申請の確認（保育施設等向け）
- 保護者、自治体職員、企業及び保育施設等職員が、
上記の機能を用いて手続・業務を行うにあたり、
持続的なサポートを行うため、
運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。

【システムのイメージ図】



※上記以外のシステム利用者 … こども家庭庁：こども家庭庁コンテンツの維持管理等を行う、都道府県：管轄の保育施設等の情報の閲覧を行う

実施主体等

- 【実施主体】国（委託により実施）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 555億円の内数（464億円の内数）

事業の目的

- 保育業務施設管理プラットフォームと自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）との連携のための改修を支援することにより、自治体の事務負担の軽減を最大化する。

事業の概要

- 市区町村が、保育業務施設管理プラットフォームと子ども・子育て支援システムとを連携する等のために、子ども・子育て支援システムの改修を行う場合に、当該改修に必要となる費用を補助する。

【改修のイメージ図】



実施主体等

【実施主体】 市区町村 【補助率】 国 1 / 2、市区町村 1 / 2 ※保育業務施設管理プラットフォームに参画する市区町村を補助対象とする。

令和8年度概算要求額 2,061億円の内数+事項要求（令和6年度補正予算 4億円）

事業の目的

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

事業の概要

【事業内容】

（1）業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減等を図るため、保護者との連絡等の業務のICT化や、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等に要する費用を補助する。
- 都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用を補助する。

（2）翻訳機等の購入

- 外国人の子育て家庭が気兼ねなく相談することができるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を補助する。

【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。）

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

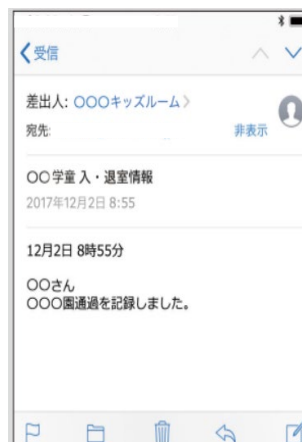
【令和8年度補助基準額案】

- （1）業務のICT化等を行うためのシステム導入・・・1か所当たり 500,000円
- （2）翻訳機等の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・1か所当たり 150,000円

活用イメージ

放課後児童クラブにおけるICT化の取組事例

（ICTを活用した入退館管理、保護者連絡の事例）



※ 本日の入室・退室児童一覧

児童の氏名 氏名

入室児童	入室時刻	退室時刻	入室児童	入室時刻	退室時刻
山田 太郎	8:55	15:30	山田 太郎	8:55	15:30
田中 花子	9:00	15:30	田中 花子	9:00	15:30
佐藤 一郎	9:05	15:30	佐藤 一郎	9:05	15:30
鈴木 次郎	9:10	15:30	鈴木 次郎	9:10	15:30
高橋 三郎	9:15	15:30	高橋 三郎	9:15	15:30
渡辺 四郎	9:20	15:30	渡辺 四郎	9:20	15:30
森田 五郎	9:25	15:30	森田 五郎	9:25	15:30
山本 六郎	9:30	15:30	山本 六郎	9:30	15:30
田村 七郎	9:35	15:30	田村 七郎	9:35	15:30
佐々木 八郎	9:40	15:30	佐々木 八郎	9:40	15:30
高木 九郎	9:45	15:30	高木 九郎	9:45	15:30
山口 十郎	9:50	15:30	山口 十郎	9:50	15:30
山崎 十一郎	9:55	15:30	山崎 十一郎	9:55	15:30
佐々木 十二郎	10:00	15:30	佐々木 十二郎	10:00	15:30
高木 十三郎	10:05	15:30	高木 十三郎	10:05	15:30
山口 十四郎	10:10	15:30	山口 十四郎	10:10	15:30
山崎 十五郎	10:15	15:30	山崎 十五郎	10:15	15:30
佐々木 十六郎	10:20	15:30	佐々木 十六郎	10:20	15:30
高木 十七郎	10:25	15:30	高木 十七郎	10:25	15:30
山口 十八郎	10:30	15:30	山口 十八郎	10:30	15:30
山崎 十九郎	10:35	15:30	山崎 十九郎	10:35	15:30
佐々木 二十郎	10:40	15:30	佐々木 二十郎	10:40	15:30
高木 二十一郎	10:45	15:30	高木 二十一郎	10:45	15:30
山口 二十二郎	10:50	15:30	山口 二十二郎	10:50	15:30
山崎 二十三郎	10:55	15:30	山崎 二十三郎	10:55	15:30
佐々木 二十四郎	11:00	15:30	佐々木 二十四郎	11:00	15:30
高木 二十五郎	11:05	15:30	高木 二十五郎	11:05	15:30
山口 二十六郎	11:10	15:30	山口 二十六郎	11:10	15:30
山崎 二十七郎	11:15	15:30	山崎 二十七郎	11:15	15:30
佐々木 二十八郎	11:20	15:30	佐々木 二十八郎	11:20	15:30
高木 二十九郎	11:25	15:30	高木 二十九郎	11:25	15:30
山口 三十郎	11:30	15:30	山口 三十郎	11:30	15:30
山崎 三十一郎	11:35	15:30	山崎 三十一郎	11:35	15:30
佐々木 三十二郎	11:40	15:30	佐々木 三十二郎	11:40	15:30
高木 三十三郎	11:45	15:30	高木 三十三郎	11:45	15:30
山口 三十四郎	11:50	15:30	山口 三十四郎	11:50	15:30
山崎 三十五郎	11:55	15:30	山崎 三十五郎	11:55	15:30
佐々木 三十六郎	12:00	15:30	佐々木 三十六郎	12:00	15:30
高木 三十七郎	12:05	15:30	高木 三十七郎	12:05	15:30
山口 三十八郎	12:10	15:30	山口 三十八郎	12:10	15:30
山崎 三十九郎	12:15	15:30	山崎 三十九郎	12:15	15:30
佐々木 四十郎	12:20	15:30	佐々木 四十郎	12:20	15:30
高木 四十一郎	12:25	15:30	高木 四十一郎	12:25	15:30
山口 四十二郎	12:30	15:30	山口 四十二郎	12:30	15:30
山崎 四十三郎	12:35	15:30	山崎 四十三郎	12:35	15:30
佐々木 四十四郎	12:40	15:30	佐々木 四十四郎	12:40	15:30
高木 四十五郎	12:45	15:30	高木 四十五郎	12:45	15:30
山口 四十六郎	12:50	15:30	山口 四十六郎	12:50	15:30
山崎 四十七郎	12:55	15:30	山崎 四十七郎	12:55	15:30
佐々木 四十八郎	13:00	15:30	佐々木 四十八郎	13:00	15:30
高木 四十九郎	13:05	15:30	高木 四十九郎	13:05	15:30
山口 五十郎	13:10	15:30	山口 五十郎	13:10	15:30
山崎 五十一郎	13:15	15:30	山崎 五十一郎	13:15	15:30
佐々木 五十二郎	13:20	15:30	佐々木 五十二郎	13:20	15:30
高木 五十三郎	13:25	15:30	高木 五十三郎	13:25	15:30
山口 五十四郎	13:30	15:30	山口 五十四郎	13:30	15:30
山崎 五十五郎	13:35	15:30	山崎 五十五郎	13:35	15:30
佐々木 五十六郎	13:40	15:30	佐々木 五十六郎	13:40	15:30
高木 五十七郎	13:45	15:30	高木 五十七郎	13:45	15:30
山口 五十八郎	13:50	15:30	山口 五十八郎	13:50	15:30
山崎 五十九郎	13:55	15:30	山崎 五十九郎	13:55	15:30
佐々木 六十郎	14:00	15:30	佐々木 六十郎	14:00	15:30
高木 六十一郎	14:05	15:30	高木 六十一郎	14:05	15:30
山口 六十二郎	14:10	15:30	山口 六十二郎	14:10	15:30
山崎 六十三郎	14:15	15:30	山崎 六十三郎	14:15	15:30
佐々木 六十四郎	14:20	15:30	佐々木 六十四郎	14:20	15:30
高木 六十五郎	14:25	15:30	高木 六十五郎	14:25	15:30
山口 六十六郎	14:30	15:30	山口 六十六郎	14:30	15:30
山崎 六十七郎	14:35	15:30	山崎 六十七郎	14:35	15:30
佐々木 六十八郎	14:40	15:30	佐々木 六十八郎	14:40	15:30
高木 六十九郎	14:45	15:30	高木 六十九郎	14:45	15:30
山口 七十郎	14:50	15:30	山口 七十郎	14:50	15:30
山崎 七十一郎	14:55	15:30	山崎 七十一郎	14:55	15:30
佐々木 七十二郎	15:00	15:30	佐々木 七十二郎	15:00	15:30
高木 七十三郎	15:05	15:30	高木 七十三郎	15:05	15:30
山口 七十四郎	15:10	15:30	山口 七十四郎	15:10	15:30
山崎 七十五郎	15:15	15:30	山崎 七十五郎	15:15	15:30
佐々木 七十六郎	15:20	15:30	佐々木 七十六郎	15:20	15:30
高木 七十七郎	15:25	15:30	高木 七十七郎	15:25	15:30
山口 七十八郎	15:30	15:30	山口 七十八郎	15:30	15:30
山崎 七十九郎	15:35	15:30	山崎 七十九郎	15:35	15:30
佐々木 八十郎	15:40	15:30	佐々木 八十郎	15:40	15:30
高木 八十一郎	15:45	15:30	高木 八十一郎	15:45	15:30
山口 八十二郎	15:50	15:30	山口 八十二郎	15:50	15:30
山崎 八十三郎	15:55	15:30	山崎 八十三郎	15:55	15:30
佐々木 八十四郎	16:00	15:30	佐々木 八十四郎	16:00	15:30
高木 八十五郎	16:05	15:30	高木 八十五郎	16:05	15:30
山口 八十六郎	16:10	15:30	山口 八十六郎	16:10	15:30
山崎 八十七郎	16:15	15:30	山崎 八十七郎	16:15	15:30
佐々木 八十八郎	16:20	15:30	佐々木 八十八郎	16:20	15:30
高木 八十九郎	16:25	15:30	高木 八十九郎	16:25	15:30
山口 九十郎	16:30	15:30	山口 九十郎	16:30	15:30
山崎 九十一郎	16:35	15:30	山崎 九十一郎	16:35	15:30
佐々木 九十二郎	16:40	15:30	佐々木 九十二郎	16:40	15:30
高木 九十三郎	16:45	15:30	高木 九十三郎	16:45	15:30
山口 九十四郎	16:50	15:30	山口 九十四郎	16:50	15:30
山崎 九十五郎	16:55	15:30	山崎 九十五郎	16:55	15:30
佐々木 九十六郎	17:00	15:30	佐々木 九十六郎	17:00	15:30
高木 九十七郎	17:05	15:30	高木 九十七郎	17:05	15:30
山口 九十八郎	17:10	15:30	山口 九十八郎	17:10	15:30
山崎 九十九郎	17:15	15:30	山崎 九十九郎	17:15	15:30
佐々木 一百郎	17:20	15:30	佐々木 一百郎	17:20	15:30

（保護者へ通知）



（業務の効率化）

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 0.5億円

事業の目的

- 放課後児童クラブの利用手続きや運営に係るオンライン化、ICT導入は進んでいない。そのため、放課後児童クラブ分野のDXを推進することにより、利用調整の円滑化による待機児童対策、利用者の利便性向上、業務負担軽減などが見込まれる。
- 本事業では、市町村域における放課後児童クラブDX推進に必要な業務要件定義の検討やアプリケーション（ツール）の開発（既存システムの改修を含む）等を通じ、入所申請等に係る手続きのオンライン化、利用調整、市町村と事業所間の情報連携、事業所と保護者間の日常的なやりとり、育成支援の記録等、市町村放課後児童クラブ担当部局や放課後児童クラブにおける総合的なDX推進のため、実証等を行う。
- 成果物を活用し、業務標準化やアプリケーションの仕様の検討、好事例の横展開等を行い、放課後児童クラブDXを推進する。

事業の概要

- 放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人・事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。
- 実証する業務範囲は、複数の機能を接続するようなものを想定。例示している業務間をつなぎ、シナジー効果を発揮できるようにする。

想定される業務・機能例

自治体

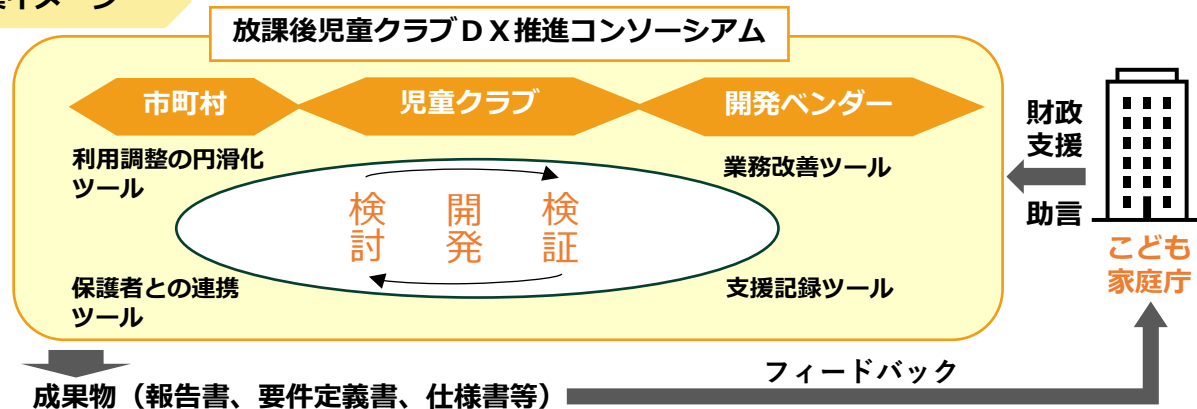
- ・利用申請手続き、面談等の予約
- ・利用調整、空き定員の公表

放課後児童クラブ

- ・児童の出欠席の記録、管理
- ・保護者からの欠席、遅刻、早退等の連絡
- ・保護者への連絡、アンケートの実施
- ・利用料の請求、請求書の作成
- ・職員の出退勤の管理、自治体への報告
- ・市町村からクラブへの情報提供
- ・育成支援の記録 等

これらをつなぐもの

事業イメージ



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）

【補助率】定額（国：10／10）

【補助単価】1自治体あたり年額：10,726千円

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度概算要求額 236億円の内数

事業の目的

児童相談所等におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用が全国的に展開されるよう促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

事業の概要

- 児童相談所等（※）におけるICT化を推進するための費用について補助を行う。

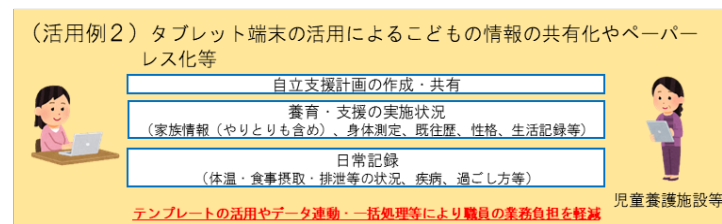
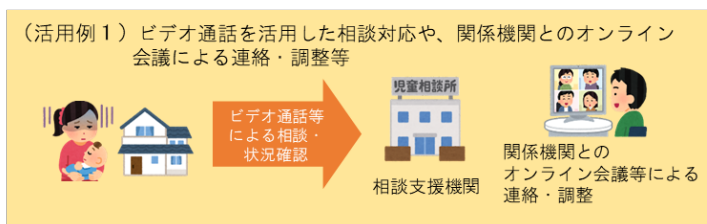
（活用例1）

①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備 等

（活用例2）

職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等や、スマートフォンの活用による入所児童等との円滑なコミュニケーションや所在確認等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備 等

（※）児童相談所、児童相談所一時保護施設、こども家庭センター、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅰ型及びⅡ型）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊娠婦等生活援助事業所



実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市区町村

【補助基準額】1か所当たり 1,000千円

【補助割合】 Ⅰ.児童相談所、児童相談所一時保護施設、こども家庭センター

国：1／2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1／2）

Ⅱ. 上記以外

国：1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／4、事業者：1／4）

国：1／2（都道府県：1／8、市及び福祉事務所設置町村：1／8、事業者：1／4）

※ 地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、

国：1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2）

国：1／2（都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4）

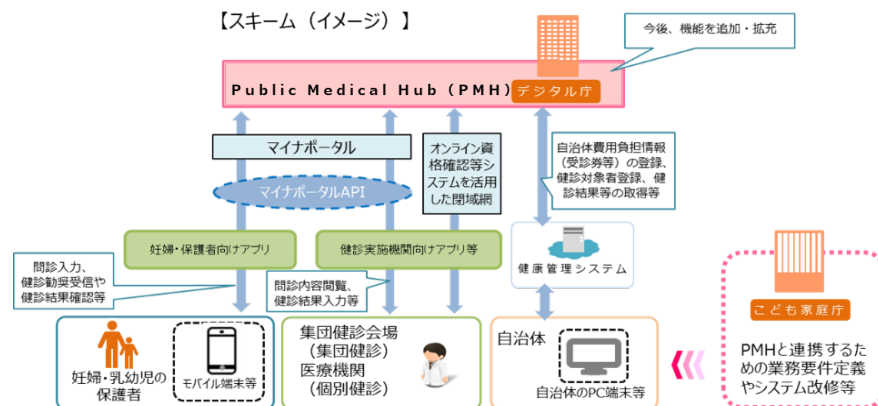
令和8年度概算要求額 11億円

事業の目的

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、マイナンバーカードの母子保健分野への利活用拡大として、「マイナポータルやマイナポータルとAPI連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。（略）実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。」とされ、また、経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月閣議決定）において、「母子保健等におけるこども政策DXを推進する」とされている。
- 母子保健デジタル化については、令和5・6年度に「母子保健デジタル化実証事業」を実施し、こども家庭庁とデジタル庁が協力して、デジタル庁が開発、機能追加・拡充する情報連携基盤（PMH）を活用し、妊婦健診や乳幼児健診について、マイナンバーカードを受診券として利用できるようにするとともに、問診票をスマホ等で入力できるようにする取組を先行的に実施しているところ。
- 引き続き、令和7年度の実証事業の結果等を踏まえ、PMHを活用した情報連携の対象となる母子保健業務の機能追加・拡充（産後ケア事業など）等の検討や、電子母子健康手帳に関する必要な対応、母子保健情報のDB化に向けた検討を行うための実証事業等を行い、母子保健業務のデジタル化等の取組を進めていくことで、住民・自治体・医療機関間の業務の効率化や迅速な情報共有を

事業の概要

- 母子保健デジタル化等実証事業の全体の進捗管理。
- デジタル庁が開発、機能追加・拡充する情報連携基盤（PMH）と連携するための住民、医療機関・自治体等のアプリ・システムの改修等や、集合契約・請求支払システム、母子保健DB等の構築に向けた調査研究、要件定義、その他のPMHに関連したデジタル化の取組を実施。



実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

事業の目的

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、マイナンバーカードの母子保健分野への利活用拡大として、「マイナポータルやマイナポータルとAPI連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。（略）実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。」とされ、また、経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月閣議決定）において、「母子保健等におけるこども政策DXを推進する」とされている。
- 母子保健デジタル化については、令和5・6年度に「母子保健デジタル化実証事業」を実施し、こども家庭庁とデジタル庁が協力して、デジタル庁が開発、機能追加・拡充する情報連携基盤（PMH）を活用し、妊婦健診や乳幼児健診について、マイナンバーカードを受診券として利用できるようにするとともに、問診票をスマホ等で入力できるようにする取組を先行的に実施しているところ。
- 令和6年度より、PMHを活用した妊婦健診及び乳幼児健診において社会保険診療報酬支払基金（以下単に「支払基金」という。）の運用するオンライン資格等確認システムを利用して個人認証を行っており、引き続き、令和8年度においても、当該システムを利用する必要があることから必要な予算措置を行う。

事業の概要

- 支払基金に対して、医療機関がオンライン資格確認等システムと連携するための費用などについて補助を行う。また、本システムの改修費用等について補助を行う。

実施主体等

【実施主体】 社会保険診療報酬支払基金 【補助率】 定額

事業の目的

- 令和6年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による母子保健法の改正により、妊婦健診や乳幼児健診等の事務に関する費用支払事務を国保連合会に委託することができる業務規定を新設し、情報連携基盤を活用した効率的な費用請求・支払事務を行えることとした。
- 現在、医療機関から自治体に対して紙による費用請求等の対応を行っているため、当該費用請求・支払に関するシステムを構築し、費用請求・支払事務をデジタル化する。
- また、里帰り先の医療機関で妊婦健診等を受診した際、当該医療機関と妊婦健診等の委託契約が締結されていない場合、健診費用を一旦医療機関に支払い、後日、住民票所在自治体の窓口で健診費用の償還払い手続きを行う必要があるが、集合契約システムを構築し、里帰り先の医療機関も含めて妊婦健診等の委託契約を締結できるようにすることで、償還払いの手続きなしで、妊婦健診等を受けることができるようになる。
- これらの取組を通じて、母子保健業務における自治体・医療機関双方の費用請求等の事務負担軽減及び業務効率化や、妊産婦・乳幼児の利便性の向上を図っていく。

事業の概要

- 費用請求等の事務負担軽減を図るため、市町村と医療機関間での集合契約を行うための集合契約システムや、健診等の費用請求及び支払を行う請求支払システムの構築に必要な経費について、補助を行う。

実施主体等

【実施主体】 公益社団法人国民健康保険中央会 【補助率】 定額

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度概算要求額 236億円の内数

事業の目的

- 児童虐待相談に対応する児童相談所やこども家庭センター、児童福祉施設等（以下「児童相談所等」という）が安定的に人材を確保するため、福祉系学部学生の児童福祉分野に対する就職意欲向上や、児童福祉分野で働く職員が心身の不調により離職することを防止することが課題となっている。
- 福祉系学部を有する大学等に相談員を配置し、児童福祉分野への就職を支援する「こども・若者支援人材バンク」を運営することで、在学生に対する早期のアプローチが可能となるほか、就労後のフォローまで行うことで、定着に向けた支援も行うことを目的とする。

事業の概要

「こども・若者支援人材バンク」は、自治体ごとの課題に応じ、「相談支援人材の広域的基盤強化」や「社会福祉法人等と連携した人材確保・定着支援」など、個別ニーズに沿った運用を行う。（「こども・若者支援人材バンク」は自治体が福祉系学部を有する大学等と連携して運営。①は必須、②～④は任意で実施）

① こども・若者支援人材バンクの運営等

- ア：児童福祉司等を目指している者等に対する相談支援
- イ：児童相談所等における求人情報の収集・管理及び児童福祉司等を目指している者等に対する求人情報の提供
- ウ：児童福祉司等の求職情報の収集・管理及び児童相談所等への情報提供
- エ：児童相談所等での実習やインターンの受け入れ調整
- オ：その他こども・若者人材バンクの運営等に必要な取組

② 定着支援コーディネーターの配置

「定着支援コーディネーター」を配置し、児童福祉司等が就業を継続するための相談支援や、就職1年目の児童福祉司等を対象とした独自研修、就業先幹部職員向け人材定着勉強会等を開催し、定期的にフォローする体制を確保するなど、定着に向けた支援を行う。

③ こども・若者支援人材バンク認知度向上のための普及啓発

「こども・若者支援バンク」の認知度を向上させ、積極的な活用を図るための広報や、取組内容等を紹介するシンポジウムの開催、集客力の高い施設やイベント等での出張相談会の開催等を行う。

④ マッチングシステムの導入によるマッチング強化

マッチングシステムを導入することで、児童福祉司を目指す者等と児童相談所等とのきめ細かいマッチングを実施する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

【補助率】国：10/10

【補助基準額（1自治体当たり）】 ①12,728千円 ②6,685千円 ③4,450千円 ④7,000千円

〔その他〕

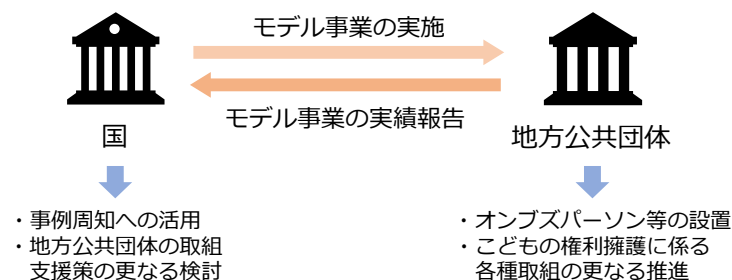
事業の目的

- こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）においては、「こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。」とされているところ。
- これに基づき、令和6年度に、地方公共団体が設置するこどもの権利が侵害された場合の救済機関（以下、オンブズパーソン等）を含め、国内外の相談救済機関の事例に関する調査研究を実施した。さらに、令和7年度には、その調査研究結果を踏まえた追加の調査研究を実施することにより、地方公共団体のオンブズパーソン等の実態把握を進める予定。
- 上記の調査研究結果によれば、オンブズパーソン等の設置を行っている地方公共団体は約70自治体となっており、また、取組状況も区々であることから、これらの取組を質量ともに拡充するよう推進していく必要がある。

事業の概要

- 都道府県・市区町村等の地方公共団体からモデル事業を実施する地域を指定し、オンブズパーソン等の設置や機能拡充等に向けた取組を支援するとともに、それらに係る制度面、財政面、実務面等の課題の把握や、それらを解決するための知見等を収集する。
- 上記により、地方公共団体におけるオンブズパーソン等の設置等をはじめとする権利擁護の体制整備を促進しつつ、実際の取組を通じて明らかとなる課題把握・知見収集を行い、これらを活用して、地方公共団体におけるこどもの権利擁護の体制整備に向けたガイドライン等の策定を目指す。

<イメージ>



実施主体等

【実施主体】

国（民間事業者等へ委託）

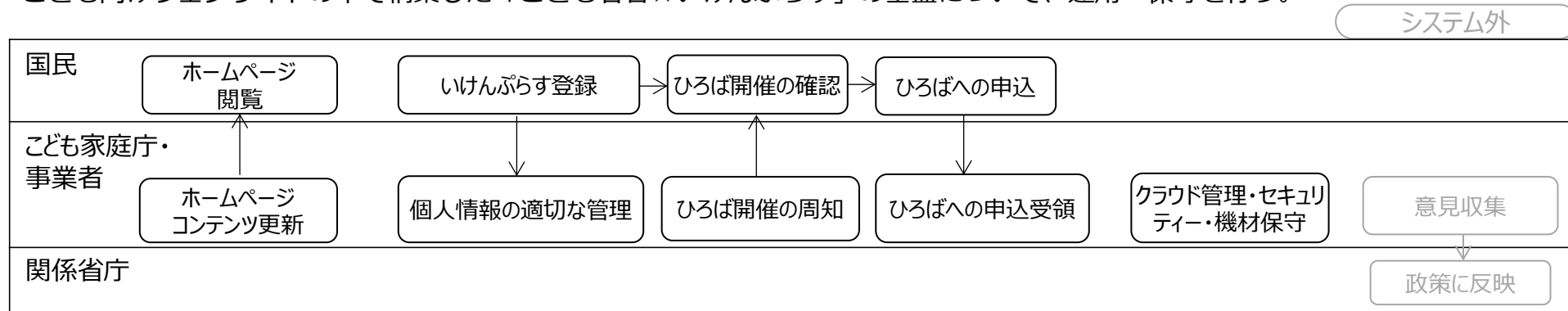
＜情報処理業務庁費＞ 令和8年度概算要求額 0.7億円

事業の目的

- 「こども若者★いけんぷらす」の着実な実施のため、こどもまんなか実行計画2025（令和7年6月6日こども政策推進会議決定）において「各種こども施策に関する意見聴取を効果的に実施するため、こども家庭庁こども向けウェブサイトへの「こども若者★いけんぷらす」の基盤の構築に向けて取り組む。」「こども施策は着実に施策を実施するだけでなく、必要な方々に必要な情報がタイムリーに届かなければ、施策の効果が上がらないことから、施策の対象者に届きやすい方法や媒体（中略）を活用し、丁寧かつきめ細やかな広報・情報発信を重ねていく。」と明記された。
- これらを踏まえ、こども家庭庁こども向けWEBサイトに、こどもが権利の主体であることの学びを得る機会を提供するとともに、「こども若者★いけんぷらす」への参加、こども施策を含むテーマに関する情報提供、意見表明、施策反映の結果についてのフィードバックまでの一連の過程を完結できるよう、機能実装を行うこととしている。
- これを通して、各種こども施策に関する意見聴取をより効果的に実施するとともに、個人情報の適切な保護が確保された環境で分析等を実施、施策に反映できる環境を構築する。

事業の概要

- こども向けウェブサイトの中で構築した「こども若者★いけんぷらす」の基盤について、運用・保守を行う。



実施主体等

【実施主体】 国（委託）

令和8年度概算要求額 1億円

事業の目的

- 「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）では「良質なデータがあつてこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となる」との認識の下、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究の充実や必要なデータの整備等を進める」こととしており、国際比較や長期的に把握可能なデータ等を充実させるため、調査を実施する。
- また、様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していくこととしている。

事業の概要

1. こども政策に関する調査研究

①「こどもの福祉と保健に関する状況報告」（一般統計調査）

こどもに関する福祉・保健にわたる各種施策の実施状況を把握する観点から、児童虐待相談対応件数や人工妊娠中絶件数、保健指導数等のデータを収集し、国及び地方公共団体のこども・子育て施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得るための調査を引き続き実施する。

②「こども・若者国際比較調査（仮称）」

少子化は先進諸国に共通する問題であり、その背景をなす重要な要素としての結婚、子育て観等について、我が国と諸外国の国民意識とその変化を調査し、我が国の特性を把握し、少子化対策の企画・立案の基礎資料を得るための調査を実施する。

③「少子化対策におけるPDCA推進のための調査研究」

少子化対策KPIの掲げている政策目標に向けた各種施策の少子化対策への効果把握の実効性を向上するため、既存のKPI指標を補完するデータの取得等に関する調査研究を行う。

2. こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実（こども家庭庁EBPMアドバイザーによる伴走支援の実施に係る経費 等）

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ一部委託）

令和8年度概算要求額 0.3億円

事業の目的

- こども基本法（令和4年法律第77号）第10条において、都道府県・市町村は、こども大綱を勘案して、当該自治体におけるこども施策についての計画（以下「自治体こども計画」という。）を定めるよう努めることとされている。また、当該計画は関連する他のこどもに係る計画と一体的に策定することができることとされている。
- 自治体こども計画の策定経費を支援し、地域の実情に応じた自治体こども計画の策定促進を図る。

事業の概要

- 自治体こども計画策定支援（現行のこども政策推進事業費補助金の一部に計上）
自治体が行う、こども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査や調査結果を踏まえたこども計画の策定経費に対し重点的に支援する。

実施主体等

【実施主体】 市区町村 【補助率】 1／2

令和8年度概算要求額 91億円（91億円）

※令和8年度概算要求額は全額、事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

※ 令和8年度に実施する地域子ども・子育て支援事業に係る「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費については、予算編成過程で検討することとなり、子ども・子育て支援施設整備交付金については、地域子ども・子育て支援事業の「量的拡充」に関連しているため、前年度予算額と同額を要求し、今後の物価高騰等の状況を踏まえ、予算編成過程で検討する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

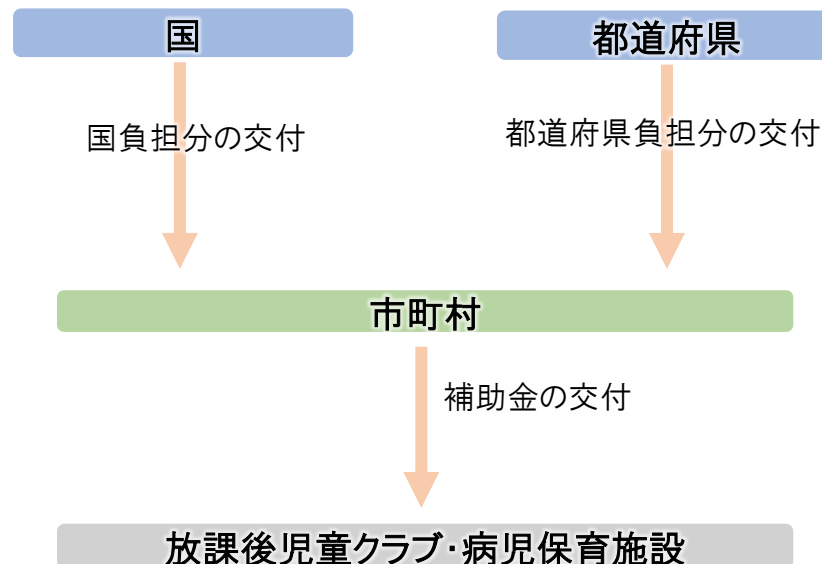
市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

【交付の流れ】



被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 【復興庁一括計上】

成育局 参事官（事業調整担当）

＜復興庁所管・被災者支援総合交付金＞ 令和8年度概算要求額 56億円の内数（77億円の内数）

事業の目的

被災した子どもへの支援として、親を亡くした子ども等への相談・援助等の事業を実施する。

事業の概要

（１）遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域）

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

（２）親を亡くした子ども等への相談・援助事業（被災県（岩手県・宮城県・福島県）及び被災県内市町村）

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

（３）児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域）

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

実施主体等

【実施主体】

（１）（３）の事業 福島県及び福島県内の市町村

（２）の事業 被災県（岩手県、宮城県、福島県）及び被災県内の市町村

※ 市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※ 各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

【補助率】

定額（国10/10相当）

ただし、（１）の事業は予算編成過程で検討、（２）の事業のうち岩手県、宮城県及び当該県内の市町村の場合は国2/3